

平成29年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成29年2月21日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	8番	梶 繁美君
	9番	池谷 洋子君	10番	込山 恒広君
	12番	池谷 弘君	13番	米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	岩田 芳和君	町長戦略課長	長田 忠典君
総務課長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	平野 正紀君
防 災 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	高村 良文君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	大庭 和広君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	後藤 喜昭君
こども育成課長	小野 正彦君	生涯学習課長	山本 智春君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 6番 阿部 司君 7番 渡辺 悦郎君

散 会 午後3時03分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第1号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第5 議案第4号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第6 議案第5号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第6号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第7号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第8号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第9号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第10号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第11号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第12号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第13号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第15 議案第14号 建設工事に関する協定(変更)の締結について
- 日程第16 議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 小山町都市計画税条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要について
- 日程第25 議案第24号 町道路線の廃止について
- 日程第26 議案第25号 町道路線の変更について
- 日程第27 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第28 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第32 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第33 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算
日程第34 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算
日程第35 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第36 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第37 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第38 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第39 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算

(追加日程)

- 追加日程第1 町長提案説明
追加日程第2 議案第39号 工事請負契約(変更)の締結について

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。阿部 司君の発言の場所は、議席での発言を許可することを報告いたします。阿部 司君、梶 繁美君におかれましては、体調を考慮いたしまして、このお二方に関しては挙手による表決を許可することを報告します。

議 事

午前10時01分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成29年第2回小山町議会3月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですので、朗読を省略いたします。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、6番 阿部 司君、7番 渡辺悦郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月14日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思います。

ただいま町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題といたします。

本定例会に提出されました報告第1号及び議案第4号から議案第26号までの24議案につきまし

て、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成29年第2回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、報告1件、平成28年度補正予算9件、規約の一部改正1件、建設工事に関する協定変更の締結1件、条例の制定5件、一部改正3件、町営土地改良事業計画1件、町道路線の廃止・変更・認定が各1件、平成29年度当初予算12件の、合計36件であります。

はじめに、報告第1号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条例第11条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第4号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理をするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億1,524万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を111億2,304万9,000円とするものであります。

また、併せて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第5号から議案第12号までについても、決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理に伴うもので、7つの特別会計と1つの事業会計の補正予算であります。

はじめに、議案第5号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5,100万4,000円を減額し、歳入歳出総額を23億5,439万4,000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ69万8,000円を追加し、歳入歳出総額を553万1,000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ721万6,000円を減額し、歳入歳出総額を1億9,990万8,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ829万2,000円を減額し、歳入歳出総額を1億9,162万2,000円とするものであります。

また、併せて地方債の補正をするものであります。

次に、議案第9号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

す。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ643万円を追加し、歳入歳出総額を17億8,406万4,000円とするものであります。

また、併せて繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第10号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,160万9,000円を追加し、歳入歳出総額を5億1,042万7,000円とするものであります。

次に、議案第11号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億1,140万円を減額し、歳入歳出総額を15億7,578万6,000円とするものであります。

また、併せて繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第12号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出を989万3,000円減額するものと、資本的収入を323万2,000円増額するとともに、資本的支出においては620万円を減額するものであります。

次に、議案第13号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の変更は、裾野市及び長泉町で構成する裾野長泉清掃施設組合において、共同処理する事務の追加をすることに伴い、当該組合の名称が裾野市長泉町衛生施設組合に変更することに伴うものであります。

この組合規約の変更の協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。

本案は、御殿場線足柄・御殿場間30k018m付近 町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事の施行に関する変更協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、三来拠点事業の湯船原地区に計画しているロジスティックターミナルエリアにおいて、工業団地造成事業に関する経理の明確化、円滑な運営を図るため、特別会計を設定することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、三来拠点事業の湯船原地区に計画している林業エリアにおける、木質バイオマス発電

事業に関する経理の明確化、円滑な運営を図るため、特別会計を設定することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第17号 小山町都市計画税条例の制定についてであります。

本案は、平成30年度から、地方税法第702条の規定に基づく都市計画税を課税するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、映像制作及び起業支援の拠点として、小山フィルムファクトリーを設置し、管理運営を行うため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、東名足柄バスストップ駐車場の施設管理について、受益者負担の考え方から駐車場を有料化することとし、指定管理者制度の導入により、利用者へのサービス向上と、管理経費の縮減を図るため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成29年4月1日からの町の組織・機構の見直しに当たり、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成28年8月8日付の人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正が行われたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成28年11月28日に公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、小山町税条例等の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要についてであります。

本案は、小山町営土地改良事業の実施に当たり、当該土地改良事業計画の概要について、土地改良法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号、議案第25号及び議案第26号につきましては、県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、下原工区ほ場整備事業及び桑木工区ほ場整備事業が完了したことから、区域内の町道路線の廃止、変更、認定について、議会の議決を求めるものであります。

以上、報告1件、議案第4号から議案第26号までの提案説明を終わりにいたします。

なお、各議案の審議に際し、議案第13号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

についてを除き、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 報告第1号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第4 報告第1号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第1号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき放棄をいたしましたので、同条例第11条第2項の規定により報告をいたします。債権放棄の件数は6件、金額は合計で177万3,800円であります。その内訳は、議案表に記載してありますとおり、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第1号に該当する著しい生活困窮状態で資力の回復が困難と認められるものが1件、同条同項第4号に該当する家賃の時効が完成し、債務者が行方不明等で所在が明らかでないものが5件であります。

これにより、今年度放棄した債権は、7月に放棄した債権13件703万2,400円を合わせて19件で880万6,200円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 議案第4号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（米山千晴君） 日程第5 議案第4号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第4号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うものと、今年度、最終の補正予算となる見込みから、事業の執行見込み等を精査した結果による補正となっております。

それでは、最初に、6ページの継続費の補正であります。3事業の変更であります。

土木費、道路橋梁費の町道3975号線道路整備事業（一色工区）及び町道3975号線道路整備事業（用沢工区）につきましては、中日本高速道路株式会社東京支社に委託し、事業執行をしている

ものですが、今の進捗状況から年割額の変更をするものであります。

次に、同じく住宅費の南藤曲団地建設事業は、契約額が決まったことから総額及び年割額を変更するものであります。

次に、7ページの繰越明許費の補正であります、17事業の追加であります。

まず、総務費、戸籍住民基本台帳費の通知カード・番号カード事務交付金は、国からの補助金により地方公共団体情報システム機構に対して交付するものであります、年度をまたがっての交付となることから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、同じく、企画渉外費の三来拠点事業委託業務は、湯船原地区アクセス道路整備事業の用地測量業務について、地権者との合意形成に時間を要したことから、年度内の事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、同じく、足柄S I C下り線事業用地取得は、地権者との交渉が難航しており、年度内に取得が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、同じく、スタジオタウン小山映像文化拠点整備事業と、足柄ふれあい公園B B Qガーデン整備事業は、地方創生の地方版総合戦略に基づく、国の補正予算による地方創生拠点整備交付金を活用して行う事業であります、平成29年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、民生費、社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業も国の予算に伴うもので、平成29年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、商工費、観光費の道の駅すばしり外部階段廻り修繕は、足湯に向かう外階段の損傷が激しくなっていることから修繕を行うもので、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、土木費、土木管理費の東名足柄バス停駐車場整備は、条例の制定や工程調整に不測の時間を要したことから、年度内の事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、同じく道路橋梁費の町道1288号線道路改修事業は、緊急に事業実施の必要が生じましたが、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

同じく、道の駅ふじおやま増設敷地取得は、地権者との協議に時間を要したことから、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、町道大胡田用沢線外1路線測量設計業務は、隣接区域の静岡県が実施しているほ場整備事業と工程及び設計の調整に時間を要したことから、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、新東名関連町道整備事業は、事業用地内の移転交渉が難航し、用地取得交渉に入れなことから、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰越明許費を設定するものであります。

同じく、道路構造物長寿命化事業は、東名高速道路跨道橋の点検及び補修工事に当たり、中日本高速道路株式会社との協議に時間を要したことから、年度内の事業の完了が見込めないため、

繰越明許費を設定するものであります。

同じく、東名足柄関連町道整備事業は、用地取得に伴う代替地交渉に時間を要したことから、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、同じく、住宅費の一色西裏団地解体は、入居者との交渉に時間を要したことから、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、教育費、小学校費と中学校費の校務システム構築業務は、平成29年度から3学期制になることもあり、事務軽減のために校務システムを導入するもので、年度をまたがったの事業となることから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、8ページの債務負担行為の補正であります、1事業の追加であります。

平成29年4月に舞台公演を行うことから、その業務に要する経費400万円を限度額として、債務負担行為をお願いするものであります。

次に、9ページの地方債の補正であります。変更の3事業につきましては、対象事業について、本年度の予算執行見込み及び内容を精査し、借入限度額を変更するものであります。

それでは、続きまして、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

11ページをお開きください。1款2項1目固定資産税を1,000万円増額しますのは、現年課税分につきまして、償却資産の調査等により税額が増加する見込みから補正をするものであります。

次に、4款1項1目配当割交付金を1,000万円減額いたしますのは、静岡県が予想した収入見込みにより減額をするものであります。

次に、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金を300万円増額しますのも、静岡県が予想した収入見込みにより増額をするものであります。

12ページの7款1項1目ゴルフ場利用税交付金を1,500万円増額いたしますのは、今までの収入状況と、静岡県が予想した収入見込みにより増額をするものであります。

次に、8款1項1目自動車取得税交付金を300万円増額しますのは、今までの収入状況から増額をするものであります。

次に、14ページの15款1項1目民生費国庫負担金を1,112万1,000円減額いたしますのは、児童手当の支給対象児童数が当初の見込みより少なかったことにより、手当支給額の減額が見込まれることから、その国庫負担金498万4,000円を減額するものと、利用者負担額の決定により子どものための教育・保育給付費負担金を603万5,000円減額するものが主なものであります。

次に、同じく2項1目総務費国庫補助金を4,874万円増額いたしますのは、先ほど繰越明許費の追加で説明いたしました地方創生拠点整備交付金5,000万円を計上するものが主なものであります。

次に、15ページにかけまして、同じく2目民生費国庫補助金を803万7,000円減額いたしますのは、臨時福祉給付金給付事業費補助金を支給見込みに合わせて784万5,000円減額するものが主なものであります。

次に、同じく 4 目農林水産業費国庫補助金を580万円減額いたしますのは、ため池耐震計画策定としてハザードマップを作成する業務の国庫補助が採択されないことから減額をするものであります。

次に、同じく 5 目土木費国庫補助金を1,179万円減額いたしますのは、南藤曲団地建設事業の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて減額をするものであります。

次に、同じく 9 目特定防衛施設周辺整備調整交付金を2,299万円増額いたしますのは、今年度分の交付額が確定したことにより、増額をするものであります。

次に、16ページにかけまして、16款 1 項 1 目民生費県負担金を606万9,000円減額いたしますのは、先ほど国庫負担金でも説明をいたしました、子ども・子育て支援給付費負担金を339万5,000円減額するものが主なものであります。

次に、17ページの同じく 2 項 6 目土木費県補助金を720万円減額いたしますのは、急傾斜地崩壊防止事業について、県補助金の交付決定に合わせて減額をするものであります。

次に、18ページの17款 2 項 1 目不動産売払収入を600万円増額いたしますのは、今年度の収入見込みに合わせて増額をするものであります。

次に、18款 1 項 1 目一般寄附金を1,170万円増額いたしますのは、須走地域の振興のため、須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、19ページにかけまして、同じく 2 目ふるさと寄附金を 4 億5,000万円増額いたしますのは、今年度の見込み額に合わせて増額をするものであります。

次に、20ページの21款 6 項 1 目雑入を1,719万1,000円増額いたしますのは、こども医療費助成の返納金等を416万8,000円、ミニボートピア富士おやまからの環境整備協力金470万円と、後期高齢者医療負担金の過年度精算金を1,599万9,000円増額するものが主なものであります。

次に、21ページの22款町債につきましては、3事業の起債について、事業費に合わせて増減をするものであります。

それでは、引き続き歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

24ページをお開きください。2款 1 項 4 目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を 3 億1,569万円増額いたしますのは、先ほど歳入でも説明をいたしましたが、特定防衛施設周辺整備調整交付金2,399万円を基金に積立するもの、須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる1,170万円、ふるさと寄附の使い道につきまして、登録有形文化財等の保全・活用のためを選択する寄附見込み額を文化財保護基金に積立をする8,000万円及び総合計画推進基金に積み立てる 2 億円であります。

次に、28ページの同じく 7 項 3 目企業立地推進費のうち説明欄(2)企業立地振興費を741万1,000円増額いたしますのは、足柄スマートインターチェンジアクセス道路分筆登記業務などの三来拠点事業委託業務を950万円増額するものが主なものであります。

次に、29ページの同じく 7 目地方創生拠点整備交付金事業費のうち説明欄(2)スタジオタウ

ン小山映像文化拠点整備事業費を7,000万円計上いたしますのは、繰越明許費の追加で説明をいたしました国の補正予算に伴うもので、スタジオタウン小山の映像制作及び起業支援の拠点整備にかかる費用であります。

30ページの同じく説明欄(3)足柄ふれあい公園BBQガーデン整備事業費を3,000万円計上いたしますのも、国の補正予算に伴うもので、足柄ふれあい公園にバーベキュー施設を整備する費用であります。

次に、同じく8項1目広報広聴費のうち説明欄(4)ふるさと振興事業費を1億6,420万円増額いたしますのは、歳入で説明いたしましたふるさと寄附金の増額に伴い、寄附をしていただいた方へ、お礼の品を送るためにかかる経費を見込んだものであります。

次に、32ページの3款1項2目障害者福祉費のうち説明欄(5)自立支援給付費を333万8,000円増額しますのは、利用者の増加及び受給者のサービス利用料の増加に伴い、障害介護給付費を500万円増額するものが主なものであります。

次に、35ページの同じく2項2目介護保険費のうち説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を540万円増額いたしますのは、介護保険特別会計の補正予算(第4号)に伴うもので、介護サービスの増額によるものが主なものであります。

次に、36ページの同じく3項2目児童手当費のうち説明欄(2)児童手当費を705万円減額いたしますのは、当初見込みより受給児童が少ない見込みから減額をするものであります。

次に、同じく3目保育園費のうち説明欄(2)保育園管理運営費を269万7,000円増額いたしますのは、町外の保育園等に通う1歳児、2歳児の子どもが増加していることから、多様な保育推進事業費補助金を増額するものが主なものであります。

次に、38ページの4款1項2目予防費のうち説明欄(2)感染症予防費を825万1,000円減額いたしますのは、日本脳炎2期の予防接種を個別接種から集団接種に変更したことや、出生数が見込みより少なかったことから、個別接種委託料を減額するものが主なものであります。

次に、39ページの同じく4目母子保健事業費のうち説明欄(3)こども医療費助成費を590万6,000円増額いたしますのは、執行見込み額に合わせ、こども医療費助成を618万6,000円増額するものが主なものであります。

次に、40ページの4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄(2)塵芥処理費を400万円減額いたしますのは、不燃物や資源物等の処理量が減っていることから減額をするものであります。

次に、41ページの5款1項5目土地改良事業費のうち説明欄(3)土地改良施設維持管理費を580万円減額いたしますのは、ため池耐震計画策定としてハザードマップを作成する業務が国庫補助採択されないことから執行ができず、減額をするものであります。

次に、43ページの6款2項1目観光費のうち説明欄(4)富士山観光事業費を641万2,000円減額いたしますのは、富士山須走口五合目再整備に向けた基本計画策定業務につきまして、委託ではなく町が直接基本計画を作成することとしたことから、432万円減額するものが主なものであ

ります。

次に、45ページの7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を801万5,000円増額いたしますのは、南藤曲地先の町道1288号線測量設計業務委託を1,248万8,000円増額するものが主なものであります。

次に、46ページの同じく4目公共道路整備事業費のうち説明欄(5)東名足柄関連町道整備事業費を1,420万円増額いたしますのは、足柄スマートインターチェンジアkses道路の盛土の追加などにより、事業費の増額が必要となったものであります。

次に、同じく6目急傾斜地崩壊防止事業費のうち説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費を1,634万3,000円減額いたしますのは、県補助金の交付決定に合わせて事業費を減額するものが主なものであります。

次に、47ページの同じく4項4目下水道整備費のうち説明欄(2)下水道事業特別会計繰出金を579万2,000円減額いたしますのは、下水道事業特別会計の補正予算(第3号)に伴い減額するものであります。

次に、同じく5項1目住宅管理費のうち説明欄(3)南藤曲団地建設事業費を2,300万円減額いたしますのは、契約額に合わせて減額をするものであります。

次に、50ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄(2)小学校管理運営費を282万円増額いたしますのは、繰越明許費の追加で説明をいたしました校務システムを導入する経費297万8,000円が主なものであります。

次に、54ページの同じく5項4目生涯学習センター管理費のうち説明欄(2)文化会館等管理運営費を467万円増額いたしますのは、金太郎ホールの音響設備を修繕するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を75万円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番(鈴木 豊君) それでは、3点ほど質問したいと思います。

まず、12ページの歳入の部で、7款1項1目1節のゴルフ場利用税交付金が1,500万円とかなり増額されていますが、利用者がどのくらい増えている見込みなのかをお答えいただきたいと思います。

次に、20ページの21款6項1目2節の22のミニポートピア富士おやま環境整備協力費の470万の増で、多分2,450万と予算はなつたと思いますが、売上がどの程度伸びている見込みなのか、お答え願いたいと思います。

3点目の、30ページ歳出の2款7項7目15節の足柄ふれあい公園BBQガーデン整備事業費3,000万円の件ですが、整備場所と規模、管理運営についてはどのように考えているのか、以上3

点、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 鈴木議員の御質問の第1点目、ゴルフ場利用税交付金1,500万円増額に伴いまして、利用者がどの程度増えているかについてお答えをいたします。

今回、約1,200人ほど、増加となっております。これに伴いまして増額となっております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったとおり、収入といたしましては2,450万円を見込んでいるところでありまして、こちらは売上額の1%相当が協力費として収入されるわけでございます。そういたしますと、売上額は今年度24億5,000万円を見込んでおりまして、昨年度は約21億円でございますので、3億5,000万円ほど売上が伸びたということになります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 足柄ふれあい公園バーベキューガーデンの場所と規模でございますが、芝生広場と管理棟がございます部分に、現在、まだ計画段階ではございますけれども、施設計画としまして調理の準備等を行うためのキッチンを複数台備えた炊事棟を1か所、それから、屋根つきのグリル棟3棟、バーベキューテラス5か所等の設置を検討中でございます。また、その他に、既存のステージの増築、施設設置に伴う電気、給排水工事等が主な事業内容となっております。

また、施設位置等、詳細につきましては、既存の公園施設や近隣住民への影響を考慮して、今後検討していく段階でございます。

また、今後の管理方法でございますけれども、指定管理者制度の導入を検討しているところでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○4番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第4号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第7号）について質問をさせていただきます。

当初、4点予定しておったんですが、ただいま鈴木議員の方で、足柄ふれあい公園BBQガーデン整備事業費については質問をされました。ほぼ同じ内容でしたので、それは省いて、3件質問をさせていただきます。

まず、1点目、歳入の部、18ページ18款1項2目ふるさと寄附金についてであります。歳入の部の当初予算では10億円を見込んだふるさと納税ですが、最終的には今回の増額補正で16億5,000万円となりました。このふるさと納税に関して4点質問をいたします。

1 点目、やはり11月、12月の駆け込み寄附が多いのが現状なのかどうか、伺いたいと思います。

2 点目、人気返戻品のベストテン、分かっておったら教えていただきたいと思います。

3 点目、寄附金の使い道の希望先、多い順、3 位程度、御紹介いただきたいと思います。

4 点目、つい先日、高市総務大臣の会見があり、昨年と同じように物品ではない贈答券や引換券などの金券は問題だという発言がありました。昨年の6月議会の一般質問でも私はお聞きしましたが、小山町としてはこれらの金券の類いも特段問題ないという判断なのか、再度お聞きします。

質問事項の2 点目、歳入の部、14ページ14款1 項7 目教育使用料のパークゴルフ場使用料についてであります。パークゴルフ場使用料が30万円増額になっています。過去に使用料の値上げをし、その後にもとに戻すということがあり、その当時、値上げの影響から利用人数が落ち込んだ時期がありましたが、現在は持ち直し傾向にあるのか伺います。

3 点目、歳出の部の29ページ2 款7 項4 目定住移住促進事業費の説明欄(2) 出産祝金の支給額がわずか85万円ですが、増額になっています。人口減少の歯どめに苦心している本町ですので、この1年間、出産数は当初見込みより多かったのかどうか、お伺いいたします。

以上3点、質問いたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○町長戦略課長(長田忠典君) ふるさと寄附金につきまして、4点お答えさせていただきます。

最初に1 点目です。11月、12月の駆け込み寄附が多いのではということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、4月から10月までは約5億8,000万円の寄附申し込みでありました。11月には約3億2,000万円、12月に約6億7,700万円、この2か月で約10億円の申し込みがあったこととなります。

2 点目に、人気返戻品のベストテンについてでございます。寄附額の多い1 位から5 位までが、本町の工場で生産しているお菓子等の商品券、6 位及び8 位から10 位までは、本町に加工工場を持つ食品の商品券、7 位は本町に工場を持つ事業者が生産しているふとん乾燥機であります。

3 つ目に、寄附金の使い道の多い順3 位についてでありますけれども、特に指定しないというものが最も多く、次いで「金太郎大作戦」の展開、登録有形文化財等の保全活用の順に多くなっております。

4 点目の、高市総務大臣の会見発言の内容についてでございますけれども、総務大臣は、あらゆる課題を洗い出して改善策を検討し、今年の春ぐらいに総務省から地方に示すこととなっております。本町においては6月定例会で回答させていただきましたとおり、町内産業の活性化に寄与することを目的として始めたものでありまして、現在の返戻品については、ふるさと納税の趣旨に反しているとは考えておりません。これからも国の動向を見ながら、本来の趣旨に沿って、ふるさと納税について進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（山本智春君） 高畑議員の2点目の御質問の、パークゴルフ場の使用料についてお答えいたします。

今回、使用料を30万円増額補正いたしましたのは、平成28年4月から始めました回数券の販売が主な要因であります。パークゴルフ場の利用人数の傾向であります。以前の利用人数には達していませんが、平成27年度以降増えてきておりますので、持ち直し傾向にあると考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 出生数についてのお尋ねでございますが、依然、ピーク時から比べれば低位での横ばい傾向でございます。今年度の出生の特徴といたしましては、第2子以降の出産が多く見受けられます。

参考までに出生数と出産祝金の申請件数を申し上げますと、平成26年度は出生数が139人、申請件数が47人、平成27年度が出生数が147人、出産祝金の申請件数が75人、今年度は3月末時点の見込みとしましては133人で、出産祝金の申請件数の見込みが81人ということで、今年度、特に第2子以降の出産が多かったというふうに考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩を入れます。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

○5番（藺田豊造君） 歳出の29ページ2款7項7目15節説明欄（2）のスタジオタウン小山映像文化拠点整備事業費について質問いたします。

この事業については、かつて、用地買収のときには、ホテルと、それからもう一つ、医療関係の事業が展開されると私達は聞いて、議決に加わりました。しかしながら、今回こうなった理由、それからまた、今後どういうふうにこれを展開していくのか、これから管理運営は指定管理者といたしますけれども、もう少し事業の内容について詳しくお答えください。

それから、現在、昼夜こうこうと明かりがついています。現在この事業が、この予算において行われているのかどうなのか、それも併せてお答えください。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

菫田議員も御承知のとおり、小山町は平成14年からフィルムコミッション事業に取り組み、今まででも多くのロケ等を行い、地域のPR及び町内の活性化に努めてきたところであります。このフィルムコミッション事業を発展させて、既に今年度、小中高生等の映像制作の体験など、交流人口の拡大や映像文化に触れていただくよう、事業を展開しております。

この本事業の拠点として、町が取得した施設を、地方創生交付金、今度、地方創生拠点整備交付金というんですが、そちらの交付金を活用し、整備をしていくものであります。今年度から町長戦略課においてフィルムコミッション事業に係る事業で同施設を管理しているわけですが、先ほど言いましたとおり、管理運営につきましては、指定管理を目的に、今後、フィルムファクトリーと位置づけ、管理運営等をしていきたいと思っております。

今回の事業の内容についてでありますけれども、予算書に書いてありますとおり、大きくは2つ、小山フィルムファクトリー周辺等整備事業4,200万円と、小山フィルムファクトリー改修事業2,800万円でございます。先ほど申しました周辺等整備事業につきましては、今度、労金の右側、グラウンドの方は、御存じのとおり、ホテルの建設がございますので、体育館等の輸送路がございませんので、体育館への輸送路の確保でありますとか、あと、駐車場が狭くなりますので、駐車場の整備を行います。また、改修事業については、起業の創出ということも考えまして、スモールオフィスを設置いたしますので、スモールオフィスの改修に係る経費、それから、その他、ラウンジにおきましては、少し耐震補強が弱いものですから、耐震補強工事を行うものでございます。

夜、照明がついているということでございますけれども、現在の施設におきましては、普通財産として、先ほど言いましたとおり、町長戦略課が管理しております。現在も、同施設におきましては、取得してからロケ施設として活用しておりますので、ロケ等があった場合にはスタッフ等が出入りしているところでございます。また、ロケ支援におきましては、NPOの方に、町の方でお願いしておりますので、NPOの事務所として一室を貸し出しし、使用しているところでございます。

以上でございます。

○5番（菫田豊造君） 関連して質問します。

私、さっき、用地買収時の、目的等の変更があったと、私、認識しています。今現在そういうふうになっておりますけれども、その経緯、経過について、何ら私達に説明がない。そのことについてもお答え願います。だから、用地買収のときに、医療機関の施設が来るということで用地買収をしたと思っている。その変更の話は何もなくて、今回の話になっているんじゃないかと。そのことについてお伺いします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 菫田議員の再質問にお答えをいたします。

用地買収の経緯についてでございますけれども、未来拠点課が所管で買収を行いました、その際に議会に御説明させていただいた折は、内陸フロンティアの趣旨にのっとり観光施設を誘致するという観点でお話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○1番（遠藤 豪君） 1点だけお伺いします。

50ページ9款2項1目小学校費の学校管理費、13節委託料ですけれども、小学校校務システム構築業務というのが297万8,000円あるわけですけれども、この内容と、これは町内の全小学校が該当になるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

校務システムの構築業務に当たりましては、小学校5校、中学校3校を予定しております。

内容といたしましては、平成29年度から3学期制になること、教職員の多忙化解消の一つとして実施いたします、出席簿、通知表、成績処理、週案簿、時数管理等ができるシステムとなっております。

以上であります。

○1番（遠藤 豪君） ちょっと関連して質問しますけれども、それはいわゆるパソコンみたいな形で、手元に置いた機械で先生方がやって、それを管理するという理解でよろしいでしょうか。もうちょっとその辺の詳しい説明をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

学校職員室にパソコンを置きまして、パソコンによる操作を行います。パソコンの導入に際して、平成29年度にリースで予算計上させていただきますけれども、今回は構築のために補正でお願いしているところでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（米山千晴君） 日程第6 議案第5号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第5号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

1 ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5,100万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億5,439万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入の主なものから御説明いたします。

5 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税を100万円減額いたしますが、その内訳は、1 節医療給付費分現年課税分の100万円で、決算見込みにより減額するものであります。

次に、2 目退職被保険者等国民健康保険税を1,000万円減額いたしますが、その内訳は、1 節の医療給付費分現年課税分を600万円、2 節の後期高齢者支援金分現年課税分を200万円、3 節の介護納付金分現年課税分を200万円、それぞれ減額するもので、決算見込みによるものであります。

次に、6 ページ中段になりますが、4 款 2 項 1 目財政調整交付金を118万8,000円、めくっていただきまして、7 ページ上段の、5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金を342万6,000円、8 ページになりますが、中段の8 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金を397万6,000円増額、その下、2 目保険財政共同安定化事業交付金を4,148万6,000円減額しますのは、いずれも決算見込みによるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

10 ページを御覧ください。下段の2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費、説明欄（2）19 節現物給付及び現金給付（一般分）を2,800万円増額しますのは、決算見込みによるものであります。

次に、めくっていただき、11 ページ中段の6 款 1 項 1 目介護納付金、説明欄（2）19 節介護納付金を555万5,000円、12 ページになりますが、上段の7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金、説明欄（2）19 節高額医療費共同事業拠出金を281万4,000円増額、その下、2 目保険財政共同安定化事業拠出金、説明欄（2）19 節保険財政共同安定化事業拠出金を2,876万6,000円減額しますのは、金額の確定に伴う補正であります。

次に、13 ページにかけて、8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費を466万9,000円減額しますのは、健診の実績に基づくものであります。

次に、14 ページを御覧ください。12 款予備費の4,119万5,000円の減額につきましては、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第5号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、1点だけ質問をさせていただきます。

歳出の部の10ページ2款2項1目一般被保険者高額療養費、説明欄（2）一般被保険者高額療養費が2,800万円の増額補正となっています。決算見込みの上の補正だということであるわけですが、高額医療の内訳で、高額治療や高額薬価の特徴的な例を教えてくださいと思います。

例えば、治療面では人工透析、高額薬価では、がん治療薬オプジーボなどが挙げられますけれども、現状は本町ではどうなのでしょう。その点を教えてくださいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

高額医療費の内訳ですが、治療面においては、議員御指摘のとおり人工透析を必要とする慢性腎不全が医療費全体の15.4%、また、がん等の悪性新生物が22.1%で、2つの疾患を合わせると37.5%を占めております。いずれも高額な治療を長期間継続して行う必要のある疾患であります。

また、高額薬価につきましては、今のところ、がん治療薬オプジーボの利用は町内では確認されておりません。しかし、C型肝炎治療薬ハーボニー、ソバルディ、ヴィキラックス、これらを利用されている方がいらっしゃるという状況であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第7 議案第6号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第6号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2

号) についてであります。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ69万8,000円を増額し、予算の総額を553万1,000円とするものであります。

はじめに、歳入についてであります。

補正予算書5ページをお開きください。3款1項1目基金繰入金を40万円増額しますのは、奨学資金貸付金の資金繰りのため、基金の一部を繰り入れる必要が生じたために増額するものであります。

その下、5款1項1目貸付元金収入を29万8,000円増額しますのは、本人の申し出により4人の償還計画の変更が生じたために増額するものであります。

次に、6ページ歳出についてであります。

3款1項1目予備費を69万8,000円増額しますのは、今回の補正に合わせ、歳入歳出の調整をするものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(米山千晴君) 日程第8 議案第7号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 議案第7号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ721万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,990万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

5ページをお開きください。上段の1款1項1目特別徴収保険料を378万4,000円、その下、2

目の普通徴収保険料を182万7,000円それぞれ減額しますのは、決算見込みに基づくものであります。

次に、下段の2款1項1目保険基盤安定繰入金を160万5,000円減額しますのは、内訳として、説明欄1の保険料軽減分を138万6,000円、その下の2社保被扶養者軽減分を21万9,000円の減額で、いずれも決算見込みによる補正であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページを御覧ください。1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を721万6,000円減額しますのは、説明欄(2)19節後期高齢者医療保険料を561万2,000円、その下の保険基盤安定拠出金を160万4,000円、いずれも決算見込みにより減額をするためであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(米山千晴君) 日程第9 議案第8号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第8号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から829万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,162万2,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金を579万2,000円減額しますのは、歳入歳出の差額について、一般会計からの繰り入れを減額するものであります。

次に、7款1項1目下水道事業債を250万円減額しますのは、須走浄化センター長寿命化整備事業に伴う事業費が確定したことなどにより、下水道事業債を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページ、8ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費を495万2,000円減額しますのは、須走浄化センターに係る委託料と、消費税納付金を決算見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、1款2項1目公共下水道費を318万4,000円減額しますのは、歳入で御説明しましたとおり、須走浄化センター長寿命化整備事業の事業費の確定に伴い、須走浄化センター長寿命化対策実施設計業務及び須走浄化センター舗装復旧工事を減額するものであります。

次に、2款1項2目公債費を15万6,000円減額しますのは、償還金利子を決算見込み額に合わせて減額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（米山千晴君） 日程第10 議案第9号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第9号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ643万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億8,406万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。上段の1款1項1目1節特別徴収保険料現年度分の説明欄1、第1号被保険者保険料を820万円増額しますのは、現時点における決算見込みに基づく増額であります。

次に、中段の2款国庫支出金を107万円減額、めくっていただきまして、次の7ページ下段の3

款支払基金交付金を90万円減額、次の8ページ中段の4款県支出金を500万円減額、その下の6款繰入金を540万円増額しますのは、歳出の決算見込みに伴い、負担割合に基づきそれぞれ増減するものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

9ページを御覧ください。はじめに、2款の保険給付費関係ですが、1項1目説明欄(2)19節居宅介護サービス給付費を1,444万円減額、その下の3目説明欄(2)19節地域密着型介護サービス給付費を3,452万6,000円増額、その下、5目説明欄は、10ページ上段の(2)19節施設介護サービス給付費を837万1,000円増額、めくっていただき、11ページに飛びますが、上段の2項1目説明欄(2)19節介護予防サービス給付費を625万3,000円増額、12ページになりますが、7項1目説明欄(2)19節特定入所者介護サービス費を176万3,000円増額しますのは、いずれも決算見込みに基づく増減であります。

次に、13ページをお開きください。6款予備費を2,876万8,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番(高畑博行君) ただいま提出されました議案第9号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、1点だけ質問をさせていただきます。

歳出の部の9ページ、10ページ2款1項3目並びに2款1項5目地域密着型介護サービス給付費と、施設介護サービス給付費についてであります。それぞれの説明欄(2)地域密着型介護サービス給付費3,452万6,000円、施設介護サービス給付費837万1,000円の増額補正がされています。これは決算見込みの補正であるわけですが、サービス全体の結果がこれだけの高額補正になっているわけですので、その主な要因について説明をお願いしたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 高畑議員にお答えします。

まず、介護保険法の改正により、平成28年4月から事業所の利用定員が19人未満の小規模な通所介護事業が地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられました。町内では2事業所が地域密着型通所介護へ移行したため、12月審査分までにおいて2,922万7,063円が2款1項1目の居宅介護サービス給付費から地域密着型サービスに移行されたことが主な要因であります。

なお、2款1項1目居宅介護サービス給付費では、特定施設入居者生活介護が想像以上に増加しておりましたため、こちらの減額補正は1,444万円にとどまっております。

次に、施設介護サービス給付費の増額の主な要因ではありますが、介護老人保健施設の利用者数の増加によるものが主なものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第11 議案第10号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第10号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,160万9,000円を増額し、予算の総額を5億1,042万7,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の5ページをお開きください。1款1項1目分譲収入を1億8,160万9,000円増額いたしますのは、用沢宅地造成事業の完了に伴い、分譲販売をしたところ、19区画全ての売買契約が成立したことに伴う増額であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページをお開きください。3款1項1目利子の説明欄（2）公債費（利子）を89万1,000円減額いたしますのは、地方債に対する利子の金額が確定したことに伴う減額であります。

最後に、4款1項1目予備費を1億8,250万円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第11号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(米山千晴君) 日程第12 議案第11号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第11号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億1,140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億7,578万6,000円にするとともに、繰越明許費を設定し、既定の地方債を変更するものであります。

最初に、繰越明許費の設定について御説明をいたします。

4ページをお開きください。事業名の欄の自然環境調査は、年度をまたぐ調査を実施することとなり、繰越明許費を設定するものであります。嘱託登記申請業務は、年度内に業務が完了する見込みがなく、繰越明許費を設定するものであります。相続困難案件として訴訟を提起いたしましたことによる訴訟事務は、旅費等の費用弁償の清算分について、年度内に完了する見込みがなく、繰越明許費を設定するものであります。事業区域用地取得は、年度内に契約の締結が見込めないことにより、繰越明許費を設定するものであります。

次に、地方債の補正について御説明をいたします。

5ページをお開きください。用地取得等事業は、用地費等の実績見込みに合わせ、限度額を3億1,140万円減額するものであります。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

7ページをお開きください。3款1項1目用地取得等事業債を3億1,140万円減額いたしますのは、歳出の事業費の決算見込みに合わせ減額をするものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。2款1項1目事業費を3億1,140万円減額いたしますのは、実施を計画しておりました各種調査、設計業務について、関連業務の一体発注や造成計画の進捗に伴い実施不要となった業務を減額するとともに、事業用地の用地買収及び物件等移転補償について、土地売買及び物件等移転契約が進捗したことに伴い、当初見込みとの差額を減額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第13 議案第12号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第12号 平成28年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

はじめに、予算書3ページをお開きください。収益的支出についてであります。1款1項1目13節委託料を326万2,000円減額しますのは、水質検査業務委託の入札差金によるものであります。

同じく18節動力費を500万円減額しますのは、水道施設に要する電気料を決算見込みに合わせ減額をするものであります。

次に、同じく6目31節有形固定資産減価償却費を260万4,000円減額しますのは、固定資産の減価償却費を精査し、決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、同じく7目33節固定資産除却費を97万3,000円増額しますのは、中島加圧ポンプの交換等による資産除却費用のために増額するものであります。

次に、4ページを御覧ください。

資本的収入についてであります。

1款2項1目1節国庫補助金を465万3,000円増額しますのは、東富士演習場周辺水道設置助成

事業の国庫補助金の補助額を見込んで増額するものであります。

次に、1款4項1目1節工事負担金を142万1,000円減額しますのは、新東名高速道路建設に伴う水道施設整備について、道路建設工事の進捗状況から実施に至らなかったことにより減額するものであります。

次に、資本的支出についてであります。

1款1項2目13節委託料を620万円減額しますのは、新東名高速道路建設に伴う水道施設整備事業の設計業務が道路工事の進捗状況から実施に至らなかったことにより減額するものであります。

今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億2,393万7,000円につきましては、1ページの第3条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第13号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 建設工事に関する協定(変更)の締結について

○議長(米山千晴君) 日程第15 議案第14号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第14号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてであります。

本案は、平成28年6月定例会において議決をいただき、東海旅客鉄道株式会社静岡支社へ工事委託をして実施をしている御殿場線足柄・御殿場間30k018m付近 町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事について、設計の一部変更に伴う変更協定の締結案件であります。

変更の内容は、作業工程の短縮による安全保安員の減員と作業ヤードの縮小による仮設費用の減額が主なものであります。

変更による減額分は571万1,343円で、変更協定金額は5,658万8,657円であります。

なお、完成日は、平成29年3月31日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定について

○議長(米山千晴君) 日程第16 議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、小山町が進めております三来拠点事業の湯船原地区に計画しております小山町上野地先のロジスティックターミナルエリアにつきまして、約50ヘクタールを事業区域とした工業団地の造成事業を平成29年度から実施するに当たり、事業の円滑な運営と、その経理の適性を図ることを目的として、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を制定するものであります。

なお、条例に規定する内容は、特別会計を設置する目的及び特別会計の歳入歳出予算の区分を規定しており、条例の施行期日は平成29年4月1日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（遠藤 豪君） 1点、教えていただきたいと思います。

この後、改めて予算的なものが載ってくるのかと思いますけれども、概要で、この上野工業団地、約50ヘクタールということですが、目標的な、例えば企業誘致とか、実際の、販売する、これから取得になると思うんですが、できがりの見込みが当然あるかと思うので、それらの、何区画で、将来的には、例えばどんなような企業を誘致したいかというところが、分かる範囲で結構ですので、お教えいただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 遠藤議員にお答えをいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、上野工業団地につきましては、概要でございますけれども、平成32年の竣工を目指してございます。完成の仕上がりの区画につきましては、これから設計協議等、いろいろ詰めていくところでございまして、まだ詳細については申し上げることができませんが、概ねそのようなスケジュールで動いていくような感じでございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第17 議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、小山町が進めております三来拠点事業の湯船原地区に計画しています小山町上野地先の林業エリアにおける木質バイオマス発電事業を、平成29年度から実施するに当たり、事業の円滑な運営と、その経理の適性を図ることを目的として、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例を制定するものであります。

なお、条例に規定する内容は、特別会計を設置する目的及び特別会計の歳入歳出予算の区分を規定しており、条例の施行期日は平成29年4月1日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（菌田豊造君） 質問させていただきます。

このバイオマスエネルギーのことですけれども、その原資となるものはどういうものなのか、御説明ください。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 菌田議員にお答えをいたします。

原資というのは、原材料ということでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）木材をもとにした木質ペレットですね。木質ペレットをもとにして発電と売電を行います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○2番（佐藤省三君） 木質バイオマス発電事業の件につきまして、二、三質問させていただきます。

まず、予定している発電能力、どの程度なのかということです。

それから、もう一つは、送電する対象は何かということです。

最後に、木質バイオマス発電所がどういうふうな形で運営されるのか、その3つについて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 佐藤議員にお答えをいたします。

まず、発電の規模でございますが、165キロワット、それから、売電の規模が260キロワットです。これは一般家庭の40世帯分に相当いたします。

それから、送電と申しましたけれども、あくまでも東京電力に全量、売電いたします。

それから、経営の形でございますけれども、特定目的会社、SPCと俗に申しますけれども、

平成29年度中に設置いたしまして、そちらによる運営を考えてございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第17号 小山町都市計画税条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第18 議案第17号 小山町都市計画税条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第17号 小山町都市計画税条例の制定についてであります。

本案は、地方税法第702条第1項の規定に基づき、都市計画税の課税について定める条例であり、第1条において、課税の根拠について規定をしております。

次に、本条例の納税義務者は、条例第2条第1項により、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に課税するものとしております。

次に、同条第2項では、「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準について地方税法第343条において、当該土地又は家屋の所有者又は所有者とみなされる者をいうと規定しております。

次に、同条第3項では、200平方メートルを超える一般住宅用地の特例について規定したものであり、当該土地に対して課する都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とするものであります。

次に、同条第4項では、200平方メートル以下の小規模住宅用地の特例について規定したものであり、当該土地に対して課する都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とするものであります。

次に、条例第3条では、税率について規定したものであり、都市計画税の税率は、100分の0.2としております。

次に、条例第4条では、賦課期日について規定したものであり、固定資産税と同様に、当該年

度の初日の属する年の1月1日としております。

次に、条例第5条では、納期について規定したものであり、固定資産税の納期と同様の4期に分けるものと定めたものであります。

次に、同条第2項では、特別の事情がある場合において、定められた納期により難いと認められるときは、別に納期を定めることができるとしております。

最後に、条例第6条では、賦課徴収について規定したものであり、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に合わせて賦課し、及び徴収するものとしております。

なお、附則第1項において、この条例は、公布の日から施行し、平成30年度分の都市計画税から適用するものとしております。

また、附則第5項では、市街化区域内の農地に対して課する都市計画税の特例について規定したものであり、当該市街化区域農地は、固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の2を課税標準額としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第17号 小山町都市計画税条例の制定について質問をさせていただきます。

詳細の論議は所管の総務建設委員会に委ねますが、ここでは、次の3点について伺います。

まず、1点目ですが、地域説明会を今まで3回実施してきました。そこでは多様な意見が出ていました。しかし、説明会を受けての町民への報告は、広報おやま11月号で2ページ、12月号で1ページしか広報されていません。3回目の説明会の報告はまだありません。なぜもっと丁寧に町民の皆さんに広報しないのか。仕事等の関係で説明会に参加できなかった方からは、説明会開催の案内も含めて、町の広報のあり方への疑問も出されています。その点についてどう考えているのか、お伺いします。

2点目ですが、この条例を制定しても実施は平成30年度からということですが、ならば、議会への上程は6月定例会でも9月定例会でもいいのではないのでしょうか。各地域説明会での印象からすると、多くの町民の皆さんの納得は得られていないという印象です。ですから、議会への条例案上程までもっと時間をかけて、町民の皆さんに理解を得る努力をすべきです。それとも、もう説明会など必要ないということでしょうか。この3月議会に上程した理由について説明をしていただきたいと思っております。

3点目ですが、説明会の中で出ていた意見の中に、課税するなら町だって痛みを伴う目に見えた改革をして、その上で本条例案を出すべきだという意見がありました。税を賦課される本人にとっては当然の主張だと思います。痛みを伴う改革は本定例会で審議される平成29年度予算案の

中で考慮されたのか伺います。また、都市計画税の実施が実質平成30年度になるから、そのときでいいとお考えなのか、併せてお聞きいたします。

以上、3点質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、広報のあり方ということですが、3回目の説明会がこのたび終了いたしましたので、直近の広報には何らかの形で記事を上げたいと思います。

また、3回目の説明会の中で、市街化調整区域の皆さんへの説明はどうなっているんだというようなこともありましたので、それも含めまして、全体の概要の説明を広報したいと考えております。

次、2点目の、上程はなぜ今なのかということですが、高畑議員も御承知のように、本来、昨年10月からの説明会の中では、平成29年4月からの課税を目指しておりますという説明を続けてまいりました。その中で、結果的には12月議会で上程というのが難しかったものですから、平成29年4月からの課税はできなかったんですけれども、6月から9月でもよいのではないかとではなく、私達の中の説明のとおり、少しでも早く議決を得たいということで、12月が難しかったので、今回のこの3月定例会に上程をさせていただきました。

次、3点目の、課税をするのであれば、どのような、いわゆる身を削るといふか、そういうことをやっているんだという御質問ですが、説明会でもそういう御質問、もちろんたくさんいただきました。ただ、説明会の中でも冒頭で申し上げているとおり、都市計画税は目的税でありますので、直接的に財政のというような観点では、まずは説明はしていませんですし、この答弁の中でもそういうような回答になると思います。ただ、当然のことながら、役場は行政改革を常にやっているということで認識をしております。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本条例に基づき、平成27年10月に町が取得した研修施設を、映像制作及び起業支援の場として提供するとともに、町民と都市住民との交流拡大を推進し、地域活性化を図ることを目的に小山フィルムファクトリーを設置し、管理運営を行っていくものであります。

条例は18か条からなっており、第1条では趣旨を、第2条及び第3条では設置とファクトリーの業務を、第4条から第7条では施設の利用に関することを、第8条から第10条では使用料に関することを、第11条及び第12条では指定管理者による管理運営と業務を、第13条及び第14条では利用料金制と権利譲渡等の禁止を、第15条から第17条では設備の設置等の禁止、原状回復の義務及び損害賠償の義務を、最後に第18条で委任をそれぞれ定めております。

この条例の制定によって、これまで普通財産として管理しておりました当施設の位置づけが明確になるとともに、地方創生推進交付金事業であるスタジオタウン小山構築事業等の拠点として、利活用されることが期待されます。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第20 議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、東名足柄バスストップ駐車場において、近年慢性的な混雑により駐車台数の確保が必要な状況にあることから、駐車場の拡張整備を進めるに当たり、施設の維持管理について検討し

た結果、受益者負担の考え方から駐車場を有料化することとし、管理運営については指定管理者制度を導入し、民間の能力を活用することで、利用者へのサービス向上と経費の縮減を図るため、駐車場の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

条例の内容ですが、第1条では趣旨を、第2条では名称と位置を、第3条では駐車できる自動車の種類を規定しています。第4条では供用時間を、第5条で1区画当たりの使用料の額を規定しています。使用料は、普通駐車料金と定期駐車料金を定め、利用者の目的に合った利用ができるよう設定しています。第6条では駐車券の発行についてを、第7条から第9条まででは使用料の徴収、減免、還付についてを規定し、第10条から12条までで駐車拒否、禁止行為、供用の休止を規定しています。第13条から15条まででは指定管理者による管理運営、業務、利用料金制についてを規定しています。第16条から第21条までで権利譲渡の禁止、退場命令、損害賠償、免責、過料、委任を規定しています。

なお、附則では、条例の施行の日を規則で定めることとしながら、業務に関する準備行為は、施行日前においても行うことができることとし、施行日前に行われた指定管理者選定に関する手続は、条例の規定によりなされたものとするを規定しています。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について、1点質問いたします。

まず、足柄バスストップの管理についてですが、人間がいて駐車券の発行をするのか、または自動精算機により駐車券の発行をするのかということ、まず質問します。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

料金の徴収形態ですけれども、自動のバーを設置し、料金を現金で徴収いたします。

以上でございます。

○3番（鈴木 豊君） 再質問させていただきます。

ただいま自動のバーということをおっしゃって、最近、顔が映るとか、素晴らしい機器がありますので、もし自動の機械で駐車券の発行の計画がありましたら、そのような素晴らしいものを導入していただきたいと思っております。

それと、関連でございますが、あの駐車場に、前に足柄地区で防犯カメラを設置してくれということで要望もさせていただいたと思っておりますが、防犯カメラの設置については、どのような計画をしているかどうか。今設置してあるのかどうかも含めてお答えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

料金の徴収につきましては、先ほど言いましたように、無人の料金システムを採用するというような形でとっていきたいと考えております。

また、防犯カメラの件でございますけれども、現在設置はいたしておりませんが、今回の整備につきまして、防犯カメラの設置も当然検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○2番（佐藤省三君） 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の条例に関して、内容の質問をいたします。4点ほどお願いします。

まず、第6条第2号料金免除駐車券とありますが、免除される対象は小山町民全部ではないですよ。ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、第8条、緊急自動車を駐車させる必要があるとき及びその他町長が必要と認めるときは、その使用料を減免することができると思いますが、これはどんなことを想定されていますか、伺いたいと思います。

それから、第10条第1号営利を図る目的で利用するおそれのあるとき、これはどんなことが予想されるのでしょうか。伺います。

最後に、第14条第2号足柄バス停駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務と、指定管理者の業務が書かれておりますが、この維持管理をする範囲はどこら辺までなのかということをお伺いします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目ですけれども、免除対象の車両ということですが、様々なサービスを考えてございまして、近隣にあしがら温泉等もございますので、それらの利用も含めて、無料で使える券を発行していきたいと考えております。ただ、この活用については、今後関係者と調整をしていきたいと考えております。

2点目の、緊急車両の免除でございますが、これについては、何があるか分からないということをお想定しまして、やはりあそこの駐車場に車を止めなければいけないという状況がいざ発生したときに、当然バーをくぐって中に入るわけですが、規定からいきますと全て有料ということになっていきますので、いわゆる緊急時、災時の際の対応ということで、この規定を設けてございます。

3点目の、営利の利用の解釈でございますが、いわゆる不正に使用していただいているというのが趣旨でございまして、全て料金徴収は、町営の駐車場ですので、その管理者が徴収するということになるわけですが、そこを例えば又貸しですとか、ほかの方に金品をいただい

て駐車スペースを確保するようなことがあるといけないというようなことも含めて規定をして
ございます。

それから、4点目です。指定管理者の管理の範囲につきましては、指定管理制度を導入した場
合には、全てが指定管理者の管理ということになります。駐車場内での物損とか、施設の損傷に
ついては、今後、指定管理者と町と協定を結んだ中で定めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（藺田豊造君） ただいまの議案について、1点質問させていただきます。

第19条中に、その賠償の責を負わないとあります。その理由についてお伺いします。

料金の中には、そうした安心をして置けるというようなものが含まれているのではないかと私
は思っていますけれども、その責任を負わない理由について、御所見をお伺いします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

条例第19条で規定しています免責についてでございますが、当然、人を置いて管理する施設で
はないものですから、その場で何があるか分かりません。車の場合、様々な事故等が想定されま
す。そういうことについて、いわゆる利用者と、こちらの管理者等の中で、その賠償は負わない
ということ、あえてこの条例の中で定めさせていただいているということでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総
務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、会議規則第39条第1項
の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例につい
てを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例につい
てであります。

本町では、平成17年度から部制を導入し、本条例により各部の事務分掌を定めております。

このたび、平成29年4月1日からの組織・機構の見直しに当たり、小山町内陸のフロンティアを拓く取組の推進区域における三来拠点事業及び優良田園住宅事業などの面整備等を更に事業として進めていくため、これまで企画総務部において所掌しておりました企業立地に関する事務、移住、定住及び結婚支援に関する事務及び住宅に関する事務を経済建設部の所掌といたします。

また、町民の皆様が安心して暮らせるための施策等を更に推進していくため、これまで企画総務部において所掌しておりました町民相談に関する事務、環境保全及び清掃に関する事務及び交通安全及び防犯に関する事務を住民福祉部で所掌するため、一部改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は平成29年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午後1時52分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。天野教育長は公務のため退席しておりますので、御報告いたします。

日程第22 議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めるため、平成28年8月8日付の人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正が行われたため、関係する条例の改正をするものであります。

改正条例は、本則3条、附則3項で構成し、関連する条例の4本を改正するものであります。

はじめに、第1条は小山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

当条例第2条の2の新設は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条において、条例に委任されている事項を定めるものであります。

当条例第3条及び第10条の改正は、再度の育児休業等ができる特別の事情として、子の範囲拡大に伴う内容を加えるものであります。

当条例第20条の改正は、部分休業と介護時間又は保育時間を同日に取得する場合の合計時間を2時間までに調整するものとしてあります。

以上に加え、その他文言の整理を行っております。

次に、第2条は小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

当条例第3条の改正は、子の養育を行う職員の週休日及び勤務時間の割り振りに関し、その対象となる子について、子の範囲拡大に伴う内容を加えるものであります。

当条例第8条の2の新設は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について定めるものであります。

当条例第8条の3の改正は、介護を行う職員の時間外勤務を制限するものであります。

当条例第15条の改正は、介護休暇の分割取得について、3回を超えず、かつ通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間内とするものであります。

当条例第15条の2の新設は、職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しない休暇を介護時間として定めるものであります。

以上に加え、その他文言の整理を行っております。

次に、第3条の小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、介護時間の新設に伴うもの及び文言の整理によるものであります。

次に、附則第3項の小山町職員の給与に関する条例の一部改正は、小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴うものであります。

なお、施行日は平成29年4月1日とし、介護休暇に関し、附則第2項で経過措置を定めてあります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第23 議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成28年11月28日に公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、小山町税条例等の一部を改正するものであります。

本改正は、議会平成28年6月定例会において、専決処分の承認をいただきました条例第13号の一部改正を行うものであります。

主な改正内容は、世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するために、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、地方消費税率引き上げの実施時期を平成31年10月1日としたことに起因するものであり、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ実施時期の延期、自動車取得税を廃止し、軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期、軽自動車税のクリーン化特例の1年延長を行うものであります。

なお、施行日は公布の日であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要について

○議長（米山千晴君） 日程第24 議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要についてであります。

す。

本案は、小山町営土地改良事業の実施に当たり、土地改良事業計画の概要について、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものであります。

本事業は、農業用ため池に対する調査において、棚頭ため池が所要の安全性能の確保が困難であることが判明したことから、人命や農地、農業用施設の被害を防止するために実施するものであります。

事業の概要につきましては、町が事業主体となり、農村地域防災減災事業ため池整備事業を活用し、棚頭ため池の堤体改修を実施するものであります。事業費につきましては、1,537万5,000円を予定しており、負担割合は国庫55%、県費40%、町5%であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第24号 町道路線の廃止について

○議長（米山千晴君） 日程第25 議案第24号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第24号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づく町道の廃止であります。

廃止する路線は、静岡県による県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、下原工区ほ場整備事業及び桑木工区ほ場整備事業が完了し、公共の用に供することがなくなった既存路線を廃止するものであります。

内訳は、菅沼地内3路線、新柴地内2路線の計5路線の廃止であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第25号 町道路線の変更について

○議長(米山千晴君) 日程第26 議案第25号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第25号 町道路線の変更についてであります。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づく町道の変更であります。

変更する路線は、静岡県による県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、下原工区ほ場整備事業及び桑木工区ほ場整備事業により整備された既存町道の起終点及び幅員の変更をするものであります。

内訳は、菅沼地内3路線、桑木地内2路線、新柴地内1路線の計6路線を変更するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第26号 町道路線の認定について

○議長(米山千晴君) 日程第27 議案第26号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第26号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

認定する路線は、静岡県による県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、下原工区ほ場整備事業及び桑木工区ほ場整備事業が完了し、昨年11月18日付で町が引き継ぎを受けた事業地内道路を認定するものであります。

内訳は、菅沼地内2路線、桑木地内1路線、新柴地内3路線の計5路線の認定であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算

日程第29 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第30 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第31 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第32 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第33 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算

日程第34 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算

日程第35 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第36 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第37 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第38 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第39 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算

○議長（米山千晴君） 次に、日程第28 議案第27号から日程第39 議案第38号までの平成29年度予算12件を一括議題とします。

町長から、当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について、御説明を申し上げます。

日本経済は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いております。先行きについて、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待されています。ただし、米国でのトランプ政権への交代や英国のEU離脱の動きなどによる海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされております。

こうした認識の下、小山町の平成29年度当初予算は、一般会計において、歳入の根幹である町税は、引き続き減収見込みであります。地方交付税などを含めた一般財源総額では増加を見込んでおります。しかし、社会保障関係経費などの増額が見込まれ、厳しい財政状況が続いております。

そのような中ではありますが、第1に、雇用の場の創出やにぎわいづくりと定住・移住の促進を目指す三来拠点事業の推進を進めてまいります。

第2に、安心・安全なまちづくりとして災害に強いまちづくりをしてまいります。

第3に、健康寿命を延ばすため、町民主体の健康づくりと地域医療の推進を進めてまいります。

第4に、子育てに優しいまちを目指し、子ども・子育て支援の充実に対する施策を進めてまいります。

この4つの分野に重点配分を行い、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の政策提言である、小山町を元気にする「金太郎大作戦」第二章を推進する予算編成といたしました。

それでは、施策について、主要事業、新規事業を中心に説明をいたします。

最初に、総合計画基本目標の1つ目、「便利で快適なまち」に掲げている、環境分野と都市基盤分野の施策についてであります。

恵まれた環境の保全の施策として、環境基本計画に基づき、生物情報の収集等の各種調査を引き続き行ってまいります。

また、富士山巡礼路特定調査研究も、引き続き取り組んでまいります。

次に、安全な水の安定供給、適切な污水处理を推進するために、水道事業では、配水施設の整備などの第6期上水道拡張事業に取り組んでまいります。

下水道事業では、計画的に下水道施設を維持管理していくため、須走浄化センター長寿命化事業を実施してまいります。

また、下水道未整備地区の汚水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置補助事業を継続してまいります。

次に、活力ある土地利用の推進を図る施策であります。

地震等により市街地が広域に被災した際に、緊急に円滑な復興を図るため、震災復興都市計画行動計画作成に取り組んでまいります。

また、足柄地域の活性化を図るため、足柄駅交流センター（仮称）基本設計に取り組んでまいります。

次に、便利で快適な道路網の整備として、地区からの要望の中で多い、道路の舗装補修などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります。

また、新東名高速道路の機能を補完するため、新東名関連町道整備事業として、町道3975号線道路整備に取り組んでまいります。

それに、老朽化が進む橋梁等を、道路構造物長寿命化修繕計画に基づき整備を進めてまいります。

また、効果的な都市計画道路の整備を進めるため、都市計画道路大胡田用沢線の物件補償、用地買収を実施してまいります。

さらに、国道246号から上野工業団地へのアクセス道路整備に取り組んでまいります。

次に、金太郎公共交通計画に基づき、自主運行バスの運行や生活確保維持路線に対する補助を継続して実施し、公共交通の活性化を図ってまいります。

次に、良好な住環境の実現のため、町営住宅の効果的・効率的な維持管理を進めるとともに、町営住宅等長寿命化計画に基づき、南藤曲団地建設を進めてまいります。

また、誰もが安心して住める住まいづくりを目指すため、静岡県プロジェクト「TOUKA I-0」と連携し、住宅耐震化事業を強力に進めてまいります。

次に、公園・緑地整備の推進として、豊門公園の修景事業に取り組むとともに、金太郎ゆかりの地である金時公園の整備を進めてまいります。

次に、2つ目の基本目標の「安心・安全なまち」に掲げている健康分野、福祉分野、危機管理分野の施策についてであります。

地域で支え合う福祉の施策として、地域福祉計画をもとに、民生委員や各機関と連携した社会福祉活動の推進と、移動支援や日中一時支援などの地域生活支援事業を推進し、福祉の充実を図ってまいります。

町民主体の健康づくりとして、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図ってまいります。

また、国民健康保険の特定健診と後期高齢者医療の健康診査の受診を促進し、疾病の早期発見・治療の意識を高めてまいります。

さらに、健康づくりの推進のため、健康福祉会館に指定管理者制度の導入を行ってまいります。

高齢者福祉の促進、介護保険の充実のために、シニアクラブの文化事業や健康づくり事業への支援を継続していくとともに、要介護状態にならないための介護予防事業を推進してまいります。また、適切な要介護認定の実施を行い、介護保険サービスの質の確保、支援に努めてまいります。

次に、子育て支援策としては、放課後児童クラブや地域子育て支援センター事業の運営を充実してまいります。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業を行うとともに、ファミリーサポートセンター事業を継続して実施してまいります。

さらに、親子の愛情を育む機会や子育て世代の情報交換の場の提供となる（仮称）中央子育て支援センター建築を進めてまいります。

災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織への支援充実や、災害時の体制の強化を目的に、組立式避難所用トイレ等の防災資機材の整備を実施してまいります。

また、今後必要とされる治山工事や森林整備等の対応策について、地域住民をはじめ関係者とともに、小山町山地強靱化総合対策協議会を継続して開催し、効率的かつ早急な復旧及び災害に強い森林づくりをめざしてまいります。

さらに、災害時の住民への情報伝達に不可欠な、同報系無線設備のデジタル化に取り組んでま

います。

また、空き家の倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するため、空き家対策補助を進めてまいります。

次に、3つ目の基本目標の「いきいきとしたまち」に掲げている、教育分野、文化分野、産業分野の施策についてであります。

心豊かな生涯学習の推進を図るために、各種教室、講演会、発表会等の生涯学習機会の充実を進めてまいります。

また、スポーツ・レクリエーションを通じて、町民が楽しみながら健康な体力づくりができるよう、NPO法人小山町体育協会等と協力し、スポーツ振興を図り、町民体育大会を引き続き開催してまいります。

地域文化の振興のため、富士紡績史料保存整理を進めるとともに、森村橋の修景・復元事業に取り組んでまいります。

次に、将来を担う子どもたちが、確かな知性と豊かな感性、健やかな心身を磨き、生きる力を育んでもらうために、学校教育の充実を図ってまいります。

その施策として、授業力の向上や就学・生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーや指導主事、また町単独で講師を配置し、適切な教育指導を行うために特別支援教育支援員の配置を継続して行ってまいります。

また、子育てに悩む保護者等に対応するため、子ども相談室の充実を図ってまいります。

さらに、児童生徒にとって安全で快適な学校施設整備として、トイレの洋式化に取り組んでまいります。

次に、地域間の交流・国際交流の推進ために、文化・観光交流等を促進するとともに、国際姉妹都市との交流を深め、国際的視野を持てる子どもたちの語学力等の向上を図ってまいります。

次に、三来拠点事業を推進する施策であります。

三来拠点事業として、ハイテクパーク排水路改修工事、湯船原地区内道路用地取得を実施してまいります。

また、駿河小山駅周辺地区では、駅周辺のにぎわい創出を具体化する基本計画の策定を実施してまいります。

さらに、湯船原地区のうち、新産業集積エリア、ロジスティックターミナルエリアにおいて工業団地造成事業を実施してまいります。

また、湯船原地区で、木質バイオマス発電事業を実施してまいります。

次に、生産性が高く、効率的な農業を推進するため、中山間地域総合整備事業と、経営体育成基盤整備事業を進めてまいります。

また、豊かな森林資源を活用するように、地域ごと森林経営計画を策定するとともに、間伐、枝打ち等の森林整備を支援してまいります。

さらに、山村道路網整備事業の金時線改良工事を進めてまいります。

次に、日本版DMOを設立し、観光地域づくりを戦略的に推進してまいります。

また、人が訪れ、消費が拡大する観光交流の施策として、富士山や富士箱根トレイルを中心とした地域資源や、道の駅「ふじおやま」、道の駅「すばしり」、あしがら温泉の交流拠点の有効活用を図ってまいります。

それに、町内のゴルフ場の利用を促進する事業を実施してまいります。

さらに、世界遺産である、富士山の須走口五合目の利便性を高めるため、須走口五合目再整備に取り組んでまいります。

次に、定住・移住の促進と婚活支援に積極的に取り組んでまいります。

また、優良田園住宅での宅地分譲を進めてまいります。

次に、4つ目の基本目標の「計画の推進のために」に掲げている、広域行政分野、行財政運営分野、協働分野の施策についてであります。

広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議や二市一町行政懇談会などにおいて研究活動を進めてまいります。

また、新規借入地方債については、適債性を重視した借入といたしてまいります。

総合計画及び総合戦略の適切な進行管理を行うとともに、効率的・効果的な行政運営の推進を行ってまいります。

また、町民との協働により、町内各地区の将来像を描いた計画の推進を図ってまいります。

以上、平成29年度当初予算の予算編成において、4つの基本目標に沿った施策について説明をいたしました。

小山町の特別会計を含めた平成29年度当初予算総額は196億5,478万5,000円であります。

このうち一般会計は106億円とし、前年度当初予算95億8,000万円と比べ10億2,000万円、10.6%の増であります。

歳入の根幹であります町税収入は37億4,026万円で、歳入全体の35.3%を占め、前年度に比べて1,385万円の減額となっております。

特別会計予算も合わせました平成29年度当初予算の概要につきましては企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては各担当部長から説明をいたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について提案説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算から議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算までの12件について、一括御説明をいたします。

はじめに、議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書14ページをお開きください。

はじめに、継続費の設定についてであります。森村橋修景・復元事業は、ふるさと寄附金を活用し、平成29年度から平成30年度までの2か年で事業を実施するため、継続費を設定するものがあります。

次に、15ページの債務負担行為の設定についてであります。平成29年度から平成30年度までの2か年で林地台帳整備業務の委託に当たり、その業務委託に要する経費につきまして、平成30年度の債務負担行為をお願いするものであります。

次に、16ページから17ページにかけての地方債であります。平成29年度事業の財源等として、総額9億2,660万円を限度額に借り入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。ここからは予算書の付属資料で説明をしていきたいと思いますので、予算書付属資料を御用意ください。

それでは、付属資料の3ページを御覧ください。

はじめに、主な歳入予算の内訳であります。

1 款町税は37億4,026万円、前年度に比べ1,385万円、0.4%の減となっております。

町税の内訳につきましては、次のページを御覧ください。

町民税の個人分は10億6,300万円、前年度に比べ700万円、0.7%の減、また、法人分につきましては2億8,005万円、前年度に比べ2,005万円、6.7%の減となっております。

町民税につきましては、給与所得の伸びが見込まれないことから個人分を、また、税率の引き下げの影響と企業の業績見込みから法人分の減額をそれぞれ見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は21億8,700万円、前年度に比べ800万円、0.4%の増となっております。設備投資による償却資産の増額を見込んでおります。

町税全体について見ますと、景気回復の波が弱く、減収を見込むこととなりました。

次に、3ページを御覧ください。

2 款地方譲与税から12 款交通安全対策特別交付金までにつきましては、国が示しました平成29年度地方財政計画による予算措置や、県が計上している市町交付金見込額、本町のこれまでの決算推移などから、それぞれ見込んだものであります。

減額の多いものでは、4 款の配当割交付金と、6 款の地方消費税交付金で、静岡県の見込み及び決算推移から減額を見込んでおります。また、11 款の地方交付税は、地方財政計画から前年度と同額を見込んでおります。2 款から12 款までの増減額を合計しますと1,400万円の減額となっております。

次に、15 款国庫支出金は17億372万9,000円、前年度に比べ4億2,102万6,000円、32.8%の増であります。その主なものは、都市計画道路大胡田用沢線の用地買収及び物件補償に対する社会資本整備総合交付金の増額や、金時公園整備に対する防衛施設公園整備事業費補助金であります。

次に、16 款県支出金は5億2,810万5,000円、前年度に比べ6,710万5,000円、11.3%の減であり

ます。豊門公園修景や森村橋修景・復元事業に対する観光施設整備事業費補助金を計上いたしますが、地域産業立地事業を行う企業に対し交付する地域産業立地事業補助金を計上しなかったことから減額となっております。

次に、18款寄附金は10億7,216万3,000円、前年度に比べ5,416万5,000円、5.3%の増であります。ふるさと寄附の企業版であります、まち・ひと・しごと創生寄附金を見込むものが増額の主な要因であります。

次に、19款繰入金は6億8,111万9,000円、前年度に比べ4億9,789万8,000円、293.6%の増であります。主なものは、豊門公園修景や森村橋修景・復元事業の財源として文化財保護基金からの繰り入れや、総合計画の着実な推進のための基金からの繰り入れ、土地取得特別会計繰入金によるものであります。

次に、22款町債につきましては、9億2,660万円、前年度に比べ1億8,390万円、24.8%の増であります。主なものは、公共道路整備事業等の社会資本整備総合交付金を活用する事業費の増加によるものであります。

また、地方の財源不足に対応するように平成29年度地方財政対策として措置される臨時財政対策債につきましては3億5,000万円、前年度に比べ4,000万円の増であります。

続きまして、歳出予算について説明をいたします。

はじめに、5ページの目的別歳出の前年度対比の大きいものにつきまして説明をいたします。

まず、2款総務費は21億4,132万7,000円、前年度に比べ3億6,291万6,000円、14.5%の減であります。主な減額の要因は、企業立地推進費を総務費から商工労働費に移しかえたためであります。

次に、7款土木費は26億9,518万6,000円、前年度に比べ10億1,759万5,000円、60.7%の増であります。主な増額の要因は、都市計画道路大胡田用沢線の用地買収及び物件補償費の増額や金時公園整備、豊門公園修景事業によるものであります。

次に、9款教育費は9億970万3,000円、前年度に比べ1億3,450万1,000円、17.4%の増であります。主な増額の要因は、森村橋修景・復元事業や、小学校トイレの洋式化工事によるものであります。

続いて、6ページの性質別歳出予算の概要についてであります。性質別内訳の本年度合計欄を御覧ください。

最初に、物件費は20億3,430万9,000円、前年度に比べ1億2,311万6,000円、6.4%の増であります。主な増額の要因は、定住促進や結婚支援に対する委託料の増額や、町単独で小中学校に講師を配置することなどから賃金の増額によるものであります。

次に、補助費等は10億4,206万7,000円、前年度と比べ3億2,955万7,000円、24.0%の減であります。減額の要因は、地域産業立地事業を行う者に対する補助金を計上しないことからであります。

次に、普通建設事業費は27億9,296万4,000円、前年度と比べて10億6,809万9,000円、61.9%の増であります。主な増額の要因は、都市計画道路大胡田用沢線の用地買収及び物件補償費の増額や金時公園整備、豊門公園修景や森村橋修景・復元事業によるものであります。

以上が、議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の8ページを御覧ください。

この特別会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ22億5,300万円、前年度に比べ3,200万円、1.4%の減となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料の9ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ478万3,000円、前年度に比べ57万7,000円、13.7%の増であります。平成29年度の貸し付けにつきましては、9人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸し付け4人を見込んでの編成であります。

次に、議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく附属資料の9ページを御覧ください。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく会計であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億875万7,000円、前年度に比べ205万7,000円、1.0%の増であります。

次に、議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

10ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,051万8,000円、前年度に比べ1,746万9,000円、8.6%の増となっております。主な内容は、使用料と一般会計からの繰り入れや前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものと、国庫支出金、事業債により浄化センターの長寿命化整備等を行っていくものであります。

次に、議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく附属資料10ページをお願いいたします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、平成29年度におきましては、土地開発基金の土地を上野工業団地造成事業特別会計へ売り払い、その収入を一般会計に繰り出すことを予定しております。

予算の総額は歳入歳出それぞれ1億189万1,000円、前年度に比べ1億188万8,000円の増であります。

次に、議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

資料の11ページをお願いいたします。

この会計は、介護保険法第3条に基づく会計であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,700

万円、前年度に比べ5,700万円、3.3%の増となっております。予算の大半は在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費の動向を見込んだ編成であります。

次に、議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく資料の11ページを御覧ください。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,100万円、前年度に比べ1億1,617万1,000円、33.5%の減となっております。主な内容は、事業収入と繰越金を財源に、分譲地の販売、起債の償還を行っていくものであります。

次に、議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

資料の12ページを御覧ください。

この会計は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,520万円、前年度に比べ17億4,230万円、97.5%の減となっております。主な内容は、繰入金と事業債を財源に、工業団地の造成事業を行っていくものであります。

次に、議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく付属資料12ページを御覧ください。

この会計は、小山町湯船原地区ロジスティックターミナルエリア造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ27億5,500万円となっております。

主な内容は、繰入金と事業債を財源に、工業団地の造成事業を行っていくものであります。

次に、議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

資料の13ページを御覧ください。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,900万円となっております。

主な内容は、県支出金と事業債を財源に、木質バイオマス施設の整備を行っていくものであります。

次に、議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算についてであります。

資料の16ページを御覧ください。

はじめに、収益的収入及び支出の部であります。収入は、予定総額3億1,316万6,000円、前年度に比べ341万7,000円、1.1%の減となっております。

支出は、予定総額2億6,517万4,000円、前年度に比べ567万6,000円、2.1%の減となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入は、予定総額6億8,556万円、前年度に比べ5億3,885万円、367.3%の増となっております。

支出は、予定総額9億1,346万2,000円、前年度に比べ5億2,466万5,000円、134.9%の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額2億2,790万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって補填したいと考えております。

以上が議案第27号から議案第38号までの平成29年度当初予算関係12件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 企画総務部長の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま町長から議案第39号 工事請負契約（変更）の締結についての追加議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第1 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

議案第39号について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、議案第39号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、町道下小林1号線道路改良舗装工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、経済建設部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第39号 工事請負契約（変更）の締結について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 議案第39号 工事請負契約（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第39号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成28年9月定例会において議決をいただき、株式会社室伏組が工事を請け負い、実

施しています平成28年度東富士演習場関連公共施設整備事業町道下小林1号線道路改良舗装工事について、設計の一部変更に伴う変更請負契約の締結案件であります。

変更の内容は、事業の進捗を図るため、御殿場市行政界まで工事区間を26メートル延伸し、L型擁壁工26メートル及び舗装工287.3平方メートルを追加施工するものであります。

変更による増額分は268万7,040円で、変更後の契約額は5,711万9,040円となり、うち消費税相当額は423万1,040円であります。

なお、完成日は平成29年3月27日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、2月22日水曜日 午前10時開議

議案第27号から議案第38号までの平成29年度予算12件を順次議題とし、当初予算の補足説明を行います。

本日は、これで散会いたします。

午後3時03分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 阿 部 司

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成29年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成29年2月22日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君
欠席議員 6番 阿部 司君
説明のために出席した者
町 長 込山 正秀君 副 町 長 田代 章君
副 町 長 室伏 博行君 教 育 長 天野 文子君
企画総務部長 湯山 博一君 住 民 福 祉 部 長 秋月 千宏君
経 済 建 設 部 長 池谷 精市君 教 育 部 長 田代 順泰君
危 機 管 理 監 岩田 芳和君 町 長 戦 略 課 長 長田 忠典君
総 務 課 長 小野 一彦君 未 来 拠 点 課 長 遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君 税 務 課 長 渡邊 辰雄君
住 民 福 祉 課 長 渡邊 啓貢君 健 康 増 進 課 長 平野 正紀君
防 災 課 長 杉山 則行君 建 設 課 長 高村 良文君
農 林 課 長 前田 修君 商 工 観 光 課 長 大庭 和広君
都 市 整 備 課 長 野木 雄次君 上 下 水 道 課 長 後藤 喜昭君
こども育成課長 小野 正彦君 生 涯 学 習 課 長 山本 智春君
総務課副参事 米山 仁君
職務のために出席した者
議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君
会議録署名議員 7番 渡辺 悦郎君
散 会 午後0時28分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は本日の会議を欠席する旨、届け出がなされておりますので、御報告いたします。

ここで小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので御報告いたします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長から補足説明を求めます。はじめに、企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 平成29年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。1款町税の総額は37億4,026万円と、平成28年度に比べ1,385万円、率にしまして0.37%の減となっております。内訳といたしまして、1項町民税は13億4,305万円で町税全体の35.91%、2項固定資産税は22億100万円で町税全体の58.85%と、この2つの税で町税収入の大半を占めております。

3項軽自動車税は4,901万円で町税全体の1.31%、4項町たばこ税は1億4,300万円で町税全体の3.82%、5項の入湯税は420万円を計上いたしました。

それでは、税目ごとに詳しく御説明いたします。

予算書の20ページをお開きください。1款1項1目町民税個人の現年課税分ではありますが、前年度に比べ600万円、0.56%減の10億5,700万円を見込みました。

次に、その下の2目法人の現年課税分ではありますが、対象法人数は457社を見込んでおります。平成27年度の税制改正による法人税割の引き下げの影響と平成28年度決算見込み等を踏まえ、2億8,000万円で、前年度に比べ2,000万円の減といたしました。

次に、21ページをお開きください。2項1目固定資産税の現年課税分ではありますが、平成28年度当初予算課税標準額から平成29年度の変化率を見込み、算定をいたしました。説明欄によりまして、詳しく説明をいたします。

まず、土地につきましては、全国的には地価の下落率は縮小し、上昇や横ばいの地点も増加しているものの、地方圏においては依然として下落基調が続いていることから、平成28年度時点修

正に地価下落をできる限り反映し、課税標準額を1.0%減額し、6億8,847万2,000円を計上いたしました。

家屋につきましては、前回の評価替えから3年目のため、既存家屋の課税標準額に変更はございません。新築家屋の増加と滅失家屋の減少から、平成28年度当初予算額に増額分を加算し、8億509万6,000円としたところであります。

償却資産につきましては、年間平均減価償却率が3.5%程度であることと新規の設備投資を見込み、7億410万8,000円を計上いたしました。予算計上におきましては、収納率を98.8%とし、純固定資産税分では、前年度に比べ900万円、0.41%増の21億8,000万円を見込んだところであります。また、滞納繰越分は700万円を計上いたしました。

次に、22ページを御覧ください。3項1目軽自動車税、現年課税分ではありますが、平成28年4月の車両別台数を基準に、平成28年度決算見込みを踏まえ、前年度に比べ600万円、14.0%の増といたしました。なお、収納率は99%としております。

次に、23ページを御覧ください。4項1目町たばこ税につきましては、平成29年度においても、旧3級品の税率アップがありますが、近年の健康志向によりまして喫煙者数の減少傾向が続いておりますことから、前年度と同額の1億4,300万円を見込んだところであります。

次に、5項1目入湯税は、平成28年4月1日施行の税率改正と平成28年度決算見込みから、16%減の420万円を見込んだところであります。

次に、24ページにかけまして、地方譲与税の1項自動車重量譲与税は、自動車重量税の3分の1が交付されるもので、町道の延長と面積により算定され、前年度に比べまして200万円増の6,800万円を見込みました。

その下の2項地方揮発油譲与税は、地方道路税の100分の42が交付されるもので、自動車重量譲与税と同様に算定をされ、前年度に比べ200万円増の3,000万円を見込みました。

次に、25ページを御覧ください。6款1項1目地方消費税交付金は、県からの市町交付金の見込額等から推計し、前年度に比べ1,000万円減額し、3億8,000万円といたしました。

次に、25ページから26ページにかけて、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金2億1,000万円は、前年度と同額を見込みました。なお、このゴルフ場利用税につきましては、その存続について、国において議論をされているところでございますが、平成29年度につきましては存続することが決まっております。

次に、9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産が対象となる交付金で、前年度に比べまして100万円減の3,600万円を見込みました。

次に、27ページをお開きください。11款1項1目地方交付税は、平成29年度地方財政計画から推計をし、前年度と同額の3億3,000万円といたしました。なお、地方交付税のうち、説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額により交付されるものでありまし

て、説明欄2の特別交付税は、特別な財政需要に対して交付をされるものであります。

次に、35ページをお開きください。35ページから36ページにかけて、15款2項9目特定防衛施設周辺整備調整交付金2億1,120万円は、演習場などの特定防衛施設の所在している市町村に対し交付をされるもので、通常分の額を前年度と同額で見込んだものであります。

次に、その下の10目地方創生交付金6,550万円は、地方創生のさらなる推進に向け、交付をされるもので、定住促進事業など4事業に対する地方創生推進交付金2,550万円と（仮称）中央子育て支援センター整備に対する地方創生拠点整備交付金4,000万円であります。

次に、42ページを御覧ください。42ページの下の方でありますけれども、17款財産収入3億3,819万8,000円の主なものは、1項1目1節土地貸付収入のうち説明欄1東富士演習場貸付料3億1,010万5,000円で、演習場として貸し付けている町有地252.8ヘクタールの貸付料であります。

次に、44ページをお開きください。18款寄附金の10億7,216万3,000円の主なものは、2目のふるさと寄附金の説明欄1ふるさと納税による寄附金10億円と、いわゆる企業版ふるさと納税と呼ばれます説明欄2のまち・ひと・しごと創生寄附金5,100万円を見込んだものであります。

次に、45ページを御覧ください。19款1項2目土地取得特別会計繰入金6,000万円は、土地開発基金所有の土地を売り払うことにより生じる売却額などを一般会計に繰り入れるものであります。

次に、46ページの2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億3,320万円は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金から、保育園、幼稚園の運営やこども医療費助成などに、それぞれ必要な財源として繰り入れるものであります。

46ページから47ページにかけて、4目財政調整基金繰入金7,200万円と5目総合計画推進基金繰入金1億6,000万円は、財源調整などのために繰り入れるものであります。

次に、51ページをお開きください。21款6項1目雑入の2節雑入のうち説明欄22ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,400万円は、ミニポートピア富士おやまの売上額の1%に相当する額が環境整備協力費として納入されるもので、平成28年度の実績により見込んだものであります。

なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を合わせました自主財源は63億2,956万6,000円で、前年度に比べ8.5%、金額にして4億9,617万9,000円の増額で、歳入全体の59.7%となりました。

それでは、次に、歳出について御説明をいたします。

56ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費は、職員人件費をはじめ、表彰審査委員会等の委員報酬などの一般行政事務費と町長秘書費で、前年度に比べ4,562万5,000円増の5億4,376万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因でございますけれども、新規採用職員の人件費を暫定的にこの目に計上していることによるものであります。

次に、59ページをお願いいたします。2款1項2目財政管理費は、前年度に比べ162万1,000円増の1,006万4,000円を計上いたしました。増額の主なものは、説明欄（2）財政管理費の13節電

算処理443万3,000円及び、次のページの説明欄（3）行財政改革推進事業費の13節行政評価システム電算処理280万8,000円で、双方とも新しい公会計制度が導入されることにより増額となりました。

次に、61ページを御覧ください。2款1項4目財産管理費は、町有財産、基金の管理、また役場本庁舎や公用車の管理、入札、契約等に係る経費で、前年度に比べ8,579万1,000円増の3億2,419万1,000円を計上いたしました。増額の主なものは、説明欄（3）基金管理費の25節積立金のうち、62ページ東富士演習場関連特定事業基金積立金1億6,320万円であります。

次に、67ページをお開きください。2款1項6目自治振興費は、前年度に比べ140万6,000円減の3,907万4,000円を計上いたしました。主なものは、次のページ、説明欄（2）自治振興費の19節区長交付金647万円、区運営交付金1,448万5,000円であります。

次に、70ページをお開きください。2款1項7目電算管理費は、前年度に比べ121万7,000円減の7,272万7,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄（2）電算管理費の14節総合行政システム機器使用料2,754万4,000円やWEBシステム使用料680万2,000円などであります。さらに、71ページのインターネット仮想環境使用料233万3,000円と、その下の静岡県セキュリティクラウド利用料の268万1,000円は、さらなるセキュリティの強化を目的に静岡県が構築するクラウド環境を使用するための経費であり、新年度から新たに発生をするものであります。

次に、72ページから73ページにかけまして、2款1項9目諸費は臨時職員の福利厚生費が主なもので、前年度に比べ148万円増の4,129万8,000円を計上いたしました。なお、来年度任用を予定しております臨時職員のうち105人に係る社会保険料を計上しております。

次に、同じページの2款1項10目土地開発基金費4,000万円は、土地開発基金保有の土地を土地取得特別会計が取得するに当たり、一時的に一般会計から繰り出すものであります。なお、この後の土地取得特別会計の補足説明で、その詳細につきまして御説明をいたします。

次に、74ページの2款2項2目賦課徴収費は、前年度に比べ551万9,000円減の4,899万7,000円を計上いたしました。減額の要因は、3年に1度の評価替えのための不動産鑑定評価の委託料が減ったことであります。

次に、79ページを御覧ください。2款4項3目県知事選挙費830万円は、この夏に予定されております県知事選挙に係る経費であります。

次に、83ページをお開きください。2款7項1目企画渉外総務費は、まちづくりの基本施策を進めるための経費で、前年度に比べ40万9,000円減の1億2,029万7,000円を計上いたしました。主な内容について説明をいたします。次のページの説明欄（2）企画調査費、19節福祉理美容による地域活性化事業補助金500万円は、地方創生推進交付金により継続的に実施していくものであります。

同じく説明欄（3）地域公共交通活性化事業費の19節自主運行バス負担金5,000万円は、町内3ルートを回る小山町コミュニティバスと小山・足柄循環、湯船・柳島コースの運行に対する負担

金であります。

次に、87ページを御覧ください。2款7項3目定住移住促進事業費は、前年度に比べ3,876万8,000円増の1億753万1,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、次のページにかけて、説明欄（2）定住促進事業費の13節女性活躍促進事業672万4,000円、若者移住促進事業679万7,000円及び起業創業促進事業497万9,000円で、いずれも地方創生推進交付金による事業であり、定住移住施策について、引き続き重点的に実施していくものであります。

さらに、89ページの説明欄（3）結婚支援事業費の13節結婚支援事業693万6,000円は、地域少子化対策重点推進交付金による事業で、定住移住促進の一環として実施をするものであります。

次に、90ページにかけまして、2款8項1目広報広聴費は、前年度に比べ7,370万3,000円増の5億4,353万円を計上いたしました。増額の主なものは、91ページから92ページにかけまして、説明欄（4）ふるさと振興事業費の14節ふるさとチョイス等利用料3,604万9,000円で、寄附をしていただく方の利便性を高めるため、複数のポータルサイトを利用する経費であります。

同じページの説明欄（5）スタジオタウン小山構築事業費2,004万2,000円は、地方創生推進交付金による事業で、平成27年度からの繰越事業の地方創生加速化交付金による事業及び本年度からの繰越事業の地方創生拠点整備交付金事業と相まって、交流人口の拡大、しごと創生、人材育成を図るスタジオタウン小山構想を実現していくものであります。

次に、120ページをお開きください。4款2項1目環境保全総務費は、前年度に比べ288万1,000円減の1億1,780万8,000円を計上いたしました。その主なものは、次のページの説明欄（2）環境保全事業費の13節環境基本計画調査100万円で、本年度に引き続きまして、町内における生物情報の収集などの調査を行うものであります。

次のページの説明欄（4）ごみ減量・リサイクル推進事業費の19節資源リサイクル活動奨励交付金230万円は、新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源ごみのリサイクル活動を実施する子供会などの団体に交付する奨励金であります。

説明欄（6）浄化槽設置推進事業費の19節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金2,326万6,000円は、合併処理浄化槽60基分の設置に対する補助金であります。

次に、124ページをお開きください。4款3項1目清掃総務費は、前年度に比べ334万9,000円増の5,516万1,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄（2）塵芥収集事業費、12節の塵芥収集運搬5,000万円であり、家庭から排出される一般廃棄物のごみ収集運搬に係る経費であります。

次に、124ページから125ページにかけて、2目塵芥処理費は、前年度に比べ1,964万7,000円増の1億4,653万4,000円を計上いたしました。主なものは、次の説明欄（3）広域行政組合富士山エコパーク負担金8,650万5,000円と説明欄（4）来年度から新たに稼働する広域行政組合再資源化施設負担金4,340万9,000円であります。

次に、139ページをお開きください。6款1項2目企業立地推進費は、本年度計上された地域産

業立地事業費補助金 4 億円を計上しなかったことにより、前年度に比べ 4 億 9,308 万 6,000 円減の 1 億 4,183 万 2,000 円を計上いたしました。主なものは、次のページの説明欄（3）未来拠点事業費の 13 節委託料で、いずれも内陸のフロンティアを拓く取組を実現するための事業であります。

同じく 15 節の排水路改修工事 2,500 万円は湯船原の排水路、17 節の道路事業用地 2,500 万円は湯船原のアクセス道路等の用地費であります。

次に、175 ページをお開きください。8 款 1 項 6 目無線設備管理費のうち説明欄（4）同報系無線設備デジタル化整備事業費 1,007 万 3,000 円は、防衛 8 条の補助金を受け、平成 35 年度完了予定の同報系無線デジタル化事業の経費であります。

最後に、202 ページを御覧ください。11 款公債費は、町債の元金と利子の償還費で、前年に比べ 8 万 8,000 円減の 8 億 9,888 万 4,000 円を計上いたしました。

1 目元金の起債の数は 223 件、次のページの 2 目利子の対象の起債の数は 242 件であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 平成 29 年度小山町一般会計予算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

予算書の 32 ページをお開きください。中段になりますが、15 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 1 節社会福祉費負担金、説明欄 1 の障害者自立支援給付費負担金 1 億 3,395 万円につきましては、障害介護給付費等の 2 分の 1 を、説明欄 2 の障害者自立支援医療費負担金 1,001 万 4,000 円は、障害者総合支援法に基づく身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図るための更生医療費 4 名分の 2 分の 1 を、説明欄 3 の国民健康保険基盤安定負担金の 1,396 万 2,000 円は、国保税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ公費で補填するもので、保険者支援分として 2 分の 1 を国庫負担金として見込んだものであります。

次に、33 ページを御覧ください。中段の 2 項 2 目民生費国庫補助金の 1 節社会福祉費補助金、説明欄 1 の地域生活支援事業補助金 1,117 万 8,000 円は、障害者が地域生活を円滑に送れるように、相談支援や地域活動支援センター事業等に対する補助金であります。

次に、36 ページをお開きください。下段の 15 款 3 項 2 目民生費委託金の 1 節社会福祉費委託金は、説明欄 1 の基礎年金事務委託金 495 万円が主なもので、国民年金法第 6 条に基づく法定受託事務の国民年金事務に係る委託金であります。

次に、37 ページをお開きください。中段の 16 款 1 項 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費負担金の主なものは、説明欄 3 の障害者自立支援給付費負担金 6,697 万 5,000 円で、先ほど御説明いたしました障害介護給付費の 4 分の 1 に相当する県負担分であります。その他、説明欄 4 の障害者自立支援医療費負担金 500 万 7,000 円は、更生医療費 4 名分の 4 分の 1 を県負担金として計上したものであります。

次に、説明欄 5 の国民健康保険基盤安定負担金3,869万3,000円は、保険者支援分の4分の1と、低所得者に対する保険料軽減分の4分の3を、また、次の2節老人福祉費負担金、説明欄 1 の後期高齢者保険基盤安定負担金2,157万6,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の4分の3を、それぞれ県が負担するものであります。

次に、38ページ上段を御覧ください。16款2項2目1節社会福祉費補助金2,177万2,000円のうち、説明欄 1 の地域生活支援事業補助金558万9,000円は、先ほど15款の国庫補助金で説明いたしましたが、地域活動支援センター事業等に対する県の補助金で、説明欄 3 の重度障害者（児）医療費補助金1,606万7,000円は、医療費助成額の2分の1の県補助金であります。

次に、下段の3目1節の保健衛生費補助金2,005万円のうち、説明欄 1 のこども医療費補助金1,794万7,000円は、中学生以下の児童・生徒の入院、通院に要する医療費に対する県補助金で、入院分の補助率については、未就学児は2分の1、小中学生は3分の1、通院分につきましては、1歳未満児は2分の1、1歳以上未就学児までは3分の1、小中学生は4分の1であります。

次に、48ページをお開きください。中段の21款3項1目1節老人福祉費納付金537万1,000円は、養護老人ホーム2施設に入所しておられる方13人中8人分の入所者納付金であります。

次に、49ページをお開きください。中段の21款5項2目1節老人福祉費受託事業収入997万3,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の委託料として受け入れる受託事業収入であります。

次に、51ページをお開きください。21款6項1目2節雑入、説明欄39の健康福祉会館太陽光発電システム電力料金の200万円は、売電収入を見込んだものであります。

続いて、歳出の主なものについて御説明をいたします。

76ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものについては、めくっていただき、77ページの説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費、13節電算処理394万7,000円で、住民情報業務処理及び印鑑登録管理業務の委託料、同じく、その下の住民基本台帳システム機器保守の103万4,000円、その下、14節の戸籍総合システム使用料745万5,000円等であり、電算関係の経費が主なものであります。

次に、95ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の主なものは、96ページの説明欄（2）社会福祉総務費、中段の13節の地域生活支援業務292万8,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査について、民生委員・児童委員協議会への委託料であります。

その他では、説明欄（3）社会福祉協議会運営補助費、めくっていただき、97ページ上段の19節社会福祉協議会職員費交付金2,640万円で、社協職員の人件費に係る交付金であります。

次に、下段の3款1項2目障害者福祉費の主なものは、説明欄（2）障害福祉総務費では、98ページ中段の13節障害者計画策定業務の172万8,000円で、向こう5年間の町の計画を策定するものと、その下の19節駿豆学園管理組合負担金の176万円で、小山町からの入所者は2人であります。

続いて、説明欄（３）重度心身障害者（児）援護費では、20節の重度障害者（児）医療費扶助3,600万円で、対象者の医療費の個人負担分について扶助するものであります。

続いて、99ページをお開きください。上段の説明欄（５）自立支援給付費では、2行下の20節の障害介護給付費2億6,400万円で、身体、知的、精神に障害のある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームの利用などへの支援費が主なものであります。

続いて、中段の説明欄（６）自立支援医療費給付費では、20節の自立支援医療費扶助2,002万8,000円で、人工透析等の医療に対する扶助であります。

続いて、その下、説明欄（７）地域生活支援事業費では、13節の地域活動支援センター事業1,670万円で、生産活動の機会の提供、社会との交流支援、また、地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施している駿東学園「こでまり」及び十字の園への委託料であります。

その下の、同じく13節障害者相談支援事業506万5,000円は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、また、サービス利用支援等を行う知的、身体、精神、それぞれの施設に対する委託料であります。

その他、次の100ページになりますが、20節の重度身体障害者（児）日常生活用具扶助の380万円、その下の障害者（児）日中一時支援費291万6,000円は、自立支援を目的に在宅で利用するサービスを支援するものであります。

次に、中段の3款1項3目健康福祉会館管理費の主なものは、説明欄（２）健康福祉会館管理運営費、13節健康福祉会館指定管理料2,936万7,000円で、本年4月1日から新たに導入する指定管理者による会館管理料であります。

次に、最下段の3款1項5目国民年金事務取扱費の主なものは、説明欄（１）職員人件費468万5,000円で、国民年金法第6条に基づく法定受託事務に係る職員1名分を計上いたしました。

めくっていただき、101ページの説明欄（２）国民年金受託事務費では、13節国民年金システム改修169万2,000円が主なものであります。

次に、下段の3款2項1目老人福祉総務費の主なものは、102ページ、説明欄（２）高齢者福祉推進費では、下がっていただきまして、13節小山町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務の237万6,000円で、平成30年度から向こう3年間の事業計画を策定するものと、最下段の19節2市1町共通無料入浴券負担金の600万円であります。

103ページをお開きください。説明欄は一番上になりますが、高齢者の就業機会のさらなる確保を図るための19節シルバー人材センター運営助成金1,000万円、説明欄は中段になりますが、平成23年度に開設された養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う元金・利子に対する交付金である養護老人ホーム建設事業交付金の920万円であります。

続いて、説明欄（３）敬老会費では、最下段の13節敬老会演芸公演の100万円が主なものであります。

104ページを御覧ください。説明欄（4）老人保護措置費では、20節老人措置費の3,394万5,000円で、町が措置した養護老人ホーム入所者13人分の措置費であります。

次に、下段の3款2項3目後期高齢者医療費の主なものは、105ページをお開きください。説明欄（2）後期高齢者医療事業費、13節健康診査業務の1,490万円で、健康診査に要する費用であります。

続いて、説明欄（3）後期高齢者医療負担金では、次の106ページになりますが、上から2行目、19節静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の1億5,498万8,000円が主なものであります。

次に、114ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、説明欄（2）保健衛生管理費、めくっていただき115ページになりますが、中段の13節保健計画策定業務145万2,000円で、第3次保健計画が29年度で中間年次を迎えることから、見直しを行うものであります。

次に、3行下の14節健康管理システム借上料246万3,000円と、下がっていただき19節の御殿場看護学校に係る看護学校運営費等負担金676万9,000円、最下段の精神障害者家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すために、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を助成する20節精神障害者医療費扶助の250万円であります。

続いて、116ページ上段の説明欄（3）救急医療対策事業費では、下がっていただき19節御殿場市救急医療センター負担金の5,615万7,000円で、センター運営費の総支出額から収入額を差し引いた不採算分を、御殿場市と人口割に基づき負担するものであります。

その下になりますが、同じく19節御殿場市医師会2次救急医療業務負担金934万6,000円は、御殿場市医師会が実施している二次救急医療業務に対する負担金で、御殿場市との負担割合は、均等割10%、人口割90%であります。

説明欄は1行飛んで、19節広域救急事業費負担金169万9,000円は、駿東地域の3医師会が広域二次救急医療体制を目指して事業運営を行う事業費の一部を、4市3町が均等割30%、人口割70%で負担するものであります。

説明欄はその下になりますが、19節公的病院等運営費補助金6,581万7,000円は、過疎地等の不採算地区に立地する公的病院等、いわゆる公益法人に助成した市町村には、特別交付税措置がなされることに伴い、平成26年4月から公益社団法人に移行した富士小山病院からの財政支援願いを受けて、医療体制確保対策として、要綱に基づき交付する補助金であります。

次に、最下段の4款1項2目予防費の主なものは、めくっていただき117ページ、説明欄（2）感染症予防費、中段やや下の13節個別接種6,000万円で、水痘、麻しん風しん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等の定期予防接種に係る医師及び医療機関への委託料であります。

次に、その下の4款1項3目健康づくり推進費の主なものは、次の118ページを御覧ください。説明欄中段の（3）生活習慣病予防費、13節保健事業の3,500万円で、各種がん検診に係る医師会及び医療機関への委託料であります。

119ページをお開きください。中段の4款1項4目母子保健事業費の主なものは、説明欄（2）

母子保健事業費、下段の13節保健事業1,400万円で、妊婦健診及び乳児健診に係る費用で、医師及び医療機関への委託料であります。

続いて、120ページ上段の20節不妊治療費助成250万円は、少子化対策の一環として、治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るための助成であります。

続いて、説明欄（3）こども医療費助成費の中段、20節こども医療費助成7,500万円は、0歳児から中学3年生までの入院、通院に係る医療費の自己負担分の全額を助成する事業であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、危機管理監 岩田芳和君。

○危機管理監（岩田芳和君） 平成29年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署、防災課関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

予算書40ページをお開きください。16款2項7目消防費県補助金、説明欄1の緊急地震・津波対策等交付金1,572万9,000円は、県の緊急地震・津波対策等交付金交付要綱に基づき、緊急物資等の確保事業、避難生活支援体制の充実事業に対する県補助金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

168ページをお開きください。8款1項2目非常備消防費の主なものは、説明欄（2）消防団運営費、1節消防団員報酬606万8,000円で、団員172名分の報酬でございます。

その下の9節費用弁償の1,500万円は、訓練・警戒出動などに要する費用でございます。

次に、170ページをお開きください。8款1項3目消防施設費の主なものは、説明欄（2）消防施設費、15節耐震性貯水槽の980万円で、藤曲地先に、新たに40トン級1基を設置するものであります。

次に、172ページをお開きください。8款1項5目災害対策費の主なものは、説明欄（2）地震対策費、11節消耗品費798万3,000円で、備蓄用食料、簡易マットなどの購入を、下段の18節組立式避難所用トイレ473万8,000円は、避難所用として15台を購入しようとするものであります。

同じく18節防災倉庫900万円は、広域避難地に指定しております生涯学習センターの敷地内に、防災倉庫1棟を設置するものであります。

次のページ、中段の説明欄（3）自主防災推進事業費、19節自主防災対策事業補助金330万円は、各自主防災組織が行う防災訓練や防災機材などの購入に対して交付している補助金であります。

以上で、小山消防署、防災課関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 平成29年度一般会計予算のうち、経済建設部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入関係であります。

予算書の28ページをお開きください。13款1項1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金3,889万3,000円の主なものは、説明欄2 県営中山間地域総合整備事業分担金3,375万円と、その下説明欄3 県営畑地帯総合整備事業分担金500万円で、去年2地区で実施をしております県営中山間地域総合整備事業のほか整備工事及び実施設計等に対する受益者からの分担金と、県営農地整備事業アグリふじおやま地区で実施します測量及び実施設計等に対する受益者からの分担金であります。

次に、34ページをお開きください。15款2項5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金4億3,435万円の主なものとしまして、説明欄1 防衛施設道路整備事業費補助金6,444万9,000円は、町道3866号線道路改良舗装工事に対する国庫補助金であります。

説明欄2 社会資本整備総合交付金（道路改築等）1億6,853万円は、町道1065号線道路改良舗装工事ほか4路線の道路事業に対する交付金であります。

説明欄3及び4の社会資本整備総合交付金は、町内に設置されますスマートインターチェンジへのアクセス道路整備に対する交付金であります。

防衛施設道路整備事業費補助金は補助率70%、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金は補助率55%となります。

次に、2節計画調査費補助金4億7,076万4,000円の主なものとしまして、説明欄1 社会資本整備総合交付金（街路事業）3億3,750万円は、都市計画道路大胡田用沢線整備事業に対する交付金であります。

説明欄2 防衛施設公園整備事業費補助金1億3,326万4,000円は、金時公園整備事業に対する国庫補助金であります。

次に、40ページをお開きください。16款2項5目商工労働費県補助金、2節観光費補助金9,685万1,000円の主なものは、説明欄2 観光施設整備事業費補助金9,340万円で、豊門公園、森村橋、金時公園の整備事業に対する県補助金であります。

次に、16款2項6目土木費県補助金、1節道路橋梁費補助金1,440万円は、足柄小学校グラウンド下法面の急傾斜地崩壊防止工事に対する県補助金であります。

次に、同じく2節住宅費補助金3,572万4,000円の主なものは、説明欄3 木造住宅耐震補強助成事業補助金3,100万円で、住宅の耐震工事60件に対する県補助金を見込んだものであります。

次に、49ページをお開きください。21款5項4目商工労働費受託事業収入、1節観光費受託事業収入564万3,000円は、説明欄1 富士山保全協力金徴収業務で、富士山須走口5合目において協力金の徴収業務を、町が県から受託することに対する収入であります。

次に、50ページをお開きください。21款6項1目雑入、2節雑入、説明欄10道の駅地域振興センター利用料2,415万円と説明欄11道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、指定管理者からの施設利用料として、年間販売想定額の5%分を計上したものであります。

それでは、引き続き、歳出関係について御説明いたします。

予算書は131、132ページをお開きください。5款1項5目土地改良事業費、説明欄(3)土地改良施設維持管理費2,722万4,000円の主なものは、13節棚頭用水池実施設計976万4,000円で、農業用ため池として利用されています棚頭用水池堤体耐震補強工事の実施設計を行うものであります。

次に、5款1項7目中山間地域総合整備事業費、説明欄(2)中山間地域総合整備事業費6,930万7,000円の主なものは、次のページですが、説明欄19節県営中山間地域総合整備事業負担金6,750万円で、所領ほか町内4地区で実施をしております県営中山間足柄金時地区及び下小林ほか町内3地区で実施をしています北郷南西部地区において、ほ場整備工事、農道工事及び実施設計等に対する県への負担金として、事業費の15%に相当する額を計上しております。

次に、5款1項8目経営体育成基盤整備事業費、説明欄(2)経営体育成基盤整備事業費1,112万9,000円の主なものは、19節県営畑地帯総合整備事業負担金1,000万円で、湯船原地区で実施します県営農地整備事業アグリふじおやま地区の県への事業負担金として、事業費の20%に相当する額を計上したものであります。

次に、135、136ページをお開きください。5款2項1目林業総務費、説明欄(2)林業総務費776万7,000円の主なものは、13節林地台帳整備事業600万円で、町内森林に関する台帳システムを整備するための費用を計上しております。

次に、5款2項2目林道費、説明欄(3)林道整備事業費3,304万4,000円の主なものは、次のページになりますが、15節県単・町単林道事業1,080万円で、林道竹之下金時線及び中島線の2路線について、改良工事を実施するものであります。

その下、19節山村道路網整備事業負担金2,100万円は、山村道路網整備事業林道金時線改良工事に対して、町の負担金として事業費の3分の1を支出するものであります。

次に、138ページをお開きください。6款ですが、今回、予算の構成を精査し、名称を商工費から商工労働費に改め、これまで1項の商工費にありました労働関係に係る予算を3項労働費として設けました。それでは、改めまして6款1項1目商工業振興費、説明欄(2)商工業振興費884万5,000円の主なものは、次のページ、説明欄1行目にあります小山町商工会助成金830万円で、商工会への一般助成として780万円、産業祭事業費として50万円を助成するものであります。

次に、143ページをお開きください。6款2項1目観光費、説明欄(2)観光振興費2,740万円の主なものとしまして、13節観光地域づくり推進業務600万円は、今後の観光地域づくりを戦略的に推進していくため、観光庁が推奨します日本版DMOの法人設立準備や観光事業に関するマーケティング調査を行うための委託料であります。

その4行下、19節観光協会助成金900万円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対する助成金であります。

その下、おまつり助成金840万円は、富士山金太郎まつり、足柄峠笛まつり、もみじまつりの事業費として助成をするものであります。

次に、144ページをお開きください。説明欄(3)富士山観光事業費3,128万7,000円は、富士山観光の振興を図るための事業費となっております。主なものとしまして、13節須走口五合目駐車場等管理371万2,000円は、須走口五合目来訪者の利便性と安全性を高めるための、五合目駐車場及び公衆用トイレの管理委託料であります。

次に、145ページをお開きください。説明欄13節富士山保全協力金徴収業務432万8,000円は、先ほど歳入でも御説明いたしました、富士山須走口五合目で実施をしております協力金徴収の徴収員を配置する業務であります。

次に、説明欄(4)交流人口拡大事業費672万7,000円の主なものとしまして、次のページ、19節下段にあります町内ゴルフ場利用促進交付金100万円は、町内のゴルフ場や小山町ゴルフ連盟との連携により、ゴルフ大会の開催などゴルフ場の利用促進を図るための事業を実施するものであります。

その下、フジゾーンコランヒルクライム交付金200万円は、昨年からイタリア人サイクリストとの交流を目的に、ふじあざみラインで開催をしています自転車レースへの交付金で、今年度は、静岡県との協力の下、自転車先進国であります台湾のサイクリストを招いて、交流レースを開催する予定であります。

次に、148ページをお開きください。下段にあります6款3項労働費につきましては、先ほども御説明をいたしました、労働関係の予算について新たな項として計上したものであります。

それでは、149ページをお開きください。6款3項1目労働諸費、説明欄(2)勤労者支援費2,684万円の主なものは、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金2,359万円で、平成19年度から平成23年度までの過年度分貸付金の預託金として、労働金庫に11件分を預託するものであります。

次に、説明欄(3)雇用対策事業費275万5,000円の主なものは、19節駿東地域職業能力開発協会負担金273万円で、駿東地域職業訓練センターの運営に対する負担金であります。

次に、154ページをお開きください。7款2項2目道路維持費、説明欄(3)公共施設地区対応事業費4,250万円の主なものは、15節道路維持補修事業3,500万円と安全施設整備事業500万円で、各地区からの要望に対応する維持補修事業費であります。

次に、7款2項3目町道整備事業費、説明欄(2)町道整備事業費1億1,149万4,000円の主なものは、次のページになりますが、15節道路改良舗装事業9,200万円で、町道下小林1号線道路改良舗装工事、町道4205号線舗装新設工事及び町道2076号線道路改良工事に係る工事費であります。

次に、説明欄(3)湯船原アクセス道路整備事業費9,006万8,000円の主なものは、17節道路用地の6,000万円で、国道246号から上野工業団地へのアクセス道路の用地費であります。

次に、156ページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費は、国の社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。それでは、説明欄(2)公共道路整備事業費3億1,554万円の主なものとしまして、13節調査業務3,700万円は、町道上野大御神線ほか2路線の測量及び調査業務委託であります。

その下、橋梁及び道路整備事業8,000万円は、町道3975号線道路改築(一色工区)の工事委託費であります。

続きまして、15節町道整備9,085万円は、町道1065号線道路改良舗装工事を実施するものであります。

その下、17節道路敷地9,480万円は、町道3975号線ほか1路線の道路用地買収費であります。

次に、157ページをお開きください。説明欄(3)新東名関連町道整備事業費1億3,204万2,000円は、(仮称)小山パーキングエリアに設置しますスマートインターチェンジへのアクセス道路となります町道3628号線道路整備事業が主なもので、工事費として15節道路改良舗装事業1,800万円、用地取得費として17節道路敷地9,700万円を計上したものであります。

次に、158ページをお開きください。説明欄(4)道路構造物長寿命化事業費1億410万円の主なものは、13節東名跨道橋補修工事委託6,600万円で、平成23年度に策定をいたしました小山町橋梁長寿命化修繕計画により、竹之下地内の東名高速道路をまたぐ町道2145号線の古城橋ほか1橋を中日本高速道路株式会社東京支社へ工事委託するものであります。

その下、道路構造物点検1,260万円は、道路ストック総点検として、町道2路線の大型カルバート3基の点検と、道路法の改正により義務化されました定期点検として、橋梁10橋の点検業務費が主なものであります。

次に、説明欄(5)東名足柄関連町道整備事業費1億6,589万2,000円は、足柄サービスエリアに設置をしますスマートインターチェンジ建設に係る予算であります。

13節町道整備工事委託6,989万2,000円は、スマートインターチェンジの町道接続部について、中日本高速道路株式会社に工事委託するものであります。

その下、15節町道整備9,600万円は、アクセス道路となります町道2414号線の拡張工事費であります。

次に、7款2項5目防衛施設道路整備事業費、説明欄(2)防衛施設道路整備事業費9,520万4,000円は、東富士演習場周辺道路整備事業、町道3866号線、通称一本ケヤキ線の道路改良舗装工事を実施するものであります。

次に、159ページをお開きください。7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費、説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費3,220万8,000円は、足柄小学校グラウンド下法面の急傾斜地崩壊防止工事を実施するものであります。

次に、161、162ページをお開きください。7款4項2目都市計画費、説明欄(3)都市計画道路整備事業費6億1,918万7,000円の主なものは、平成24年度から着手をしております大胡田用沢

線整備事業に係る用地費及び物件補償費であります。

次に、説明欄（５）足柄地区拠点整備事業費500万円は、ＪＲ足柄駅舎を含めた複合施設の基本設計を行うものであります。

次に、163、164ページをお開きください。7款4項3目公園等整備費、説明欄（５）豊門公園整備費2億74万円の主なものとしまして、13節豊門公園修景実施設計1,000万円及び豊門会館・西洋館改修設計4,074万円は、修景整備を行うための実施設計と建物の改修設計であります。

次のページになりますが、15節豊門公園修景事業1億5,000万円は、先ほど御説明をいたしました修景整備の実施設計により工事を実施するものであります。

同じく7款4項3目公園等整備費、説明欄（６）金時公園整備費2億1,481万2,000円の主なものは、15節金時公園整備2億1,170万円で、中島地区にあります金時公園に、管理棟、土俵及び遊具を設置し、現在使用していない町民プールを撤去して、広場を整備するものであります。

次に、167ページをお開きください。7款5項2目建築指導費、説明欄（２）建築指導費6,693万1,000円の主なものは、19節木造住宅耐震補強補助金5,000万円で、木造住宅の耐震補強工事に対する補助金60件分を計上したものであります。1件当たりの補助金限度額は、一般世帯で70万円、高齢者世帯など割り増しのある世帯で90万円としております。

以上で、経済建設部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 教育部関係の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

予算書29ページをお願いします。下段の14款1項2目民生使用料の2節児童福祉費使用料、説明欄1保育所保育料5,535万8,000円は、平成28年度の園児をもとに算出しており、保育料納付園児数248人で計上しております。

次に、31ページをお願いします。上段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料746万6,000円は、平成28年度の園児をもとにして、1人月額6,100円と保育料納付園児数102人で計上しております。

次に、32ページ中段15款1項1目民生費国庫負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金1億6,046万7,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、延べ2万763人で計上しております。

次の行、説明欄2子どものための教育・保育給付費負担金2,478万3,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、84人で計上してあります。

次の行、説明欄3障害児施設措置費負担金2,101万7,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後等デイ等に対する国からの負担金であり、26人で計上してあります。

次に、33ページ下段15款2項2目民生費国庫補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄1子ども・子育て支援交付金2,372万8,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する国からの

補助金であります。

次に、37ページをお願いします。中段16款1項1目民生費県負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金3,507万8,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

次の行、説明欄2子ども・子育て支援給付費負担金1,276万8,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次の行、説明欄3障害児施設措置費負担金1,050万8,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後等デイ等に対する県からの負担金であります。

次に、38ページ中段16款2項2目民生費県補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄2子ども・子育て支援交付金1,416万3,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する県からの補助金であります。

次に、歳出になります。

予算書の106ページをお願いいたします。中段3款3項1目児童福祉総務費4,701万7,000円の主なものは、次のページ107ページの説明欄中段の(5)児童発達支援事業費4,215万2,000円であり、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助関係経費であります。

次に、同ページ最下段の3款3項2目児童手当費2億3,171万1,000円は、0歳児から15歳児までのお子さんに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、先ほど申し上げましたが、延べ2万763人への給付分を計上してあります。

次に、108ページ中段の3款3項3目保育園費4億2,968万8,000円は、町立保育園3園ときたごうこども園の管理・運営経費と民間保育所の運営に関する扶助費等であります。保育園及びこども園長時間利用児の2月1日現在の入園申込者数は348人となっております。

説明欄(1)職員人件費1億8,752万5,000円は、34人分の人件費を計上してあります。

次のページ109ページの説明欄最上段の(2)保育園管理運営費1億6,235万円の主なものは、7節の臨時保育士などの賃金と、説明欄中段の11節給食用賄材料費と、次のページ110ページの説明欄中段の20節民間の認定こども園、保育所及び小規模保育等に対する扶助費であります。

次のページ111ページ説明欄の最下段の(5)民間保育所施設運営費6,407万2,000円は、私立認定こども園菜の花に対する国や県の補助金・交付金に町費を加えて支出します民間保育所運営への補助金と扶助費であります。

次に、112ページ上段の4目子育て支援事業費1億5,287万5,000円は、子育て支援事業として、町内3保育園及びきたごうこども園のぺんぎんランドや子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブに係る経費などです。

次のページ113ページ、説明欄の最下段(5)子育て支援センター整備費8,000万円は、各園に設置しております子育て支援センターを有機的に連携がとれるように、また、継続的に毎日の対応がとれるようにするために中核となる(仮称)中央子育て支援センターを建築する経費であります。

次に、175ページをお願いいたします。9款教育費関係になります。

次のページ176ページ上段の9款1項2目事務局費9,530万円の主なものは、説明欄（1）職員人件費で、教育長以下こども育成課職員の人件費であります。

下段の（2）事務局事務費についてであります。次のページ177ページの説明欄中段の12節その他保険料として、新たに100万円を計上しておりますが、これは学校の教育活動中または管理下の行事における教職員、児童生徒、指導協力者などの個人が負うべき損害賠償等に対する賠償保険料であります。

次に、180ページ最上段の9款2項小学校費の1目学校管理費2億1,961万4,000円は、小学校5校の管理・運営に係る経費であります。

同ページの説明欄中段の（2）小学校管理運営費1億1,517万7,000円の主なものは、7節賃金であり、スムーズな学校運営と子ども達の学習支援のための非常勤講師、特別支援員、図書室支援事務員、授業アドバイザー、町単独講師等の賃金であります。町単独講師844万5,000円につきましては、教育を取り巻く環境が年々厳しくなり、県費の教員だけでは対応しきれない状況が生じつつあるため、それを解消し、教師が本来目指すべき、子どもの笑顔があふれ、学びの深まりのある授業、学校づくりに向け、これまで以上の力が発揮できるよう、子どもにとってより良い学びが実現できますように3名を配置する経費であります。なお、185ページの中学校費にも、1名分を計上してあります。

182ページ、説明欄最上段の14節校務システム借上料230万円は、186ページの中学校費にも計上してありますけれども、教員の公務負担軽減・効率化のため、出席簿、通知表、指導要録等の作成などを電子化する校務システムの経費であります。

次のページ183ページをお願いします。説明欄最上段（4）小学校給食費4,005万1,000円の主なものは、7節の臨時栄養士及び給食員の賃金と、18節給食用備品であります。なお、平成29年度から米飯給食回数を増加するための臨時給食員の増員分をも計上してあります。

その下、説明欄（5）小学校施設整備費5,310万円の主なものは、15節小学校整備事業4,200万円で、小学校内トイレの洋式化工事及び複合防火盤交換工事であります。

次に、同ページの下段の2目教育振興費、説明欄（2）小学校教育振興費1,475万8,000円の主なものは、次ページの184ページ、説明欄13節の外国人英語指導員2名の派遣に係る経費であります。

次に、同ページ下段の3項中学校費の1目学校管理費1億890万6,000円は、小学校費と同じく、中学校3校の管理・運営に係るものであります。

次のページ185ページ、説明欄上段の（2）中学校管理運営費8,119万8,000円の主なものは、7節の非常勤講師、特別支援員、図書室支援事務員、授業アドバイザー、町単独講師等の賃金と、次のページの186ページ、説明欄中段の14節北郷中学校及び須走中学校用地の土地借上料であります。

次のページ187ページ、説明欄下段（４）中学校給食費1,391万8,000円の主なものは、臨時給食員の賃金であります。

次に、188ページの中段２目教育振興費1,513万円の主なものは、説明欄（２）中学校教育振興費の13節外国人英語指導員１名の派遣に係る経費であります。

次に、189ページ上段からの９款４項１目幼稚園費１億5,648万8,000円は、幼稚園の管理・運営に係る経費で、主なものは説明欄（１）職員人件費１億1,559万1,000円で、教諭等の20人分の人件費であります。なお、２月１日現在の幼稚園及びこども園短時間利用児の申し込み人数は、合わせて212人となっております。

同ページの説明欄下段（２）幼稚園管理運営費3,582万3,000円の主なものは、７節賃金であり、臨時教諭及び用務員の賃金であります。

次に、192ページをお願いします。上段の９款５項１目社会教育総務費１億959万6,000円の主なものは、説明欄（１）職員人件費3,767万6,000円であり、５人分の人件費となっております。

194ページ説明欄下段（４）文化財費5,573万4,000円のうち、主なものは次のページ195ページ説明欄上段15節森村橋修景・復元事業5,000万円であり、この事業は、平成29年度及び平成30年度の２か年度で、国登録有形文化財であります森村橋を修繕復元し、歩道橋として活用するとともに、町の観光スポットとして活用しようとするものであります。

次に、同ページ下段の２目生涯学習推進費681万円の主なものは、次のページ196ページの13節芸術文化振興事業として４月に開催いたします「怒る富士」の委託料400万円であります。

次に、同ページ最下段の４目生涯学習センター管理費１億5,728万7,000円の主なものは、次のページ、197ページになりますけれども、説明欄最上段の（２）文化会館等管理運営費１億4,714万8,000円の13節指定管理料１億3,000万円、その下の14節敷地借上料1,546万9,000円、また、同ページ説明欄下段にあります（４）パークゴルフ場の管理運営に関する経費672万4,000円が主なものになっております。

次に、198ページ中段からの６項１目保健体育総務費1,684万7,000円は、スポーツ・体育の振興に係る経費で、主なものは、次のページ199ページの説明欄上段19節体育協会助成金1,150万円であります。

以上で、教育部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 以上で、平成29年度小山町一般会計予算における各部長の補足説明は終わりました。

日程第２ 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第３ 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第４ 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第５ 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算

- 日程第6 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第7 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第9 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算

○議長（米山千晴君） 次に、日程第2 議案第28号から日程第12 議案第38号までの平成29年度特別会計及び水道事業会計の予算11件について一括議題としたいと思います。

なお、議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算の1件につきましては、2月21日に詳細に町長及び部長の提案説明がありましたので、部長の補足説明は省略いたします。

それでは、はじめに、議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算、議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算、議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の5件について、順次部長の補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 企画総務部が所管をいたします特別会計につきまして、補足説明を行います。

最初に、議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

予算書は304ページからであります。土地取得特別会計は、土地開発基金が保有します土地の管理、売買等に関する経費を整理する会計であり、平成29年度は土地開発基金の保有する上野字下の原の土地20筆、面積にしまして9,002平方メートルを、上野工業団地造成事業特別会計に売却をいたしますことから、歳入歳出予算総額が1億189万1,000円となりました。

それでは、はじめに、歳入につきまして御説明いたします。

予算書の309ページをお開きください。1款1項1目土地開発基金繰入金4,013万5,000円は、土地開発基金保有の土地の売却代金を繰り入れるものであります。

2項1目一般会計繰入金4,000万円は、土地開発基金保有の土地の簿価が4,188万8,000円であることから、土地取得特別会計の予算不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、310ページの4款1項1目不動産売払収入2,175万4,000円は、上野字下の原の20筆を上野工業団地造成事業特別会計に売り払うことによる土地売り払い代金であります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

予算書は311ページを御覧ください。1款2項1目一般会計繰出金6,000万円は、歳入で説明をいたしました一般会計繰入金を戻すとともに、財政調整のために土地売り払い代金の一部を加えて、一般会計に繰り出すものであります。

次のページにかけて、2款1項1目財産購入費4,188万8,000円は、土地開発基金が保有する上野字下の原の20筆の土地を土地開発基金が購入したときの単価、いわゆる簿価によって購入する代金であります。

以上で、土地取得特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

予算書は354ページからであります。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

予算書359ページをお開きください。1款1項1目分譲収入を1,084万8,000円計上しますのは、南藤曲宅地造成事業の不動産売り払い収入を見込んだものであります。

次に、2款1項1目繰越金2億2,015万2,000円を計上いたしますのは、平成28年度の歳入歳出決算を見込んだものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書360ページを御覧ください。1款1項1目、説明欄(2)一般管理費601万円は、12節広告料532万8,000円が主なもので、優良田園住宅整備事業の分譲販売を促進するための広告料であります。

次に、2款1項1目、説明欄(2)宅地造成費200万円は、今後の宅地造成事業に備え、測量設計費を計上するものであります。

次に、361ページを御覧ください。3款1項1目元金、説明欄(2)公債費(元金)23節償還金元金1億5,320万円は、用沢宅地造成事業の地方債の元金を一括返済するものであります。

次に、2目利子、説明欄(2)公債費(利子)23節償還金利子176万5,000円は、主に平成28年度に借り入れた起債に対する償還金利子であります。

最後に、4款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から6,802万5,000円を計上するものであります。

以上で、宅地造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

予算書は363ページからであります。

平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,520万円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を3,500万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明いたします。

366ページを御覧ください。用地取得等事業は、事業費に合わせまして、限度額3,500万円を設定するものであります。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

369ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金は、地方債の対象とはならない人件費、旅費、一時借入金の利子の財源を一般会計予算から繰り入れるため、前年度に比べ700万円減の1,000万円を計上するものであります。

2款1項1目繰越金は、平成28年度の歳入歳出の決算見込みによりまして、前年度に比べ30万円減の20万円を計上するものであります。

3款1項1目用地取得等事業債は、事業費に充てる事業債として、前年度に比べ17億3,500万円減の3,500万円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

371ページをお開きください。2款1項1目事業費は、造成工事に伴う工事監理と水文調査の委託料として、前年度に比べ17億3,500万円減の3,500万円を計上するものであります。

3款1項1目利子は、一時的に資金を借り入れる一時借入金の利子として、10万円を計上するものであります。

最後に、4款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から7万9,000円を計上するものであります。以上で、新産業集積エリア造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。予算書は381ページからであります。

この特別会計は、上野工業団地造成事業に関する経理を明らかにすることを目的に、平成29年度から新たに設置するものであり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億5,500万円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を27億4,600万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明いたします。

384ページをお開きください。用地取得等事業は、用地費等の予算に合わせ、限度額27億4,600万円を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

387ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない人件費、旅費、一時借入金の利子の財源を一般会計予算から繰り入れるため、900万円を計上するものであります。

2款1項1目用地取得等事業債は、用地費等の事業費に充てる事業債として、27億4,600万円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

389ページをお開きください。2款1項1目事業費は、事業実施に必要な各種調査、設計、測量及び計画策定のための13節委託料1億9,600万円や、事業用地を取得するための17節事業用地購入費23億5,000万円及び22節物件移転等補償費2億円など、合計27億4,600万円を計上するものであります。

3款1項1目利子は、一時的に資金を借り入れる一時借入金の利子として、200万円を計上するものであります。

4款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から7万4,000円を計上するものであります。

以上で、上野工業団地造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

予算書は400ページからであります。

この特別会計は、木質バイオマス発電事業に関する経理を明らかにすることを目的に、平成29年度から新たに設置するものであり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,900万円とするとともに、地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を1億9,900万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明をいたします。

予算書403ページを御覧ください。施設整備、用地取得等事業は、施設整備費等の予算に合わせ、限度額1億9,900万円を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

406ページをお開きください。1款1項1目県補助金は、施設整備に対する県の再生可能エネルギー関連補助金として、7,000万円を計上するものであります。

2款1項1目事業債は、施設整備等の事業費に充てる事業債として、1億9,900万円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

407ページをお開きください。1款1項1目事業費は、事業用地を取得するための相続等登記事務及び不動産鑑定評価の13節委託料や15節事業用地の造成工事費1,500万円及び施設整備の2億1,000万円、17節事業用地購入費3,500万円、22節物件移転補償費800万円など、合計2億6,900万円を計上するものであります。

以上で、企画総務部の特別会計5件の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算の3件について、順次部長の補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 住民福祉部関係の特別会計予算3会計について、順次説明させていただきます。

はじめに、議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。付属資料を御用意ください。

資料の8ページをお開きください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億5,300万円で、前年度当初予算と比較いたしますと3,200

万円、率にしますと1.4%の減額であります。被保険者の数が対前年度263人、率にして5.9%減少したことが、減額の主な理由の1つであると考えております。

はじめに、歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、前年度決算見込みをもととしながら、対前年度比マイナス800万円の4億5,420万円を見込みました。

次に、4款国庫支出金を3億6,592万6,000円、5款療養給付費等交付金を7,019万7,000円、6款前期高齢者交付金を5億6,238万円、7款県支出金を1億1,037万7,000円、8款共同事業交付金を4億4,051万9,000円見込みましたのは、静岡県国民健康保険団体連合会の試算を参考に、国、県の負担率等に基づき積算したものであります。

次に、歳出についてであります。

2款の保険給付費が13億4,121万3,000円で、歳出全体の59.5%を占めており、対前年度比マイナス2.2%で見込みました。

次に、3款後期高齢者支援金等を2億4,387万1,000円、4款前期高齢者納付金等を83万円、5款老人保健拠出金を1万1,000円、6款介護納付金を9,312万6,000円、7款共同事業拠出金を4億4,052万4,000円と見込みましたのは、国の予算編成通知に基づき、静岡県国民健康保険団体連合会の試算額を参考に、それぞれ計上したものであります。

8款保健事業費の3,110万5,000円につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る予算を計上したものが主なもので、健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策として事業を進めてまいります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

付属資料の9ページをお開きいただき、下段を御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億875万7,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと205万7,000円、率にしますと1.0%の増額であります。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰り入れと、75歳以上の後期高齢者の方からの保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料の1億7,877万7,000円と2款繰入金2,876万9,000円は、いずれも静岡県後期高齢者医療広域連合からの試算に基づき、計上したものであります。

次に、歳出についてであります。

1款後期高齢者医療広域連合納付金の2億785万6,000円は、歳入で説明いたしました収入を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算について御説明をいたします。

付属資料の11ページをお開きください。

第6期介護保険事業計画の最終年となります平成29年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ17億8,700万円で、前年度当初予算と比較しますと5,700万円、率にして3.3%の増額であります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

1 款保険料は3億7,148万5,000円で、65歳以上の第1号被保険者分の保険料で、保険給付の22%を負担するものであります。

次に、2 款国庫支出金の3億6,184万3,000円、3 款支払基金交付金の4億5,654万円、4 款県支出金の2億5,721万9,000円につきましては、介護保険制度で定められている、それぞれの負担割合に基づく国、社会保険診療報酬支払基金、静岡県からの収入であります。

次に、6 款繰入金の3億198万2,000円につきましては、国、県等と同様に、負担割合に基づく町からの繰り入れと、第6期介護保険の最終年度となることから、介護給付費等準備基金を取り崩し、5,000万円を繰り入れるものであります。

次に、歳出についてであります。

2 款保険給付費は16億274万8,000円で、対前年度996万4,000円、率にして0.6%の減額と、ほぼ前年度同額で、歳出全体の89.7%を構成しております。

給付の内容といたしましては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設利用に伴う施設介護サービスが主なものであります。

次に、3 款基金積立金は2万円で、対前年度同額で、利子分のみを積み立てるものであります。

次に、4 款地域支援事業は6,038万7,000円で、対前年度1,661万3,000円、率にして38.0%の増額であります。増額の主な要因は、本年4月から開始される総合事業に伴い、2 款の介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費の一部を、4 款地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行させたためであります。

その他の事業内容につきましては、高齢者の生きがいと健康づくりを目的としたふれあい茶論やミニデイサービス、地域包括支援センターを中心とした総合相談事業、認知症支援事業として認知症地域支援推進員の配置、生活支援体制整備をするための生活支援コーディネーターの配置等であります。これらの事業を総合的に行い、高齢者の方々が住み慣れた町で、自分らしく生活を続けていくための支援を進めていくものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 次に、議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。経済

建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 経済建設部関係の特別会計及び水道事業会計について、順次御説明いたします。

はじめに、議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算の補足説明を行います。

下水道事業特別会計は、予算書の281ページからとなっております。

はじめに、歳入関係であります。

287ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料7,211万5,000円は、1節下水道使用料及び手数料、備考欄1下水道使用料7,100万円が主なもので、平成28年度の決算見込みに基づき、前年度と同額を計上したものであります。

次のページをお開きください。次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金2,740万円は、須走浄化センターの長寿命化計画に基づき実施をします実施設計及び整備工事費とストックマネジメント計画策定に対する国庫補助金であります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金9,458万2,000円は、下水道事業特別会計における歳入歳出の差額を一般会計から繰り入れるもので、前年度比337万1,000円、率にして3.4%の減額となっております。

次に、289ページを御覧ください。7款1項1目下水道事業債2,340万円は、須走浄化センター長寿命化対策事業費とストックマネジメント計画策定に要する事業費の補助残について借入れをするものであります。

次に、歳出関係であります。

290、291ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費、説明欄（2）下水道施設維持管理費6,069万9,000円の主なものは、11節光熱水費900万円で、須走浄化センター等の電気料などであります。

その下、修繕料650万円は、マンホールポンプ1か所と、マンホールポンプに異常が発生した場合の非常通報装置等の修繕料であります。

13節須走浄化センター維持管理3,240万円は、浄化センターの運転及び維持管理に係る委託料であります。

次に、292、293ページをお開きください。1款2項1目公共下水道費、説明欄（2）公共下水道費6,240万6,000円の主なものは、13節須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務230万円と、その3行下、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務850万円は、管路・ポンプ等全ての施設を対象に優先順位をつけて、施設の改築を行うための計画を策定するもので、その下の公共下水道事業計画変更業務委託850万円は、現在の事業計画が平成29年度までとなっていることから、下水道法施行令の改正に伴い、新たに追加された記載事項を含めて事業計画を変更し、策定するための委託費であります。

その下、15節須走浄化センター長寿命化整備事業4,000万円は、汚泥濃度計などの電気設備及び

圧力水給水装置等の機械設備の工事費であります。

次に、2款1項1目元金7,163万8,000円は、平成6年度から平成15年度までの間に借り入れた32件分の償還金元金であります。

その下、2目利子1,833万7,000円は、平成6年度から平成15年度までと、平成26年度から平成28年度までに借り入れた起債に対する償還金利子であります。

以上で、下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算の補足説明を行います。

水道事業会計予算書につきましては別冊となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

平成29年度の水道事業会計の業務量であります。第2条の業務の予定量に記載をしてありますように、給水戸数7,236戸、年間総給水量350万1,192立方メートル、1日平均給水量は9,592立方メートルであり、主な建設改良事業は、第6期拡張事業に基づく配水管布設工事などを計画しているところであります。

それでは、収益的収入及び支出について御説明をいたします。

予算書の33ページをお開きください。収益的収入の1款1項1目給水収益、1節水道料金2億2,360万5,000円は、今年度の使用水量の決算見込みから大口使用者の使用水量の減少分を考慮して計上したものであります。

次に、2項2目消費税及び地方消費税還付金2,400万円は、事業費の増加に伴い、仮払消費税の増加が見込まれることから計上したものであります。

次に、2項4目長期前受金戻入6,022万5,000円は、補助金等により取得しました固定資産の減価償却額の補助金相当分を収益化するものであります。

次に、34、35ページをお開きください。収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費、13節委託料1,479万円は、説明欄にあります水道施設巡回・点検業務委託の792万円と水質検査業務委託の655万7,000円が主なものであります。

その下段の18節動力費2,425万4,000円は、水源施設などの電気料であります。

次に、同じく2目配水及び給水費、16節修繕費2,206万円は、配水管及び給水管の漏水などの修繕と、計量法に基づく量水器の交換等を実施するためのものであります。

次に、同じく4目業務費であります。36ページをお開きください。中段になりますが、13節委託料829万9,000円は、検針業務と企業会計処理に必要な電算業務を委託する費用であります。

次に、37ページから38ページ中段にかけては、5目総係費であります。職員の人件費が主なものであります。

それでは、38ページを御覧ください。同じく6目減価償却費、31節有形固定資産減価償却費は、平成28年度の決算見込みから、新たに取得した資産や耐用年数を経過した資産の減価償却額を差し引きまして、1億4,080万円を見込み、計上したものであります。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、37節企業債利息468万4,000円は、昭和62年度から平成28年度までに借り入れた21件分の企業債償還金利子であります。

次に、40ページ、41ページをお開きください。資本的収入及び支出について御説明いたします。

はじめに、資本的収入の1款1項1目1節企業債4億円は、新東名高速道路建設に伴う側道の配水管切り回し工事及び湯船原工業団地配水施設整備工事に伴う企業債であります。

次に、2項1目1節国庫補助金5,004万円は、防衛8条事業として実施いたします須走中区配水場整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、3項1目1節県補助金1億5,000万円は、湯船原工業団地配水施設整備工事に對する県からの補助金であります。

次に、4項1目1節工事負担金8,551万円は、須走中区配水場整備工事に對する一般社団法人須走彰徳山林会様からの寄附金を、一般会計から負担金として受けるものと、新東名高速道路建設に伴う配水管切り回し工事等に対する中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、資本的支出の1款1項2目配水施設費、13節委託料2,800万円は、配水管布設替工事に對する測量・設計業務等であります。

次に、42ページをお開きください。同じく41節工事請負費8億3,400万円は、須走中区配水場整備工事及び湯船原工業団地配水施設整備工事等、施設の整備工事を実施するものが主なものであります。

次に、2項1目企業債償還金、44節元金償還金1,267万3,000円は、昭和62年度から平成25年度までに借り入れた企業債18件分の元金償還金であります。これによりまして、少しページは戻りますが、5ページをお開きください。5ページの第4条に記載をいたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,790万2,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をするものであります。

それでは、次に、23ページをお開きください。平成29年度の水道事業予定貸借対照表は、水道事業会計の財務状況を表しているものであります。

はじめに、資産の部であります。最下段の資産の合計52億1,807万4,000円は、配水池の築造や配水管布設など固定資産が主なものであります。

次に、24ページをお開きください。負債の部であります。中段、負債合計28億7,173万8,000円は、建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

次に、資本の部であります。下から2行目、資本合計23億4,633万6,000円は、当年度未処分利益剰余金が主なものであります。

次に、25ページを御覧ください。平成29年度予定キャッシュフローであります。下から2行目のVの現金の期首残高3億7,579万8,000円に對しまして、科目の上段1の業務活動によるキャッシュフロー1行目の当年度純利益の見込額1,469万8,000円等を増減した結果、最下段にあります

VIの現金の期末残高は4億4,824万5,000円となる見込みであります。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 部長の補足説明は全て終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、2月28日火曜日 午前10時開議

議案第27号から議案第38号までの平成29年度予算12件を順次議題とし、質疑、委員会付託を行います。

本日は、これで散会いたします。

午後0時28分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成29年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成29年2月28日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君
欠席議員 6番 阿部 司君
説明のために出席した者
町 長 込山 正秀君 副 町 長 田代 章君
副 町 長 室伏 博行君 教 育 長 天野 文子君
企画総務部長 湯山 博一君 住 民 福 祉 部 長 秋月 千宏君
経 済 建 設 部 長 池谷 精市君 教 育 部 長 田代 順泰君
危 機 管 理 監 岩田 芳和君 町 長 戦 略 課 長 長田 忠典君
総 務 課 長 小野 一彦君 未 来 拠 点 課 長 遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君 税 務 課 長 渡邊 辰雄君
住 民 福 祉 課 長 渡邊 啓貢君 健 康 増 進 課 長 平野 正紀君
防 災 課 長 杉山 則行君 建 設 課 長 高村 良文君
農 林 課 長 前田 修君 商 工 観 光 課 長 大庭 和広君
都 市 整 備 課 長 野木 雄次君 上 下 水 道 課 長 後藤 喜昭君
こども育成課長 小野 正彦君 生 涯 学 習 課 長 山本 智春君
小 山 消 防 署 長 山本 孝信君 会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長 池田 馨君
総 務 課 副 参 事 米山 仁君
職務のために出席した者
議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君
会議録署名議員 7番 渡辺 悦郎君
散 会 午後1時28分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届け出がなされておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案につきましては、2月21日及び22日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく、円滑に進めるため、会議運営等規程により、発言の場所について、議員は、最初から議員側の壇にて登壇し、質疑を行い、当局側は、自席にて答弁を行うこととしております。また、通告に基づき、一覧により、順次一問一答で進めますので、よろしくお願いたします。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算について質疑を行います。

それでは、一問一答で質疑をさせていただきます。予算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。

1番目に、まず、予算書23ページ1款5項1目1節の入湯税ですが、昨年度より課税方法が変わり、昨年度は500万円計上し、本年420万円になったのは実績によるものと思いますが、入湯者がどのくらい減っているのか。また、目的税でありますので、どこの支出、予算に反映しているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

入湯税でございますが、昨年度の条例改正により、平成28年4月1日から課税対象は天恵温泉のみとなりました。平成28年度当初予算では、課税の対象となる日帰り客を9万1,000人、宿泊客3,000人を合わせ、9万4,000人を見込んでおりました。平成29年度においては、今年度の利用状況から判断し、日帰り客7万5,000人、宿泊客3,000人を合わせ、7万8,000人と見込み、今年度と

比較しまして1万6,000人の減少を見込んでおります。

なお、予算の充当先につきましては、総務課からお答えいたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

入湯税でございますが、財政的には目的税ということで一般財源扱いをしております。したがって、予算には、具体的にこの科目という充当先はございませんが、温泉、入湯税に関する科目の一般財源として充当しているところでございます。

以上です。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

次に、予算書39ページ16款2項4目2節の林業費補助金の説明欄3と5のしずおか林業再生プロジェクト推進事業補助金で林業機械導入と市町提案事業がありますが、どのような内容の事業を行うか、伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） しずおか林業再生プロジェクト推進事業のうち、最初に、説明欄3、林業機械導入について説明します。こちらは、町内の林業事業者が効率的・効果的な利用間伐を実施するため、これに必要な高性能林業機械等の導入経費に対し、3分の1を県が補助するものであります。平成29年度は、1林業事業者が高性能林業機械としてグラップル1台を導入予定であります。

次に、説明欄5、市町提案型事業であります。この事業は、市町が独自の創意工夫により、それぞれの地域の実情に応じて実施する森林整備対策として、有効で、すぐれた林業関連の事業に対し、補助を行うものであります。平成29年度は、町が山地強靱化対策の一環として、森林情報の収集・整理に関する事業を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

それでは、次の3番目に移りたいと思います。予算書51ページ21款6項1目2節雑入の説明欄22のミニポートピア富士おやま環境整備協力費が、昨年度当初予算より420万円ほど増額になっておりますが、どのくらいの売上等の見込み額の計算をしたのか、また、入場者数はどのくらいなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

環境整備協力費は、売上額の1%を納めていただいているので、年間24億円の売上額を見込んでおります。

また、入場者数については、平成28年4月から9月までの半年間で約5万人という実績から、年間10万人程度を見込んでおります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

それでは、歳出に入ります。予算書85ページ2款7項1目19節の御殿場・小山ヒーローフェスティバル実行委員会負担金100万円、新規に計上しておりますが、どのような事業を行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

どのような事業を行うのかという御質問でございますけれども、一般社団法人御殿場青年会議所が、今年9月17日、富士スピードウェイを会場に日本青年会議所の静岡県大会を開催いたします。この大会は、県内に20ある青年会議所が毎年持ち回りで実施しているもので、ちょうど50回目を迎える記念大会であります。この大会に合わせて、同青年会議所が、小山町及び御殿場市を県内外に広くPRするため、多くの誘客を図る、ヒーローをテーマに企画したイベントを開催いたします。この実行委員会に小山町及び御殿場市も参画し、イベントを盛り上げていくため、実行委員会事業の一部100万円を負担するものであります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

次に、予算書88、89ページ2款7項3目13節の女性活躍、若者移住、起業創業の促進事業で、地方創生事業の定住・移住施策というのは分かりますが、もう少し詳細に主な事業内容を伺いたいと思います。

また、結婚支援事業費は、昨年より大幅な増額となっておりますが、詳細な事業内容と、成果として今までに何組結婚したのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） まず、女性活躍事業から御説明させていただきます。女性活躍事業は、結婚や出産を機に退職を余儀なくされた女性を対象に、趣味や特技のある、あるいは過去のキャリアを活かしながら、子育てしながら稼ぐ、新しいことを始めたいなどの意欲のある子育てママのネットワークを構築し、各自のスキルアップにつながるセミナーやワークショップ、イベント等を開催し、女性活躍の場を創出していくことを目的とした事業でございます。

次に、若者移住促進事業についてでございます。若者移住促進事業では、首都圏の大学生を対象に小山町の企業とのマッチングを行い、Uターンの促進を図ります。また、首都圏において、県人会といえますか、町人会のような、小山町出身者をはじめ、小山町に関心を抱く20代から30

代の方々を対象にしたフォーラムを首都圏で開催いたしまして、U I ターンの促進を図っていくことを目的としております。

最後に、起業創業促進事業では、首都圏からのU I ターンを促進するため、移住を機に何かを始める方々や、通勤のない方々、クリエイターなどの移住を促すことを目的としたスタートアップの助成事業を実施してまいります。

次に、結婚支援事業でございますが、昨年より大幅に上がっているのは、昨年、地域少子化対策重点推進交付金を申請したんですが、採択にならなかったため、事業ができなかったんですが、現在、この交付金を申請しております、その交付金で事業を実施していくものですが、その主な内容は、結婚力向上のためのスキルアップ実践講座やライフプランを考える機会を提供して、自分を磨きながら結婚に対する意識改革をする。さらには、妊娠、出産、育児の不安を解消し、子育てへの前向きな意識の醸成を図る。また、企業間交流の推進など、結婚支援の充実強化を図り、出会いの場を創出していきたいと思っております。

基本講座といたしまして、結婚力セミナー、婚活セミナーを1回、学校を舞台にしました婚活ライフデザイン教育セミナーを2回、子育て体験セミナーを1回、計4回実施していくものでございます。

最後に、今年度におきまして、いろいろな事業を通じて結婚された方は2組ございます。うち1組は、先般、出産したという報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

それでは、次に、136ページ5款2項2目15節の林道整備事業費の県単・町単林道事業費の平成29年度予算が、説明では林道竹之下金時線と中島線の2路線の改良工事と伺いましたが、昨年度の4,320万から1,080万円と大幅な減額となった主な理由は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 県単・町単林道事業費が大幅に減額になった理由でございますが、平成27年度から実施中である林道立山線開設工事について、平成29年度の工事予定箇所が、同地区内で林野庁が実施する民有林直轄治山工事の工事用道路と重なることから、平成29年度は林道立山線の開設工事を一時休止させることによるものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問はございません。

次に、142ページ6款2項1目の観光費の予算ですが、2年間で1,448万2,000円も減額になっていきますが、観光地域づくりを推進している小山町とはとても思えません。観光にももっと力を入れるべきと思いますが、この減額の要因は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 減額の主な内容は職員人件費の減額であり、2年前の平成27年度と比較すると2,662万8,000円の減額となっております。これは、当時の観光費の人件費の中に、フィルムコミッション支援課、まちづくり専門監等の人件費を計上していたためであります。現在は、機構改革等により、ほかの款項目に予算計上しているものであります。

また、職員人件費以外の観光費では、観光振興費で818万8,000円、富士山観光事業費で410万6,000円の増額となっております。

今後も、観光交流客数の増加に向け、観光施策の推進に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問します。

今後、観光立町として交流人口を呼ぶには、職員も増にして、インバウンド事業なども取り入れるべきと思いますが、それらの考えをお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

職員の増につきましては、平成29年度より、観光振興費の中で臨時職員を1名入れまして、観光振興に努めていきたいと考えております。

あと、インバウンド事業につきましては、今後、オリンピック・パラリンピックの開催等もありまして、訪日する外国人の方が非常に増えると考えております。これらの施策につきましては、観光振興計画にのっとり計画的に進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ございません。

それでは、最後に、平成29年度予算について、財政運営に経常経費の節減は大切ですので、小山町の経常収支比率はどのくらいで、前年度に比べてどうか、近隣に比べてどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 鈴木議員にお答えいたします。

経常収支比率についてでございますが、経常収支比率は、決算のときに作成をしており、この当初予算では経常収支比率というものは計算をしてございません。一応、比率につきましては、経常一般財源、こちらが減少していることから年々増加していくものと考えております。

また、参考までに、平成27年決算の普通会計ですが、こちらの経常収支比率は80.5%となっております。県平均84.8%、それから町平均の83.5%と比較しましても低いものとなっております。ちなみに、更に前年の平成26年決算、こちらでは79.6%となっておりますので、こちらの比率は、

年々、少しずつ上がっていくのではないかという見込みをしております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ございません。

それでは、以上で私の一般会計の質疑を終了させていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） ただいまから一般会計につきまして8件、質疑をさせていただきます。

まず1件目、予算書112ページ3款3項4目、子育て支援員賃金184万8,000円でございますが、これが新規に計上されております。この子育て支援員の人数とその役割について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

112ページ3款3項4目、説明欄（2）子ども子育て支援事業、7節子育て支援員賃金184万8,000円ですが、利用者支援事業の実施に係る臨時職員の賃金です。事業の内容ですが、平成29年度から、保育園、幼稚園、こども園等と連絡調整、連携、協働の体制づくりを行い、教育・保育の子育て支援に円滑に利用できるよう、臨時職員を1名配置し、身近で、保護者の目線で寄り添う支援を行ってまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解いたしました。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。予算書114ページ3款3項4目、（仮称）中央子育て支援センターの建築場所と役割及び現在の子育て支援センターとの連携について、詳細な説明を求めます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 114ページ3款3項4目、説明欄（5）15節中央子育て支援センター建築8,000万円ですが、近年、核家族化の進行や地域との希薄化などにより、身近に相談できる相手や子育てに協力してくれる人がいないなど、子育てに不安を感じている親が増えています。そのような中、不安や悩みを一人で抱え込むことのないよう、子育て支援や幼児教育の中核的な機能、施設となるよう、（仮称）中央子育て支援センターの建築を予定しております。

建築の場所は、総合文化会館に隣接するバラ園の跡地を予定しております。施設の規模は、約260平方メートルを予定しております。1日20組程度の来客を予定しております。

子育て支援センターとの連携ですが、現在、未就学児の子育て支援として、公立の3保育園、こども園、生涯学習施設で「地域子育て支援拠点事業」を実施しておりますが、この事業や、3幼稚園で実施している「わくわくランド」との連携を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ございません。

それでは、3番目の質問をさせていただきます。予算書118ページ4款1項3目、保健事業3,500万円について、がんは死因の上位を占めておりますので、がん検診は重要であると考えております。このため、受診率向上の施策と、更に予算を増やすというような必要性はあるのかどうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） がん検診受診率の向上施策と予算を増やす必要についてであります。

平成28年度の主要5がん検診の受診率は、肺がん検診が33.8%、胃がん検診は24.6%、大腸がん検診は44.7%、子宮がん検診、乳がん検診は、誕生日検診のため、平成28年度の受診率は未確定であります。平成27年度は、子宮がん検診は34.6%、乳がん検診は27.9%となっております。

国の目標値でありますがん検診受診率50%を目指し、各種検診、特定健診の開始時期である6月を「健診受診強化月間」と位置づけ、集中的なキャンペーンを実施しており、電話勧奨などの啓発を含め、随時PRを展開しております。また、乳がん検診については、平成28年度より、受診者の誕生日に検診を受診するように変更し、受診者の利便性と受診率の向上を図っております。

今後、出張けんこう講座や他事業との共同、保健委員や地域を巻き込んだ啓発を実施し、受診率の向上に努め、予算の増額に結びつけてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ございません。

それでは、4番目の質問をさせていただきます。119ページ4款1項3目、健康マイレージについてでございます。健康マイレージ賞品の負担金について、健康寿命アップのために健康マイレージ、このものは必要であろうというふうに考えております。おやま健康マイレージに参加した件数、もしくは賞品を交換した件数はどのくらいなのか、また、平成29年度は何件くらいの実績を見込んでおられるのか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 健康マイレージ事業についてであります。

今年度12月現在、当事業に参加し、ポイントを達成して500円相当のハッピーチケットと交換した方の実人数は326人、延べ人数は588人となっております。平成27年度の年間延べ人数は520人であり、既に12月時点で上回っており、増加しております。

賞品であるハッピーチケットは、温泉券やリラクゼーションスタジオ利用券、町の指定ごみ袋など9項目の中から利用でき、平成29年度の賞品負担金は800件分、40万円を見込んでおります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ありません。

それでは、引き続きまして、5番目の質問をさせていただきます。予算書168ページ8款1項2目、消防団の関係でございます。消防団の定員割れが続いておりますが、現在の団員数はどのくらいなのか、また、定員割れ対策の一つとして消防団員報酬を上げる、このような考えがあるのかどうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（山本孝信君） 消防団員報酬についてであります。

はじめに、小山町消防団員の定数は小山町消防団条例に188人と規定されておりますが、平成29年2月1日現在の団員数は171人で、充足率は91%となっております。

次に、消防団員報酬を上げる考えは、についてであります。小山町消防団員の報酬額は、小山消防団条例で階級ごとに定められております。駿東支部管内の各消防団と比較しても余り格差はありませんが、消防活動などの対価として、今後、報酬額の妥当性を研究してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ありません。

それでは、6番の質問をさせていただきます。予算書172ページ8款1項5目、震災時の食料の備蓄についてでございます。震災時に備えての食料の備蓄はやはり非常に重要なものだというふうに考えております。現在の非常食の備蓄数はどのくらいなのか、また、平成29年度に購入予定の数量はどのくらいなのか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○防災課長（杉山則行君） 予算書172ページ8款1項5目災害対策費の説明欄（2）地震対策費、11節消耗品費についてであります。

はじめに、非常食の備蓄数についてであります。乾パン等の軽食類も含め、4万4,220食の備蓄となっております。

次に、来年度の購入数につきましては、1万5,240食を購入する計画であり、来年度末での備蓄は5万5,560食となり、充足率は64%となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ありません。

引き続きまして、7番目の質問をさせていただきます。予算書175ページ8款1項6目、同報系無線デジタルについてでございます。平成35年度完了予定とのことでございますが、同報系無線設備デジタル化整備の内容と自主防災等への説明はどのようにされているのか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） はじめに、整備の内容でございますけれども、同報系無線設備の親局、中継局、子局、遠隔制御局、町内全域の戸別受信機のデジタル化を行います。平成29年度及び平成30年度に実施設計を行い、平成31年度に親局、中継局、子局、遠隔制御局の整備を行い、平成32年度から4年間で町内全地域の戸別受信機の設置を行う予定です。

次に、自主防災等への説明についてであります。来年度からの実施計画により、詳しい計画が決まったときに、内容等について広報等で地域の皆様にお知らせしたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ありません。

それでは、8番目の質問をさせていただきます。予算書195ページ9款5項1目、森村橋の修景等についてでございます。平成29年から平成30年度で森村橋の修景・復元事業が行われるということでございますが、その後の観光資源としての活用方法はどのようなものか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（山本智春君） 現在、森村橋修景・復元の計画については、検討委員会でまとめておりますが、国登録有形文化財としての価値を損なうことのないよう修繕・復元に配慮するとともに、歩行可能な橋として平成30年度の完成を目途に計画をしております。

また、橋のライトアップや、兩岸の橋のたもとに橋詰広場を整備し、案内板やベンチを置くなどして、来訪者や町民の皆さんが、明治期に製作された橋やれんが造りの橋台を眺めながら、歴史を感じることができる場所も確保してまいりたいと考えております。

観光資源の活用方法については、商工観光課から回答をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 観光資源としての活用方法についてお答えをいたします。

森村橋の修景・復元事業のほかに、平成29年度では、森村橋と同じ富士紡績の歴史であり、国登録有形文化財でもある豊門会館や西洋館等のある豊門公園の修景事業も実施する予定となっております。関連のある施設等の一体的な整備を進めることで、各々の価値を更に高め、新たな観光資源としてPRを実施するとともに、町内での回遊性を高める施策を検討し、国内外からの誘客を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ありません。

それでは、最後の質問をさせていただきます。予算書199ページ9款6項1目、体育協会助成金についてでございます。体育協会助成金は、平成28年度当初予算と比較しますと増額となっております。今後、更に体育協会へ、町民体育大会以外に行政として期待することはどのようなこと

か、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（山本智春君） 町のスポーツに関する事業について、小山町体育協会が中心となって行っております。主なものを挙げますと、町民体育大会や市町村対抗駅伝競走大会、富士マラソンフェスタの各実行委員会の事務局をはじめ、町内一周駅伝大会や町民スポーツ祭などの企画運営を行っております。また、子どもたちが参加しているスポーツ少年団の本部事務局として、少年団の交流事業なども行っております。

体育協会には、今後も、更に多くのスポーツに親しめる機会や環境を作っていただき、町民の皆さんが健康で生き生きと暮らすための健康づくりが促進されることを期待しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ありません。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は、3点、質問をさせていただきます。

はじめに、予算書70ページ2款1項6目、説明欄の（6）15と19についてお伺いいたします。空家対策事業費の主な内容として、空家等解体撤去200万円を計上していますが、空家対策計画に基づき、執行の予定はありますか。また、空家対策補助金110万円を計上していますが、何件の申請を見込んでいるのかをお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 空き家関係の御質問でございますが、空家対策特別措置法に基づきまして、小山町では昨年9月から空家対策協議会を設置しております。空家対策協議会におきまして空家等対策計画を策定しております。

現在、その中で、危険な空き家、特定空き家と申しますが、特定空き家の認定を6件する予定となっております。今後、空家対策協議会から所有者様に対して指導、助言、勧告を行っていくわけですが、その指導、助言、勧告に従わない場合には行政代執行も視野に入れた対応をしていきたいということで、1件200万円を予算計上させていただいたところでございます。

次に、空き家の補助金につきましては、空家解体補助2件、1件最大30万円を助成するものですが、2件60万円と、空き家リフォーム補助、台所だとか、お風呂、トイレ、水回りのリフォームに対して補助するもの、50万円を1件、それぞれ頭出しとして計上しているところでございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 大丈夫です。

それでは、2点目についてお伺いいたします。予算書88ページ、89ページです。2款7項3目、説明欄(2)定住促進事業費について、現在、各種事業を展開されていますが、平成28年度上半期では、県外からの町内移住者が県下第1位との報道がされております。来年度は、どのくらいの移住者数を目標としているのか、また、その目標設定の根拠についてもお伺いいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(岩田和夫君) 来年度の移住者数の目標についてでございますが、単年度、単年度の目標というものは実は定めてございません。ただし、まち・ひと・しごと総合戦略におきまして、2020年までに転出・転入を均衡させるということでございますので、2020年度までに向けて転出・転入が0になるように努力しているところでございます。

以上です。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○9番(池谷洋子君) ありません。

3点目です。予算書139ページです。6款1項1目、説明欄(4)です。消費者行政費について、消費生活相談業務以外に啓発など取り組んでいることがあるのかをお伺いいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野一彦君) 池谷議員にお答えいたします。

消費者行政、消費生活センターの相談業務以外に取り組んでいる内容ですが、平成28年度には、高齢者を狙った消費者被害の防止を図るため、ふれあい茶論において出前講座を実施しております。また、年金支給日に合わせまして、金融機関の窓口において消費者被害防止のパンフレット、こちらを配布いたしました。また、若者向けの啓発活動としまして、小山高校の3年生を対象に、2月に、最近、金融トラブル、ローンであるとか、それからネット関係であるとか、こういったもののトラブル防止ということで出前講座を実施しております。

また、相談業務に含まれますが、悪徳業者と申しますか、被害を受けた方のその業者にあっせん等を行っております。契約の解除であるとか、または払い込んだお金の返還、こういったものを直接働きかけるというようなことも相談の一環として行っております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○9番(池谷洋子君) ありません。

以上で質問を終了いたします。

○議長(米山千晴君) 次に、4番 高畑博行君。

○4番(高畑博行君) 私は、6点、質問をさせていただきます。

まず最初に、総括的な質問です。平成29年度当初予算では、特別会計を含めた予算総額では前年度比で約21億5,000万円増の196億5,478万円となりました。そのうち一般会計は106億円、特別会計は10会計で総額78億7,614万円。このうち内陸フロンティア関連は、新設の2会計を含む4会

計で約33億円となっています。一目して内フロ関連予算が小山町の全予算の多くを占めていることが分かります。内フロ関連事業が単純に町の財政圧迫を引き起こさないのかという心配がございます。その点での町の見解をお伺いいたします。

○総務課長（小野一彦君） 高畑議員にお答えをいたします。

内フロ関連事業の財政圧迫についてでございます。雇用の場の創出やにぎわいづくりと定住・移住の促進を目指す三来拠点事業の、内陸フロンティアを拓く取組は、今年度予算の第1の柱であります。特別会計を含めた総額に対する割合も高いものとなっておりますが、その事業の多くは特別会計での執行となっており、一般会計に対する直接の影響は少なく、財政的にはそれぞれの事業の財源等について工夫をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

2点目です。付属資料の3ページ、一般会計歳入の内訳その他についてであります。大型開発に伴って、町債の増額が1億8,390万円と前年度比24.8%増の大幅な伸びを示しています。平成29年度の町債残高見込み額は前年度より約1億4,400万円増の83億9,736万円、1日現在での町民1人当たりの借金は約43万8,841円となる模様です。このような借金が膨らむ現状の中で、町の財政そのものへの懸念の声も多く聞かれます。その点での町の見解をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

起債の財政への懸念についてでございます。平成29年度予算では、事業を積極的に進める、こういった立場から、その財源として起債の額も、一時的に、前年度に比較して増額しております。また、町債残高も増加見込みではありますが、将来的には持続可能な財政基盤を確立するため、中期的な視点に立って財政計画を作成しているところでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

3点目です。付属資料の5ページ、一般会計目的別歳出の内訳であります。前年度予算との対比で見ますと、土木費が60.7%の突出した伸び率に対して、民生費はわずか3.8%、教育費は17.4%の伸びというものの、森村橋の改修事業5,000万円を除外すれば、小学校のトイレ改修が主な事業で、その他のソフト事業の目玉はありません。暮らし、福祉、教育に冷たい予算だと感じるわけですけれども、その点での町の見解をお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 暮らし、福祉、教育に冷たい予算、こういった御指摘でございますが、こちらに対してお答えをさせていただきます。

平成29年度当初予算では、障害者計画策定業務や小山町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務に取り組んでいくとともに、町民の健康づくりの推進のため、健康福祉会館に指定管理者制度の導入を行います。

また、教育分野では、成美小学校で放課後子ども教室を始めるとともに、小・中学校に町単独講師の配置、それから校務システムの整備、また、町単独での学力調査、こういったものを行っていくと、町民主体の健康づくりと地域医療の推進や子育てに優しいまちを目指し、子ども・子育て支援の充実を図る予算としてございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

予算書歳出180ページ9款2項1目、説明欄（2）の7節、小学校管理運営費と、185ページ9款3項1目、説明欄（2）の7節、中学校管理運営費に絡んでであります。

かつてより、例えば裾野市などでは、市の単独の費用を使って講師を配置するということがありまして、うらやましいなというふうな感じを持っておりました。今回、小山町でもその取り組みが始まるわけです。小学校では単独講師賃金で844万5,000円が計上されており、講師を3人配置するという説明がありましたが、配置校や運用方法について説明を願います。また、中学校では町単独講師賃金が281万5,000円計上されていますが、同様に配置人数、配置校、運用方法について説明をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 高畑議員の質問にお答えします。

小・中併せた形で答弁をさせていただきます。まず、人数ですけれども、小学校に3名、中学校に1名となっております。その配置校ですが、須走小学校、それから北郷小学校に常駐1名ずつ、あと、中学に1名、中学校区の小学校3校に1名ということで拠点校方式をとっております。

非常勤雇用として週35時間の勤務となります。うち、実は10時間を授業をつかさどるということで、子どもたちの支援、または日々の授業の中で支援を行っていきたいと思っております。あとの25時間につきましては、校務支援を行うというふうにしております。また、保護者等の相談等も行えればと思っております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

予算書歳出の183ページ9款2項1目、説明欄（5）小学校施設整備費の15節小学校整備事業4,200万円は、トイレの洋式化工事と複合防火盤交換工事との説明がありましたが、トイレの改修工事については、どの程度の改修計画でいるのか、説明をお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 小学校整備事業4,200万円ですが、小学校トイレ改修として2,800万円余を計上してあります。改修工事については、須走小学校と成美小学校の改修を計画しております。

須走小学校につきましては、校舎内、体育館、給食棟全てのトイレの改修を予定しております。内容につきましては、床を乾式に改修を行い、和便器をシャワー洗浄機付きの洋便器に交換し、既に洋便器が設置されている箇所につきましては、シャワー洗浄機をつける計画でいます。小便器については、自動洗浄機付きの便器に取りかえます。便器の数につきましては、児童数に合わせ、また、衛生器具の適正個数算定法に基づき、撤去等を行っていきます。

成美小学校につきましては、管理棟1階の女子トイレ、教室棟1階の男子トイレ、女子トイレの改修を予定しております。内容につきましては、須走小学校と同様の改修を計画しております。

また、他の学校につきましては、計画的に改修を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

最後、6点目です。194ページ、195ページ9款5項1目、説明欄（4）の文化財費15節、先ほどの池谷 弘議員の質問とも若干ダブるところもあろうかと思えますけれども、森村橋修景・復元事業の5,000万円の計上がございます。これだけの金額をかける必要性に疑問視する声もあります。この額に見合った、橋の活用ですとかPRについての費用対効果の面からどうお考えか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（山本智春君） 森村橋については、明治39年に設置され、110年の歳月を経て今日に至っている歴史ある橋として、国の登録有形文化財や土木遺産「鉄の橋百選」にも選ばれております。また、富士紡績とともに発展してきた小山町の歴史遺産でもあるため、町として、後世に残すべき歴史的に価値の高い文化遺産であると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 藪田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 平成29年度の予算について質問させていただきます。

その前に、平成29年度も恒例の機構改革を町では行うようですが、毎年毎年のこの機構改革に、私は、何の意味があるのか、多少の疑問を持っております。町民において窓口の混乱がないようにお願いして、平成29年度の予算の質疑に入ります。

第1点目は、予算書の24ページ4款1項1目、歳入についてでございます。配当割交付金1,000万円について、前年度比の半額となっておりますが、その要因と、それから制度改正等の有無を含めてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 藺田議員にお答えいたします。

配当割交付金についてであります。配当割交付金は、県民税配当割の一部を、前3年度分の各市町ごとにおける個人の県民税収入額に基づき、案分をして交付されるものでございます。当初予算計上額は、県の予算計上額や町の決算の推移から見込んだものでございます。平成28年度当初予算は当初2,000万円を予定しておりましたが、今定例会で議決をいただきました3月の補正予算、こちらにおいて1,000万円に減額をしております。平成29年度当初予算額は平成28年度決算予定額と同額としたものであり、特段の制度改正等はございません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

2番目の質問に入ります。同じく歳入の27ページ、28ページ13款1項1目1節、農業費分担金について、町単土地改良事業費分担金14万3,000円、県営中山間地域総合整備事業分担金3,375万円、県営畑地帯総合整備事業分担金500万円、それぞれの受益者数と農家負担割合についてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 農業費分担金についてお答えします。

まず、説明欄1、町単土地改良事業費分担金であります。1地区で用水路の改修工事を計画しており、受益戸数は2、農家負担割合は12.5%となっております。

次に、説明欄2、県営中山間地域総合整備事業分担金であります。受益戸数は足柄金時地区が178、北郷南西部地区が92、合計270となっております。農家負担割合は7.5%です。

次に、説明欄3、県営畑地帯総合整備事業分担金であります。アグリふじおやま地区の受益戸数は41、農家負担割合は10%となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） あります。

土地改良事業の受益者の負担金割合が異なっております。その根拠についてお伺いします。

また、都市計画税などが導入されたときには、併せて土地改良事業の負担金割合は増額されるのかどうか、それについてもお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 土地改良事業の分担金の違いでありますけれども、これについては、「小山町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例」や、「小山町県営土地改良事業分担金等徴収条例」等で定められているものでございます。

また、事業の増額については考えておりません。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

では、3番目の質問に移ります。今度は予算書の歳出です。122ページ4款2項1目19節浄化槽設置推進事業費の合併処理浄化槽の補助金であります。2,326万円について、平成29年度は60基の設置を見込んでいたとの説明がありました。これの人槽ごとの内訳について、金額はどのようになっているか、お示ししていただきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 合併浄化槽の補助金の内訳について御説明をさせていただきます。

5人槽につきましては、33万2,000円の補助金でございます。5人槽は29件、962万8,000円。7人槽につきましては、41万4,000円の補助金でございますが、7人槽は25件、1,035万円でございます。10人槽につきましては、54万8,000円の補助金になりますが、10人槽は6件、328万8,000円となっております。合計60件で2,326万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） あります。

次年度においては、機構改革で環境関連に関する部局が住民福祉部に変更となっておりますが、所管はどのようになるか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 合併浄化槽につきましては、環境保全という観点から設置の補助金を交付しているわけでございますが、県内の各自治体の傾向といたしましては、下水道事業を担当している課が併せて所管しているということで、環境という含みもありますが、窓口を一本化するとか、浄化槽を下水と同じような扱いでやっているところもありますし、環境関連の部局でやっているところもあります。現在、合併浄化槽については、おやまで暮らそう課で所管しておりますが、同じ経済建設部へ移行するというので、合併浄化槽も引き続きおやまで暮らそう課で所管するものと御理解いただければと思えます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

4番目の質問に入ります。4番目は124ページ、歳出でございます。4款3項1目、説明欄13塵芥収集運搬については、5,000万円の予算が組まれております。しかしながら、これは去る1月31日に入札が終わっています。私、このことについて、前々年度、なぜ予算が決まらないうちにこのことをやるのかと、要綱欄にあるからやるんだというふうな説明を受けましたが、今年度はどのようなことでもってこのような予算前に入札を行ったのか、質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

塵芥収集運搬についてでございます。議員御質問のとおり、原則は、予算が可決され、新年度になってから入札を行い、契約をしていくのが原則と了解しております。ただし、塵芥収集運搬につきましては、今年度もそうなんですが、4月1日、土曜日のペットボトル収集からスタートするといったことで、現実には、新年度になってから入札を行って、契約をして、業務を開始するということでは間に合いません。ということで、ここ近年、1月の終わりに入札を行いまして、準備期間をとっていただきまして、業者の方にも、ごみステーションであるとか、各地区の状況を十分把握した上で業務に移っていただく、こういったことから年度前に行っております。

また、これができる根拠でございますが、今、議員からも御指摘がございましたが、小山町におきましては、条例及び規則を定めまして、新年度予算が議決される前であっても、新年度予算の内示後、こちらは町長査定ですが、町長査定終了後に契約関係、入札関係の手続きを開始することができると、こういった規定を整備し、それにのっとりて手続きを行っております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） あります。

そういうことがあるんだならば、この間の予算説明のときに、このことは一言加えているべきじゃないかと私は思うんです。あくまでも議会軽視をしているんじゃないかという考えが私にはあるんですけれども、いかがなものでしょうか。

それからもう一つ、23日に入札が行われました須走地区の塵芥収集について、これについてはどうお考えですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） お答えいたします。

議会に対して説明が十分ではなかったという御指摘ですが、そちらに関しましては、丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えます。

それから、須走の入札、こちらに関しましては、入札で結果的には、落札したんですが、契約

を辞退すると、こういったことになりました。その理由としましては、業者の方にはいろいろな都合があるようですが、こちらは契約に関する手続きにのっとりまして、粛々とその結果を進めていきたいと考えております。

そしてまた、4月1日から、こちら、ごみの収集はもう待たなしです。今、考えているのは、今後、指名委員会を開催した上で、その業者に対する処分も決定しまして、次の入札、これは3月末を待っていたのではやはり準備期間がとれません。ですから、1週間でも、少しでも早くできるよう、臨時の入札を開催し、業者の決定をしていきたい、このように考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） 厳正に行ってもらいたいと思います。

次に、5番目の質問に入ります。商工業振興費884万5,000円のうち830万円が商工会への助成金であるが、次年度で商工業の振興策にどのような取り組みを計画しているのか、お答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 平成29年度の小山町商工会の事業計画では、地区内事業所の経営力強化に向けた事業の推進、にぎわいのあるまちづくりと魅力ある商品の創造支援、産業祭の実施、工業活性化事業の推進などを重点項目として取り組むこととしております。

具体的な事業といたしましては、小規模事業者への巡回訪問、各商店会等と連携した映画祭、ビンゴまつりの開催、小山町商工会優良推奨品事業、プレミアム商品券事業、産業祭やおやまDEマルシェ等のイベントの開催、企業交流会の開催などの事業を計画しております。

また、商工会では、小規模事業者が経営発達の実現、持続的発展を実現できるよう、事業者に寄り添った伴走型支援を実施するための経営発達支援計画を作成しております。この計画にのっとり、小規模事業者の支援を行っていくというものでございます。

今後も、商工会との連携により、商工業や商店街の活性化に向けた事業を展開していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） はい、再質問。

いろいろとあるようですけれども、おやまで暮らそう課で、起業創業スタートアップ、あるいは仕事情報の発信、学生と企業とのマッチングなど、本来、商工関係が行うべきをいろいろと行っているようです。商工観光課とのすみ分けはどのようになっているのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 再質問にお答えいたします。

おやまで暮らそう課で現在実施している事業につきましては、主に、移住者を対象とした補助金等を活用した起業支援だと考えております。

商工観光課、また、商工会の事業といたしましては、重点項目といたしましては、創業支援、経営革新等の推進ということで、企業の業績アップ、経営向上を目指して経営革新承認に向けての指導の強化並びに新規創業事業所の開業のための支援強化に努めるということで実施をしております。具体的には、窓口相談、あと、巡回相談等によりまして融資を受けるための支援、その後の継続的な支援ということで実施をしております。

以上であります。

○5番（**菌田豊造君**） 結構です。

以上で質問を終わります。

○議長（**米山千晴君**） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（**遠藤 豪君**） まず最初に、一般会計の歳入についてお伺いいたします。20ページの1款1項2目、町民税の法人分についてでございますが、対象が457社と伺いましたが、昨年比6.7%の減収見込みということで、その理由と、それから町内企業の業種別の動向についてお伺いしたいと思います。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○税務課長（**渡邊辰雄君**） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

法人町民税の減収見込みの理由でございますが、法人税については、景気要因が大きく左右しますことから、事前に各企業の動向を把握することは難しく、平成28年度の収入状況からの判断と、平成26年度の地方税法の改正により、法人税割の税率が12.3%から9.7%に引き下げられたことを考慮し、予算を算出しております。

また、業種別の町内の動向でございますが、小山町において、製造業が納税額の上位を占めていますことから、その動向により、収入に大きく影響するものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（**米山千晴君**） 再質問ございますか。

○1番（**遠藤 豪君**） ありません。

それでは、次に、一般会計の歳出についてお伺いいたします。ページ84、2款7項1目19節の福祉理美容による地域活性化事業補助金500万円についてでございますが、見込んでおります対象人数と、これについては在宅、施設入所者、両方該当になるかと思っておりますけれども、このところをお伺いいたします。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（**長田忠典君**） まずはじめに、見込んでいる対象人数についてでありますけれども、こちらの事業につきましては、NPO法人小山町福祉理美容協会が実施主体であり、見込みは、対象人数ではなく、訪問理美容の実施件数を年間500件、オシャレ講座参加者数を年間192人ということの目標を立てて活動をいたしております。

次に、在宅、施設入所者の両方該当になるかということでございますが、議員おっしゃるとお

り、在宅、施設入所者、両方とも該当でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

次に、102ページ3款2項1目19節、2市1町で出しております共通無料入浴券の関係でございますけれども、町内の該当人数と、たしか70歳以上と伺っていますけれども、配付枚数はどのくらいなのか。

それから、昨年度の利用実績で、裾野市、御殿場市、小山町と温泉があるわけですが、利用頻度の高かったところをお教え願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 対象者ですが、4,000人で、1人6枚を配付しますので、2万4,000枚を予定しております。

次に、平成27年度の利用実績ですが、1万2,027件で、そのうち、あしがら温泉が7,693件で全体の64%を占め、高い利用率となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

次に、180ページ9款2項1目7節のうち、先ほど高畑議員に1本説明いただきましたので、残りの臨時用務員賃金、それから臨時事務員賃金、非常勤講師賃金、特別支援員賃金、図書室支援、授業アドバイザー、これらについて、その支援内容と対象人数を教えてくださいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 小学校管理運営費7節賃金についてですが、社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等にかかる課題が複雑化、多様化しております。そのため、教師だけが課題を抱えて対応するのでは、十分に解決することができない課題も増えています。そのため、組織として教育活動に取り組む体制を作り上げること、つまり、チームとしての学校運営が必要とされています。町では、その必要性から特別支援員などを配置しています。

それでは、御質問の賃金内容等について回答いたします。

臨時用務員賃金930万円につきましては、各小学校に1名、5名の用務員を配置しております。

臨時事務員賃金530万円につきましても、各小学校に1名、5名の事務員を配置しております。

非常勤講師賃金800万円につきましては、小学校低学年支援員として円滑な集団生活や授業を支援するために、小学校1年生及び2年生に11名の配置を考えております。

特別支援員賃金1,200万円につきましては、特別に支援を要する児童が多いため、当該児童に対して支援員13名の配置を考えております。

図書室支援事務員賃金280万円につきましては、図書室の環境整備や本の貸出支援等を行う支援事務員を配置し、1人が2つの学校を担当しており、小学校管理運営費では3名を計上しております。

授業アドバイザー賃金145万円につきましては、授業を参観し、若手教員の指導や授業指導、校内授業研修指導等に当たるアドバイザー1名分を計上しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

それでは、最後の質問をさせていただきます。ページ186、9款3項1目14節ですけれども、中学校土地借上料、説明の中では北郷中学と須走中学校との説明があったかと思えますけれども、年間、2校で1,400万円余が計上されております。これは今後も続くのか、買収の予定はないのか、また、どのような状況なのか、説明をいただきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○子ども育成課長（小野正彦君） 土地借上料1,466万3,000円ですが、北郷中学校が12名の方から合計41筆、約1万6,100平方メートル、須走中学校が4名の方から合計で5筆、約2万4,400平方メートルをお借りしております。

買収の予定はないのかという御質問ですが、地権者の意向や町の財政等の状況により、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○1番（遠藤 豪君） 再質問したいと思えます。

本年度の中学校費が、予算が1億2,400万ですよね。1年間に1,400万円余の賃貸料を払っていたら、10年で1億4,000万を超えるわけです。こんなことは異常じゃないですか、と思えますよ、私は。これは、やはり相手方もあることですからなかなか苦勞すると思えますけれども、学校も、恐らく、北郷も、須走も当面の間は今のところにあると思えますので、これは早急にやはり頑張ってください、町の公共の施設の用地ですので、なるべく早いうちに、了解が得られる方で結構ですので、しかも両方とも市街化区域に立地していると思えますので、そういうことから早急に私は善処してほしいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） 遠藤議員の御質問にお答えします。

確かに、おっしゃるとおり莫大な金額ですので、過去、地権者さんに当たって買収の意向を調査しております。その中で、売り払ってもいいという方については、計画的に買収をしております。今後も、地権者さんの意向を確認しながら買収をしていきたいと思えます。

以上です。

○1番（遠藤 豪君） ぜひ頑張ってくださいと思えます。

終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） それでは、本日、7件の質問をさせていただきます。

予算書歳入の41ページ16款3項1目3節、説明欄5 就業構造基本調査委託金20万7,000円が計上されております。この事業内容について御説明願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 渡辺議員の御質問にお答えします。

就業構造基本調査は、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得るために、5年に1度、総務省統計局で実施する調査であり、その調査に係る経費、調査員の報酬ですとか、そういった経費について、国から県を通じて委託金として収入するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） はい、再質問です。

今後、これをどのように活かしていくのか、答弁願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 先ほど説明しましたとおり、国で行う統計でございますので、こちらの統計に基づいて、町としてはその資料として使わせていただくということでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問に移らせていただきます。予算書歳出88ページ2款7項3目（2）の定住促進事業費13節未利用地宅地化促進資料作成業務30万円計上されております。この事業内容について答弁願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 未利用地宅地化促進資料作成業務につきましては、市街化区域の、例えば接道がないとか、急傾斜で家が建てられないとか、いわゆる市街化区域の宅地で流通に乗らないものについて、どういう形でしたら流通に乗るのかというような調査を、未利用地の宅地化の流通に向けた資料を作成するものでございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） いいえ。

次、参ります。同じページの19節定住促進宅地開発事業補助金350万円計上されております。この事業内容について御説明願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 定住促進宅地開発事業補助金について御説明させていた

だきます。

この補助金は、定住促進を図るため、民間による宅地開発を誘導し、もって町の活性化に寄与するため、宅地開発をする者に対して補助金を交付するものです。

補助の対象につきましては、市街化区域における開発面積が1,000平方メートル以上のもの、1区画当たりの面積が概ね200平方メートル以上で4区画以上の一戸建ての住宅用の敷地の供給を目的としたもの、各区画が接する道路の有効幅員が6メートル以上のもの等の交付対象要件がございます。補助金の交付額につきましては、1区画当たり50万円とし、最大500万円を交付するものでございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） ございません。

次、146ページ6款2項1目（4）の交流人口拡大事業費13節でございます。自転車まちづくり事業、この事業の内容について御説明願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 自転車まちづくり事業の内容でございますが、静岡県市町村振興協会交付金の地域づくり推進事業助成金を活用し、実施する事業であり、例年5月下旬に本町で開催されるアジア最大級のステージレースであるツアーオブジャパン富士山ステージの開催時に、生涯学習センターから、レースのスタート地点となるふじあざみラインまでの間で、自転車による観光振興を進める一つの施策として、出場選手やチームカーによるセレモニーランを行うものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） ございません。

次、参ります。147ページ6款2項1目（5）観光施設管理運営費、13節足柄城跡管理用通路設置業務、この事業内容について御説明願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 足柄城跡には現在、二の曲輪まで自動車が入ることのできる管理用道路が整備されており、草刈り等の作業時に有効に活用されております。今回設置する管理用通路は、更に管理の利便化を図るために、二の曲輪と一の曲輪を結ぶ通路を設置するものであり、延長は約20メートル、幅員は約3メートルで、通路本体は、足柄城跡の現況を壊すことのないように、土のうを積み上げ、その周りは景観に配慮し、間伐材で化粧をする予定であり、軽トラック程度の車両が通行できる通路を設置するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君）　　ごさいません。

次、158ページ7款2項4目（4）道路構造物長寿命化事業費15節でございます。これについては、橋梁長寿命化修繕計画というのがございまして、これに基づいてやっているわけでございますけれども、この修繕箇所は平成29年度の施工箇所、また、この計画に照らして、総体的に点検、また、工事の進捗状況について伺います。

○議長（米山千晴君）　　答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君）　　橋梁長寿命化修繕工事の施工箇所についてであります。東名高速道路跨道橋、あざみづか橋、向原橋、陣馬橋、南の原橋、花戸橋、町道犬の平線無名橋の6橋の補修工事を予定しております。

また、長寿命化修繕計画との進捗状況であります。平成23年度に策定いたしました小山町橋梁長寿命化修繕計画では、今年度までに16橋に着手予定のうち、15橋に着手しており、ほぼ計画どおり進捗しております。

平成26年7月に施行されました道路法施行規則の一部改正による、5年に1度の頻度で、近接目視による橋梁点検につきましても、静岡県が目標としております平成28年度までの各市町の点検割合60%に対し、本町では78%、185橋のうち145橋が点検完了予定となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君）　　再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君）　　ごさいません。

最後の質問になります。167ページ7款5項2目（2）建築指導費、13節わが家の専門家診断、19節木造住宅耐震補強補助金、木造住宅補強計画策定補助金がそれぞれ大幅に増額となっております。平成28年度の実績と平成29年度の見込み件数について伺います。

○議長（米山千晴君）　　答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君）　　渡辺議員にお答えいたします。

木造住宅の耐震化についての御質問ですが、まず、わが家の専門家診断につきまして、平成28年度実績数として200件、それから平成29年度見込み件数として120件。

次に、木造住宅耐震補強補助金についてですが、平成28年度実績として8件、平成29年度見込みとして60件。

次に、木造住宅耐震補強計画策定補助金についてですが、平成28年度実績として8件、平成29年度見込み件数として66件となっております。

なお、平成28年度の実績についてですが、まだ確定をしておりませんので、現段階における見込み件数とさせていただきます。

以上であります。

○議長（米山千晴君）　　再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君）　　ごさいません。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 一般会計予算につきまして御質問したいと思います。まず25ページ、予算書歳入の6款1項1目、地方消費税交付金が1,000万円減額という見通しだそうですありますが、その理由はどんなことが挙げられますか、教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 佐藤議員にお答えいたします。

地方消費税交付金についてであります。地方消費税は県税であり、市町には、その町の人口及び従業者数に応じて交付されるものであります。予算計上額につきましては、県の予算計上額や、それから決算の推移から見込んだものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ありません。

続きまして、同じく歳入の40ページ16款2項5目商工労働費県補助金のうちの説明欄1 富士山後継事業費補助金345万1,000円を計上されておりますが、これはどんな事業内容を想定したものなのか、教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） この補助金は、富士山保全協力金を充当する事業であり、予算書144ページ6款2項1目観光費の説明欄（3）富士山観光事業費11節修繕料の中で実施する須走口5合目公衆トイレポンプのオーバーホールと、予算書145ページ13節富士山須走ルート巡視業務として、須走口登山道及び周辺の屋外排せつ物の有無の確認や回収等を行う業務を実施するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 分かりました。

それでは、歳出の方に移りたいと思います。85ページ2款7項1目、説明欄（4）の19富士山巡礼路特定調査研究負担金50万円は、どのような団体、あるいは自治体などと共同研究しているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

静岡県が主体となり、町も協力して富士山須走口登山道の巡礼路等の調査を行っている事業で、その事業の経費の一部を負担しているものであります。共同で研究している他の団体は、特にございません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 分かりました。

88ページ2款7項3目定住移住促進事業費の説明欄（2）13節の中で、幾つかの質問が前にされましたけれども、地域おこし協力隊事業、この件につきまして30万円が計上されております。

どのような事業を行って、どのような成果を期待しているのか、質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 地域おこし協力隊事業につきましては、小山町の様々な課題、例えば観光だとか、農業だとか、林業だとか、あるいはまた、私達の部署であれば空き家の問題だとかそういったことを、首都圏からそういったことに興味や関心、あるいはそういうスキルを持った人を募集するための委託事業費でございまして、そういう首都圏からの人を地域おこし協力隊という形で募集する委託事業でございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ありません。

92、93ページにかけて、2款8項1目広報広聴費のうち説明欄（5）スタジオタウン小山構築事業費のうち、93ページ説明欄13スタジオタウン小山構築事業として1,037万5,000円とあります。具体的にどんなことに使うのか。そしてまた、19節ロケ支援事務補助金500万円とありますが、これも同じように詳細を質問したいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） まず、スタジオタウン小山構築事業についてであります。フィルムコミッション事業を更に展開させるため、今年度から地方創生加速化交付金を活用して行っているスタジオタウン小山構築事業を継続して行ってまいります。

具体的には、映像制作に関わりのある学生を招き、滞在制作を行ったり、町民に参加してもらって映像制作体験のワークショップの開催や、若手プロを対象とした映像企画コンテストを行い、小山町を舞台とした映像制作を行ってまいります。

次に、ロケ支援事務補助金でございますけれども、こちらについては、ロケ支援など、フィルムコミッション事業の一役を担っておりますNPO法人に対しまして、事務費に係る補助でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 1つ、再質問させてください。

言葉の関係ですけれども、フィルムコミッション事業というのが、まず、私どもの耳に入りました。それが昨年度あたりから、スタジオタウン小山という言葉、そしてまた、フィルムファクトリーというような言葉、いろいろ同じような言葉が並んでいまして、どのように使い分けして

いるのか、ちょっと分かりにくいものですから、できたら教えていただけるとありがたい、こう
思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） まず、スタジオタウン小山構築事業、スタジオタウン小山でござ
いますけれども、先ほども少しお答えさせてもらったとおり、フィルムコミッション事業を更に
展開して、映像文化に触れてもらうということで行っている事業全体を含めてスタジオタウン小
山とさせていただいております。

フィルムファクトリーにつきましては、今回、今定例会でも上程しておりますけれども、町が
取得しました研修施設を小山フィルムファクトリーと位置づけして、そこを拠点として事業を行
っていくものであります。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 分かりました。

それでは、続きまして、6点目、107ページ3款3項1目児童福祉総務費、説明欄（3）児童遊
園地管理費のうち13節児童遊園地遊具点検37万8,000円とありますが、このところ全国で遊具に
よる大変悲惨な事故も増えてございますので、ちょっと質問をしたいと思いますが、1年間の予
算としてこの金額は妥当なのかどうか、担当部署も含めて、対象遊具の数、点検回数、問題点
があった場合の処置の方法等を質問したいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 児童遊園地遊具点検37万8,000円についてですが、遊具等の点検
を専門に行っている業者に委託をしている経費であります。

日常のメンテナンスは、各区と協定を締結し、お願いしております。

委託による点検につきましては、年2回実施し、1回目は5月から6月、2回目は11月から12
月に実施しております。予算としては妥当なものと考えております。

対象の遊具数は、児童遊園地31か所で117基を予定しております。点検の結果、要修繕と診断が
出た遊具につきましては、速やかに、使用禁止の貼り紙やテープ等で使用不能にするなどの対応
をし、早急に使用できるよう修繕を実施しております。

担当部署につきましては、平成29年度から都市整備課となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

それから、123ページ4款2項2目、説明欄（2）、公害対策費のうち各種測定が列挙されてお
ります。それぞれどこで、誰が、何回測定するのか、具体的にお答えいただきたいと思いま
す。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 佐藤議員にお答えいたします。

公害対策費の分析の関係ですが、順番に御説明をいたします。

まず、環境調査分析測定ですが、こちらにつきましては緊急対応としております。例えば振動であるとか、悪臭であるとか、その都度、住民の方から苦情などが寄せられたときに、こちらの予算を使い、分析をしております。

続きまして、河川水質測定ですが、こちらに関しましては主要4河川、須川、馬伏川、佐野川2か所になりますが、こちらの方を年4回実施をしております。それから、河川の中ですが、30河川といひまして、町内の河川、細かい小さな河川まで含めて、須走から足柄まで、県境の方まで含めまして年1回実施をしております。

それから、続きまして、特定事業場排水水質測定ですが、こちらは水質汚濁防止法に規定する特定施設のある事業場、事業場の形態または業種によっても違いますが、年4回入る会社、2回入る会社、1回入る会社、全部で17社ほど立ち入りをしてございます。

続きまして、工業排水路水質測定ですが、棚頭でございます富士小山工業団地、それから湯船原にありますハイテクパーク、こちらの工業排水路の川に落ちる最終の放流口、こちらの方で毎月採水をしてございます。

続きまして、次の湧水水質測定、それから地下水水質測定ですが、こちらは、平成の初めの頃に阿多野地先の工場において有機塩素系の溶剤による地下水の汚染が発生しました。その追跡調査ということで、その近くの井戸であるとか、それから湧水、こちらで年1回測定をしております。

最後に、ダイオキシン類の測定ですが、こちらは、役場の庁舎に機器を設置しまして年1回測定をしているものでございます。

いずれも町が業務委託により実施をしているものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ありません。

それから、129ページ5款1項3目、説明欄（3）、有害鳥獣対策事業費のうち有害鳥獣捕獲として55万円が計上されております。これで何頭の捕獲を予測しておられるのか、また、この金額で対処できるのか、そしてまた、有害鳥獣の生息数の試算はあるのかどうか、伺いたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 13節の有害鳥獣捕獲の55万円につきましては、駿東猟友会小山支部の日頃の有害鳥獣捕獲活動に関する事務や賄い等の費用でございます。

捕獲頭数等につきましては、129ページ最下段の19節小山町鳥獣被害対策協議会補助金345万

6,000円のうち、平成28年度の捕獲実績から、シカ150頭とイノシシ100頭、合計250頭分、補助金として200万円を見込んでおります。

なお、生息数等の試算は実施しておりません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ありません。

続いて、162ページ7款4項2目都市計画費、説明欄（5）の13節足柄駅交流センター（仮称）基本設計500万円とありますが、基本設計までどんなプロセスをたどっているのか、また、どのように住民の意見を取り入れるのかを伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 佐藤議員にお答えいたします。

足柄駅交流センター（仮称）基本設計に関連しての御質問ですが、まず、平成26年度に実施しました足柄地域金太郎計画2020策定の際に行われましたワークショップにおきまして、足柄駅に関しての御意見を地元の方々からいただいております。それから、平成27年度には、地元の御意見を踏まえ、庁内の組織で新施設の機能や配置案について検討し、地元の方々を対象としてサロンを開催したところであります。

現在、地元の方々へ新施設に関するアンケートを地域の組織で行っているところであります。今後、アンケートの結果を参考にしながら、基本設計を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ありません。

最後に、163ページ7款4項3目、説明欄（5）豊門公園整備費2億74万円、（6）金時公園整備費2億1,481万2,000円とそれぞれございますが、これまでに至るプロセスで住民の意見の反映はどのように行われたか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

豊門公園整備費に関する御質問ですが、平成25年度に、豊門公園活用計画ワークショップを2回開催し、地元の方々に御参画をいただき、御意見をいただいております。それをもとに今回、「めぐまれた景観と近代遺産にふれられる公園」として整備するよう、基本設計を進めているところであります。この際、発注をプロポーザル形式にて実施しておりますが、審査の際、地元の方に有識者として御参画をいただいたところであります。

また、昨年12月に、豊門会館・森村橋を語る会におきまして、現在進めている計画の概要を提示させていただき、このときにも御意見をいただいているところであります。

次に、金時公園整備費に関する御質問についてですが、平成24・25年度に金時公園活用計画ワ

ークショップを4回開催、それから平成26年度に成美地域金太郎計画2020におきまして、金時公園のリニューアルに関するサロンを開催し、皆様の意見をまとめてまいりました。その結果に基づいて作成した基本設計について、昨年12月に地元説明会を開催したところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） お願いですけれども、ぜひ、足柄駅も含めて地元の方々の意見を、聴き過ぎということはないと思いますので、十分聴いて、計画に反映していただけることをお願いして質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時08分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様申し上げます。議場内においては私語を慎むよう注意願います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第4 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第6 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算

日程第7 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算

日程第8 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第9 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第10 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第11 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第12 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算

○議長（米山千晴君） お諮りします。日程第2 議案第28号から日程第12 議案第38号までの平成29年度特別会計及び水道事業会計の予算11件については、一括質疑とすることにしたいと思います。

ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第38号までを一括議題といたします。

本議案につきましては、2月21日及び22日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、12番 池谷 弘君。

○12番(池谷 弘君) それでは、ただいまから国民健康保険特別会計について伺います。本日は2件伺わせていただきます。

まず1件目、予算書249ページ8款2項1目、医療費通知作成11万7,000円と少額でございますが、このものにつきまして、医療費適正化対策として実施されていると思いますが、その必要性について伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 池谷 弘議員にお答えいたします。

医療費通知は、年6回、偶数月に2、3か月前の診療分を個人にお知らせしております。

皆さんに、健康や医療に対する理解を深めていただき、健康意識を高めていただくために実施しております。皆さんの健康意識が高まることで、健康を維持するための運動や減塩生活等の生活習慣が身につくとともに、特定健診等の受診の推進もでき、医療費の適正化が図られるものと考えております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○12番(池谷 弘君) ありません。

それでは、2件目の質問をさせていただきます。予算書249ページ8款2項2目、脳血管障害が増えていると思います。そのために脳ドックが非常に有効な予防策であると考えております。そのため現在、検診数の推移はどのようになっているのか、また、特定健康診査に準じた検査を減額とした理由はどのようなものか、以上、お願いいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 脳ドックの助成は平成20年度から実施しており、受診者数は平成20年度から平成27年度まで、57人、43人、54人、59人、83人、57人、73人、49人で、本年度は60人を見込んでおります。このように年度により43人から83人と開きがあり、その推移も年度によって増減があり、増加傾向とも減少傾向とも言えない状況で推移しております。

特定健康診査に準じた健診についてです。特定健康診査に準じた健診とは、特定健康診査の対

象者が40歳以上の方としているため、20歳から39歳までの方を対象に、生活習慣病の予防等に役立てていただくために実施しているものです。平成28年度当初予算では10人分を計上していましたが、受診された方がおりませんでしたので、平成29年度の予算では5人分の4万6,000円に減額したものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ありません。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 総括的な質問を2件させていただきます。

まず1点目ですけれども、平成30年から国保が都道府県単位化に移行し、国保の保険者は県と市町、国保税の賦課・徴収・給付・検診などは市町になりますが、住民の最大の関心事は、国保税が現状と比較してどうなるのか、様々なサービスは現状と比べてどうなるのかということです。当初、1月になれば、ある程度の方向性が見えてくるという話でしたが、町としてはどの程度把握しておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

平成29年1月20日に県から提示されました、納付金の第1回目の試算によりますと、町の平成27年度の国保税収納額と比較すると1億円弱が不足しております。しかし、この試算結果には、保険料の軽減分と支援分として国、県、町が負担している約7,000万円や、調整交付金等の公費を財源とできるか否か、また、医療費指数反映係数、所得係数等、明確にされていないことが多く、国保税が現状と比較してどうなるか、いまだ分からない状態であります。

なお、平成30年度の納付金の額は、平成29年の秋に試算が提示され、平成30年1月下旬から2月上旬に決定する予定であります。

一方、サービスについては、基本的に変わりありませんが、高額療養費の多数該当においては、県内の住所異動の場合は通算して判定しますので、被保険者の負担が軽減されることとなります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） 再質問です。

以前に私も一般質問でお聞きしたときに、課長答弁の中で、窓口サービスや対応、それから国保税の算定方式、小山町の場合は4方式、所得割、資産割、均等割、平等割、これを採用しているわけですがけれども、その方向も変わらないと。減免制度なども基本的には大きくは変わらないと。そのサービス全体は現状と大きく変わらないけれども、結局、調定額がどうなるかということの最終的な見込みというのは、今の御回答では、まだ最終的に出てこないということのようで

すけれども、平成30年の実施となりますと、この秋でもうタイムリミットじゃないのかなど。その後までずれ込んじゃうと、予算編成の時期に入っちゃうわけですので、町民の一人としても非常に不安なところがあるわけですが、そこら辺、どのような見通しといたしますか、あくまでも、県が標準保険料率等を提示してこなければ最終的に決定しないわけですが、見通しとしてはどんなふうにお考えですか、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 納付金の金額であるとか、その他の諸条件、それらによって異なりますが、平成30年度の国保の税率につきましては、現状の税率を維持することも選択肢の一つとしまして、県の動向を踏まえて、平成30年度の予算編成を行っていく予定であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○4番（高畑博行君） 結構です。

では、もう一つ目の質問です。昨年秋に県が公開した様々な国保税、国保料の速報データを見ますと、収納率は県下で5位ですし、1人当たりと1世帯当たりの一般と退職分の調定額は県下で11位と、決して悪くはない数字が示されています。しかし、昨年度より前のデータを見ますと、差押率が県下の中では高い数値ではないのかなというふうなことを感じています。厳し過ぎる差押をしているのではないかという懸念を抱かせるわけですが、その点での御見解を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○会計収納課長（池田 馨君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

厳し過ぎる差押が行われているのではとの御指摘でございますが、厳しい差押の範疇の判断というのは非常に難しいと考えております。

国民健康保険税は、被保険者の皆様により良い医療を受けていただくなど、国民健康保険事業に大変重要なものであり、その税の徴収は、国民健康保険の健全な運営に不可欠であります。その納付について、大多数の方は、憲法や地方税法の定めなどを遵守しながら、納期限内に保険税を納付されている状況にあります。町では、この納期限内納付の環境を整備するため、口座振替の推進やコンビニ収納の導入などを行っているところでもあります。

万一、未納が発生したときには、納税交渉の場において納付勧奨を行い、その方の生活状況等を十分に聞き取り、担税力を判断した上で、差押、猶予、停止、いずれかの処分を進めております。このように、納税者の個別事情に配慮し、手順を踏んだ対応をしております。

しかしながら、納期限内に納付される方との公平性を保つ必要もございますので、適正な滞納処分を行うことが、住民の皆様からの信頼を得るためにも欠かせないものと自覚し、引き続き業務に当たっていきたくと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） 再質問といたしますか、大変、生活困窮者が激増している今の時代ですので、ぜひ、そういう対応に関しては、生活状況、相談を丁寧に聴いてあげて、温かい対応をしていただきたい。要望になってしまいますけれども、それを申し述べさせていただいて私の質問を終わりにします。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藺田豊造君。（不規則発言あり）

通告順でやっております。（「会計ごとじゃないの」と呼ぶ者あり）今、全体でやっておりますので。

○5番（藺田豊造君） いいですか。では、始めます。

宅地造成事業特別会計について質問させていただきます。予算書は360ページ2款13節、宅地造成費の測量設計委託料200万円について、この委託されている場所はどこか。

また、平成29年度においては、町主体で宅地造成計画がまだあるのかということについてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 測量設計委託料200万円についてですが、具体的な場所はありません。必要に応じた対応がすぐにとれるように、頭出しで計上させていただいております。

あと、平成29年度に宅地造成事業の計画があるかということですが、まずは、平成28年度の予算を明許繰越いたしております優良田園住宅の建設に集中して取り組んでいく予定でございます。以上です。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

もう1回……。

○議長（米山千晴君） バイオマスの件ですか。

○5番（藺田豊造君） では、質問させていただきます。

木質バイオマス発電事業特別会計について質問させていただきます。予算書は406ページ歳入の県補助金、再生可能エネルギー関連補助金7,000万円と、事業債、施設設備、用地取得等事業債1億9,900万円についてお伺いします。

1番目は、発電の完成後、この運営形態はどのようなものが計画されているのかということ。

それから、発電事業に対する木質ペレットの消費は日量何トンを見込んで、この予算を計上しているのかということについてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 藺田議員にお答えいたします。

木質バイオマスにつきまして、今後の維持管理、それから経営主体につきましての御質問でございますけれども、開会日の質疑にもお答えさせていただきましたとおり、小山町が主体となりまして、SPC、特定目的会社を設置いたしまして、それによって運営していくと、このような考えで行っていくつもりでございます。

それから、木質ペレットの消費でございますが、日量約2.3トン、年間約825トンを予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

○議長（米山千晴君） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） 一番最後にしていただきまして、ありがとうございます。通常、特別会計ごとに行うというのが本来ではないかと思っておりますけれども、順番ということですので、質問させていただきます。

途中でその他の特別会計が入りましたので、どうかと思うんですけれども、国保について再度お伺いをしたいと思います。ページ223でございます。高畑議員が御質問していますので、若干重複するところもあろうかと思っておりますけれども、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、国保税の収入が4億1,650万円のところ800万円の減ということですが、一般的には、退職者が増えていきますと国保加入者が増えると考えがちだったんですけれども、263人減少ということなんですけれども、この要因はどんなことなんでしょうか。順番にお伺いしますので、お願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 遠藤議員にお答えいたします。

国保税の減収となる被保険者の減少理由ですが、社会保険適用の基準が平成28年10月1日から、週30時間以上の労働から週20時間以上に拡大されたこと等に伴い、社会保険に移行される方が増えていることと、人口減少が主な要因と考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

次に、2点目をお伺いします。現在、町内の国保加入者は総数で何人でしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 2月27日現在の国保加入者は、4,171人です。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

次に、3点目をお伺いします。国保税は一般に、社会保険料等から比べると高いという意見をよく聴くわけですけれども、実は私も国保に今、加入しているわけですけれども、やはり今まで勤めていたあれにすると高いなどというのは否めないかと思うんですけれども、この課税の仕組みは非常に今、難しくなっているようですので、ここにも書いてありますように、医療給付費分とか、後期高齢者支援分ですか、それから介護とか、いろいろあるようですので、その辺のちょっと仕組みがどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 国保税につきましては、医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分ごとに、所得に税率を乗じた所得割額、固定資産税額に税率を乗じた資産割額、被保険者1人当たりの均等割額、1世帯当たりの平等割額を算出、こちらの12項目の合計として保険税を出しております。

最も所得分賦として多いものとしましては、所得が33万円以下の均等割、平等割の7割軽減世帯が538世帯で、全体の20.4%を占めているという状況であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 再質問じゃないんですけど、ちょっと要望ですけれども、先ほど高畑議員もおっしゃってございましたけれども、恐らく、今の仕組みというのは非常に難しくて、一般の町民の方が、かなりの方が分からないんじゃないかと思うんですよ。

そこで、でき得れば、平成30年に県に移行するというのもございますので、本年度中の広報や何かで国保の特集を組んでいただいて、ぜひ、その辺の説明を特集号みたいな形で町民に知らしめていただきたいと思うんですけれども、これは要望事項ということでお願いをさせていただきたいと思います。

国保については以上で終わります。

続けてよろしいですか。

○議長（米山千晴君） どうぞ。

○1番（遠藤 豪君） 続けて、小山町上野工業団地造成事業特別会計について1点御質問させていただきます。385ページでございます。いよいよ上野工業団地の方も今年から始まるようなんですけれども、本事業の一時借入金、限度額いっぱい27億4,600万円ということの説明を聞いております。これは、本年度の一般会計の106億円に対しますと実に25.9%に当たるわけでございます。そこで、27億4,600万円が、ほとんど用地確保ということなんですけれども、単年度でこれだけの金額の用地確保が果たしてできるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 遠藤議員にお答えいたします。

上野工業団地の用地買収についてでございますが、これは本年度の、議員御承知のとおり、

新産業集積エリアの実績、今、用地の取得率、パーセンテージにしまして97.5%でございますが、こちらの例に鑑みまして単年度で完了できるものと見込んでおります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

もう1点伺いいたします。その後の、このまま順調にいけば非常に素晴らしいことだと思いますので、企業誘致の方の見通しはどのような考えを持っておられますでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 遠藤議員にお答えいたします。

企業誘致につきましては、こちらも、新産業集積エリアと同様、事業協力者を選定いたしまして、その事業協力者と協力しながら企業誘致に励んでいくと。更に、まだ事業着手前でございませぬけれども、何社か引き合いがございませぬ。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。了解しました。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管の文教厚生委員会

に付託することに決定しました。

次に、議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月3日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時28分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成29年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成29年3月3日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
教 育 部 長	田代 順泰君	危 機 管 理 監	岩田 芳和君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	防 災 課 長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	大庭 和広君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上下水道課長	後藤 喜昭君	こども育成課長	小野 正彦君
生涯学習課長	山本 智春君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 7番 渡辺 悦郎君

散 会 午後3時10分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

7番 渡辺悦郎君

1. マニフェストの実践状況について
2. 平成29年度当初予算の指針について

8番 梶 繁美君

1. 庁舎建設基金条例の制定について

(個人質問)

3番 鈴木 豊君

1. 母子健康手帳の電子化について
2. 市街化区域内土地の評価と線引きの見直しについて

2番 佐藤省三君

1. 放課後子ども教室について

4番 高畑博行君

1. 高齢者の運転免許証返納の推進を
2. 行政の様々な場面でドローン(小型無人機)の活用ができないか

12番 池谷 弘君

1. 東名高速道足柄SAと新東名高速小山PAのS I間の連結道路整備について
2. 小中学校の給食への「お茶」飲用について

1番 遠藤 豪君

1. 東富士演習場に係る諸問題と補助事業について

9番 池谷洋子君

1. 「不育症」治療費の助成について

5番 藪田豊造君

1. 湯船原地区の内フロの進捗と完成予想図について
2. グローバル人材育成のための医科系大学・大学院の誘致について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨届け出がなされておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。住民福祉部長は本日の会議を欠席しておりますので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

最初に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） 本日は会派おやまの会を代表いたしまして、2件の質問をさせていただきます。

本年は町長が2期目の前半を終え、後半に入るところであります。1期目のマニフェストにおいての実績として、三来拠点、(仮称)小山パーキングエリア地域、湯船原地域、足柄地域の整備に着手、次に、林業活性化のため、県内初の3D選別機を導入した原木流通センター建設を支援、3つ目に、フィルムコミッション支援課の設置、4つ目に、第2子以降の出産祝い金導入、第5に、平成22年9月台風による災害箇所への復旧工事終了、6つ目に、山腹崩壊が著しい森林整備を国に要望、林野庁による民有林直轄治山事業実施の決定、7つ目に、徘徊事前登録制度の導入や各種団体等との協定締結など、高齢者見守り体制の充実、そして8番目に、町職員の地域担当制の導入等を挙げられました。

2期目におけるマニフェストでは、3つの挑戦として、金太郎のように力強い経済を確立するため、雇用とにぎわいの創出への挑戦、金太郎のようにたくましい子どもが育つ住環境を確保し、人口増への挑戦、3つ目に、金太郎のように元気を支える福祉体制確立のため、福祉充実への挑戦を掲げ、これらの挑戦の実現のために、1つ、町民との協働、2つ、行政改革、3、PRの強化、4、人材育成支援を行い、更なる具体策を地方版総合戦略、総合計画・後期計画策定の中で検討し、政策の実行力を高揚する取り組みを進めていくと述べられました。

2期目の前半を終え、後半に入る平成29年度は重要な年であります。三来拠点事業の内容等については新聞等で報道されておりますので、本日は次の項目の進捗状況、年度ごとの事業内容及び成果について伺います。

まず最初に、雇用とにぎわいの創出への挑戦において、富士山観光のゲートウェイ、まず、観光振興体制の強化、次に、サイクルスポーツ観光の振興、3つ目に、世界遺産富士山観光の振興、大項目の2、人口増への挑戦において、Uターン支援の強化、2つ目に、たくましい子どもを育てる教育の推進、大項目の3として、福祉充実への挑戦において、1つ、買い物環境の充実、次に、町民の健康作りや介護予防のサポート、以上について、進捗状況、年度ごとの事業内容及び成果について伺います。

次に、平成29年度当初予算における町長の指針に基づく質問でございます。平成29年度当初予算は196億5,478万5,000円であり、一般会計は106億円で、前年度当初予算95億8,000万円と比べ、10億2,000万円、率にして10.6%の増であります。歳入における町税収入は37億4,026万円で、歳入全体の35.3%を占め、前年度比1,385万円の減と伺いました。

このような厳しい財政の中ではありますが、所信表明において、1、雇用の場の創出、にぎわいづくり、定住・移住の促進を目指す三来拠点事業の推進、2、安心・安全なまちづくりとして災害に強いまちづくり、3、健康寿命を延ばすため、町民全体の健康づくりと地域医療の推進、4、子育てに優しいまちを目指し、子ども・子育て支援の充実を図っていくと表明されました。

平成30年度には、東名足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ設置、平成32年度には、新東名高速道路の（仮称）小山パーキングエリア・スマートインターチェンジ設置を契機に進めている三来拠点事業は、それぞれ順調に進んでいると聞いております。

小山町総合計画の基本施策の推進とともに、マニフェスト、金太郎大作戦を継続し、力強い経済、たくましい子どもが育つ住環境、元気を支える福祉の挑戦の実現に向け、平成29年度当初予算は、ハードからソフトへ移行しつつ、町民がいつまでも暮らしたいと思えるまちづくりが進んでいると感じるところであります。

そこで本日は、所信表明で述べられました4項目について質問をさせていただきます。

1、雇用の場の創出やにぎわいづくり、定住・移住の促進を目指す三来拠点事業の推進事業であります。雇用につきましては現在進行形でありますので、にぎわい作りについて伺います。

町内各地区はそれぞれの状況が異なっております。そこで、各地区の現状を把握し、どのように分析しているのか。

次に、各地区におけるにぎわいづくりを目指すものはどのようなものか伺います。

2、安心・安全なまちづくりとして災害に強いまちづくりについてであります。小山町は過去に様々な災害を経験してまいりました。平成22年9月の豪雨による水害、土砂災害が発生しました。その際に、死者を出すことなく済みました。これは、行政当局はじめ、消防団、自主防災組織が有効に機能した成果と思われれます。そこで、自主防災組織を活用した地域力を活かす取り組みと着眼について伺います。

次に、健康寿命を延ばすため、町民主体の健康づくりと地域医療の推進についてであります。健康寿命延伸施策と町民との協働についての考えを伺います。

4、子育てに優しいまちを目指し、子ども・子育て支援充実についてであります。人口減少に歯どめをかけるべく、各市町は英知を絞っているところであります。出生が死亡を下回る自然減の対応を行い、子ども・子育て支援を充実させなければなりません。

そこで最初の質問です。子育て世代の移住・定住の推進を図るための施策、次に、幼児教育形態の推移と対応について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、私のマニフェスト、金太郎大作戦第2章の実践状況についてであります。

マニフェストには、渡辺議員がおっしゃったとおり、小山町を金太郎のように元気にするために、3つの挑戦を掲げております。1つ目は、雇用とにぎわい創出への挑戦、2つ目は、人口増への挑戦、3つ目は、福祉充実への挑戦であります。それぞれの施策、事業における実施年度などの説明を加え、お答えをいたします。

まず、雇用とにぎわい創出への挑戦の中に掲げている富士山観光のゲートウェイについてであります。

本町は富士山をはじめ、金時山や足柄城跡、ゴルフ場や富士スピードウェイなど、素晴らしい観光資源に恵まれております。また、平成30年度末に足柄サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置、平成32年度には新東名高速道路の開通、(仮称)小山パーキングエリアの開設及びスマートインターチェンジの設置などにより、首都圏からのアクセスが格段に良くなります。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催により、世界中から多くの方が日本を訪れます。

これらをチャンスとして捉え、様々な観光資源を活用して、平成25年度に年間約430万人の本町の観光交流客数を、平成32年度には500万人にすることを目標とした小山町観光振興計画を平成27年3月に策定をいたしました。この観光振興計画を確実に推進していくために、具体的な数値目標等を定める観光振興計画アクションプランを、今年度末の策定を目指し、学識経験者、町民代表、各種団体などで組織した小山町観光振興推進会議において取り組んでおります。

観光振興体制の強化については、町と小山町観光協会と小山町商工会が住民や団体、様々な民間事業者と連携、協働によって取り組みを進めていくことが必要であります。そのため、その一環として、現在、国が進めている観光地域づくりを舵取り役として、観光に関する戦略を実施するための法人組織、日本版DMOの設立に向けて準備しております。

今年の1月には、町と小山町観光協会と小山町商工会等で構成した(仮称)小山町観光推進協議会が、観光庁の日本版DMO候補法人に登録されました。今後は、平成31年度までに法人設立を目指すとともに、各種データ等の収集、分析を行い、観光地域づくりの戦略を策定していきたいと考えております。

次に、サイクルスポーツ観光の振興についてであります。イベントとして定着している、ふじあざみラインを走るツアーオブジャパンや、富士国際ヒルクライムの国際的なレースや、富士

スピードウェイで行われるママチャリレースに加え、昨年10月には、静岡県とイタリアとのスポーツ交流事業として、イタリアのサイクリストを招き、フジゾーンコランヒルクライムを開催いたしました。当日は80人の選手が参加し、沿道で応援など、約1,000人の観客が集まりました。今年には台湾からサイクリストを招き、10月に自転車レースによる観光交流を更に展開してまいります。

次に、世界遺産富士山観光の振興については、世界遺産として価値と自然環境等の素晴らしさを理解していただくために、富士山須走口五合目のインフォメーションセンターの設置、五合目駐車場の再整備及び駐車場から登山道入り口までの動線の改善を行う整備計画を作成しているところであります。現在、環境省や文化庁、静岡県など関係機関と調整を行っており、早急な実現に向け引き続き取り組んでまいります。

次に、人口増への挑戦におけるUターン支援の強化についてであります。町では、人口減少に歯どめをかけるため、平成27年度、役場の組織に、おやまで暮らそう課を設置し、定住・移住の促進を進めてまいりました。Uターン支援の施策としては、平成27年度から地方創生交付金を活用し、定住・移住情報サイトASUOを平成27年9月に立ち上げ、定住・移住に係る様々な情報に加え、求人情報などを提供しております。

また、昨年度は、首都圏に通学する大学生を対象に勉強会などのワークショップなどを開催し、大学生88人が参加し、町内企業のマッチングを行いました。さらに、昨年8月には、将来の小山町を支える人材の確保につながればと、小山町役場で小山高校1年生全員164人や、日本大学及び常葉大学の大学生のインターンシップを実施いたしました。

次に、たくましい子どもを育てる教育の推進では、町のイベントや地域団体の活動などに、子どものボランティア活動の多様な場を増やしております。その結果、全中学生数に占めるボランティア登録数の割合が平成26年度に32%でありましたが、翌平成27年度では44%に上昇しました。ボランティア活動を通じ、他世代との交流や社会体験の充実を目指していきたいと考えております。

次に、福祉充実への挑戦についてのうち、買い物環境の充実についてであります。現在、成美・明倫地区対象に、小山地区の商店で組織している小山町共栄会の宅配サービス事業を支援しておりますが、サービスが一部の地域であることや、その他の需要などを把握・分析していないため、今後、調査などを行い、サービスの拡大について検討していきたいと考えております。

次に、町民の健康作りや介護予防のサポートについては、健康づくりの拠点となるよう、平成27年度に健康福祉会館のリニューアルを行い、平成28年度は、高齢者も使えるトレーニングマシンなどを設置したリラクゼーションスタジオの整備などを実施いたしました。昨年の5月からオープンして、月に500人から600人程度の町民に利用していただいております。

また、健康診断受診率や健康づくりの向上を目指した、おやま健康マイレージ事業を平成26年度から展開いたしております。さらに、地方創生の交付金を活用し、平成27年度では、町内理美

容師の仕事創出と高齢者福祉の向上を目的に、高齢者のお宅へ訪問し、理美容を実施する31人の福祉理美容師を養成いたしました。併せて、高齢者を対象にしたおしゃれ講座も開催いたしました。本年度には、福祉理美容師を中心としたNPO法人が立ち上がりましたので、更に事業を継続、発展してまいります。

以上、私のマニフェストに掲げている主な政策事業についての状況を説明いたしました。政策提言に掲げた全ての事業、数として81本の事業に対する評価と今後の進め方などについて、昨年の6月に担当部署とのヒアリングを行いました。ほとんどの事業において順調に進んでいると考えております。

私が町長に就任した1期目と同様に、政策提言に掲げた全ての事業を対象に、中間及び全期間での政策提言検証大会を開催し、自己評価及び外部評価を行います。今年の夏には中間検証大会を開催し、町民の方にも報告する予定であります。

次に、雇用の場の創出やにぎわいづくり、定住・移住の促進を目指す三来拠点事業の推進についてであります。現在、本町においては、8つの内陸フロンティア推進区域に取り組んでいるところであります。

中でも、一番進捗しているのが湯船原地区であります。本地区は、再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業区域を標榜し、約300ヘクタールの広大な面積を6つのエリアにゾーニングしております。

このうち、林業エリアでは、平成22年の災害の教訓から、森林整備に力を入れ、静東原木流通センターや富士小山工業団地内の製材所等を核とした持続可能な地域資源循環型林業の構築を目指しております。

平成29年度に木質バイオマス発電所を整備する予定であり、翌平成30年度からはいよいよ発電を開始いたします。隣接しているアグリーインダストリーエリアに立地する企業には、発電の際、発生する熱を売る準備もいたしております。

次に、食品加工・生産エリアであります。本エリアでは、静岡県企業局が富士山麓フロンティアパーク小山という愛称により約31ヘクタールの小山湯船原工業団地を造成いたしております。企業局では、昨年より造成工事を開始しており、平成30年度秋頃に引き渡しを目指しております。

次に、エネルギー開発関連エリアであります。本エリアでは、再生可能エネルギーの拡充を目標に、東西の2地区、約27ヘクタールにおいて太陽光発電事業を推進しております。現在、順調にパネル設置工事が進んでおり、本年6月から発電開始を目指します。発電規模は1万6,320キロワットで、一般家庭約4,000世帯の電力量に相当いたします。

次に、新産業集積エリアであります。本エリアでは、町が事業主体となって、約37ヘクタールの第2の工業団地の造成を進めております。現在、用地買収が進んでおり、平成30年度に分譲開始を目途として、様々な分野の企業を視野に入れた拠点づくりを進めてまいります。

次に、アグリーインダストリーエリアであります。本エリアでは、昨年より富士小山次世代施

設園芸事業により、事業者であるサンファーム富士小山が約7ヘクタールの敷地に高糖度トマトの施設園芸団地を整備し、生産が盛んに行われております。

この施設を含み、現在、静岡県の御協力をいただきながら、平成32年度から平成33年度の完成を目標に、畑地帯担い手育成整備事業を計画中であり、平成29年度から着工予定であります。完成すると、約31ヘクタールの一大施設園芸拠点が出現いたします。昨年10月に上野下ノ原地区アグリーインダストリーエリア地権者協議会を設立し、地権者の皆様の御理解をいただきながら、企業誘致にも積極的に取り組んでおります。

次に、ロジスティックターミナルであります。昨年、国土交通省が国道246号小山・上野地区視距改良事業を決定いたしました。本町においても、国土交通省と協力しながら、国道から本エリアへ乗り入れ可能な町道について検討し、物流事業の集積や第3の工業団地の造成計画を進め、平成29年度から用地買収を行う予定であります。平成32年度に完成すると、湯船原地区最大の約48ヘクタールの物流・工業団地と、広く安全な国道246号が際立つことでしょう。その他、湯船原地区の主要な排水路となる石沢につきましては、国道246号から上流部は、静岡県が平成27年度から平成28年度で復旧治山事業により整備を行いました。また、国道246号から二級河川須川までの区間は、昨年度、測量設計及び一部工事を行い、本年度末に整備を完成する予定であります。

次に、(仮称)小山パーキングエリア周辺地区であります。平成32年度に新東名高速道路が開通し、上下線のパーキングエリア内にセミトレーラーまで通行可能なスマートインターチェンジを設置し、約30ヘクタールを開発しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、静岡県の東の玄関口にふさわしい地区として、新東名高速道路の開通に合わせ整備を進めてまいります。現在、計画の再精査を行っております。

次に、足柄サービスエリア周辺地区であります。本地区内、桑木地区において、本町の豊富な地域資源の体験場所としての観光施設を目的にし、民間事業者が約38ヘクタールを開発していきます。現在、開発事業者が用地買収を進めており、平成30年度内の営業開始を目指しています。

また、昨年6月に、国土交通省から東名高速道路と中央道との連結許可をいただき、平成30年度内の足柄スマートインターチェンジ設置に向けて整備を進めております。本地区内、竹之下地区においては、全国労働金庫協会富士研修センター跡地の一部に、町内外からの交流拠点としての宿泊施設を公募により誘致し、平成30年の営業開始を目指しております。

次に、南藤曲地区であります。本地区は、静岡県の家・庭一体の住まいづくりをコンセプトとしております。クルドサック16という名称で、約0.55ヘクタールを16区画に分譲中であり、現在、15区画が売約済みで、残り1区画についても本年度の完売を目指してまいります。

次に、富士小山わさび平地区であります。平成27年度に策定した優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に基づき、来年度から約2ヘクタールのエリアにおいて、生活と自然が調和した美しい宅地を造成していきます。

次に、駿河小山駅周辺地区であります。企業立地に努めた結果、昨年、飲料メーカーの工場が

進出し、生産が盛んに行われております。来年度は、成美地域全体のにぎわいを取り戻すべく、本地区の基本計画を策定してまいります。

次に、須走周辺地区であります。本地区は、観光交流の拡大のため、道の駅「すばしり」や国道138号の周辺約150ヘクタールにおいて、観光宿泊施設誘致を図ることを目的に、昨年5月に指定を受けました。取り組みが功を奏して、既にエリア内において複数のホテル事業計画が立ち上がっております。

最後に、リバーガーデンタウンおやま地区であります。本地区は、昨年10月に指定を受けた一番新しい推進区域であり、水と緑あふれる豊かな自然環境を活かし、6か所のエリアを合わせて約58ヘクタールのゆとりのある住宅団地を整備していくものであります。現在、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の変更作業を行っており、合意形成の整ったエリアから、基本調査、事業者の公募、地元説明会等に入っていく考えであります。今後、8つの推進区域により、工業、物流団地、施設園芸団地、太陽光発電、住宅団地、駅周辺再開発、観光ホテルなどが新たに出現をいたします。いずれも劣らず本町のにぎわいをもたらす事業であると確信しております。

また、三来拠点事業の分析ですが、議員御承知のとおり、平成27年10月に策定した小山町人口ビジョンにおいて、本事業によって新規に創出する雇用者数は2,305人、本事業に伴う転入者数は2,084人と推計されております。いずれにせよ、同ビジョンにおきまして、2060年の目標人口を1万7,000人と設定しておりますので、三来拠点事業をにぎわいと人口減少の対策として今後も全力で取り組んでまいります。

次に、各地区におけるにぎわいづくりの目指すものについてはであります。三来拠点事業の最大の目的は、優良企業を誘致し、雇用の場を創出するとともに、定住・移住政策と観光政策で定住人口と交流人口を増やすことにより、本町を金太郎のような元気なまちにしていこうとあります。静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組は、平成25年度から概ね5年間で方針を決定するという期限限定でありますので、残り1年余の中で全体の目途をつけようと全力で取り組んでおります。

次に、自主防災組織を活用した地域力を活かす取り組みについてであります。平成29年度におきましては、自主防災会の防災力の強化を図ることを目的に、自主防災会が整備する備蓄用食料や防災倉庫等に対して、静岡県の緊急地震・津波対策等交付金を活用し、自主防災会へ補助金を交付いたします。また、新たな事業として、一般社団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、防災資機材を配付する計画であります。このほか、避難所における良好な生活環境の確保を目的に、組み立て式避難所用トイレを購入するなど、自主防災組織が避難所運営において必要となる物資の整備を進めてまいります。

これらハード面での取り組みに加え、ソフト面では、防災講演会や自主防災リーダーを対象とした研修会を開催するほか、町と自主防災組織が協働で防災訓練を計画しているところであります。このようにハード面とソフト面両面から自主防災組織の防災力の強化を図るとともに、町民

の防災意識の高揚を図り、地域力を活かす取り組みを進めてまいります。

次に、健康寿命延伸施策と町民との協働はについてであります。少子高齢化が進展していく中で、全ての町民の健康寿命の一層の延伸を図り、元気で長生きする社会を作ることは最重要課題の一つとして認識をいたしております。町では、お達者度向上プロジェクトを前面に打ち出し、生活習慣病予防と介護予防を推進するため、運動の習慣化と減塩食の推進に取り組んでおります。そのための具体策として、1つ目に高齢者の運動推進、2つ目におやま健康マイレージ、3つ目に特定健診・がん検診の受診率向上、4つ目に生活習慣病の予防啓発を目的とした出張健康講座の4つの重点事業を引き続き実施してまいります。

また、健康寿命の延伸には、町民の皆様から御意見をいただきながら、町民と行政が協働して各種の保健事業を進めていく必要があります。昨年11月には高齢者2,000人を対象に、今年2月には20歳から69歳の町民1,500人を対象に、健康と暮らしに関するアンケート調査を実施しており、平成29年度にかけて結果の分析を行い、現状と町民のニーズを把握し、保健施策に反映してまいります。

加えて、平成29年度は第3次小山町保健計画の中間年次に当たることから、保健計画の中間評価にアンケート結果を活用し、ワークショップ等を含め、町民との協働による計画の見直しに取り組んでまいります。

また、本年4月から健康福祉会館を指定管理に移行することで、町と指定管理者がそれぞれ効果的な事業を推進し、町民の健康増進や居場所づくりなど、健康福祉の拠点としてふさわしいものにしてまいります。

次に、子育て世代の移住・定住の推進を図るための施策についてであります。首都圏から子育て世代の移住・定住を促進するため、東京有楽町にありますふるさと回帰支援センターを活用した移住セミナーは従来どおり継続して実施いたします。

今年度から新たに子育て世代をターゲットにした、おやまで泊まろうプロジェクトを立ち上げ、現在、町内のホストファミリーを募集しつつ、首都圏での参加者の募集を行っております。今月には首都圏から7組28人の子育てファミリーをお迎えすることになっています。来年度は内容を充実して、小山町の地域資源を活かした自然食や森の幼稚園、更には富士山金太郎夏祭りなどをパッケージにした、おやまで泊まろうプロジェクトを実施してまいります。

また、今月29日の水曜日には、総合文化会館におきまして、小山町へ新たに転入された方々や勤務された方々等を対象にした、おやまの定住促進のための新生活応援イベントを社会実験的に開催いたします。来年度もタイムリーな企画を実施して、移住・定住の促進を強力的に推進してまいります。

その他の御質問につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** 子育てに優しいまちを目指し、子ども・子育て支援の充実についてのうち、幼児教育の形態と推移と対応についてであります。

現在の幼児教育は、国が昭和23年に幼稚園と保育園が含まれた保育要領を公表し、就学前の子どもを対象に始まりました。昭和27年には保育園に関する保育指針、昭和31年に幼稚園教育要領が制定されるとともに、昭和38年の幼稚園及び保育所の調整についての文部省、厚生省の了解事項についてと題する通知が出されました。この通知でそれぞれの機能の違いが強調され、保育所の持つ機能のうち、教育に関するものは幼稚園教育要領に準ずることが望ましいとされ、二元化が明確にされました。

その後、日本は少子化を迎えることとなり、国が大きな政策転換を行い、幼稚園での満3歳児入園や保育園での0歳児保育の実施を進めるとともに、子育て相談、子育てカウンセリング、預かり保育などの多様な保育、教育を実施することとなりました。

また、平成18年には、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設である認定こども園制度が設けられました。町の公立保育園としましては、昭和30年に、3、4、5歳児を対象に、すばしり保育園を開園し、順次各保育園を開園してきました。やがては保護者の事情を考慮し、1歳児まで受け入れてきました。0歳児につきましては、いきど保育園で昭和59年から保育を開始し、順次他の保育園においても預かるようになりました。

町の公立幼稚園としましては、昭和31年の5歳児を対象とした須走幼稚園の開園を皮切りに、他園も順次開園しました。また、昭和40年には、対象年齢を4歳までとする2年保育を足柄幼稚園で始め、3歳児につきましては、平成10年から駿河幼稚園で始め、その後、他幼稚園においても始めました。さらには、きたごう保育園と北郷幼稚園を幼保連携型認定こども園として、平成26年に開園するに至りました。

以上が、小山町の幼児教育の形態の推移と町の対応であります。将来のことを考えますと、こども園が幼稚園や保育園の機能を併せ持っていることから、保護者の就業状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であるこども園へと推移していくことが望ましいと考えております。

一方、近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中で子育ての知恵や経験を共有することが難しくなるとともに、子育てに周囲の手助けを求めにくくなっている状況があり、親の負担感が大きくなっております。家庭の中で子どもを育て、不安や悩みを相談できずに一人で抱え込むことのないよう、子育て支援や幼児教育の中核的な機能・施設となる、(仮称)中央子育て支援センターを平成29年度に整備する予定であります。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** 再質問ございますか。

○**7番（渡辺悦郎君）** 再質問ではございません。要望でございます。

ただいま、マニフェストの実践状況及び平成29年度当初予算の詳細について質問させていただきました。

答弁にもございましたけれども、特に内陸のフロンティアを拓く取組というのは期間限定でございます。残されたところ1年余りでございます。これを進めていく上においても、町民に対しより一層の丁寧な説明を行い、円滑な推進を希望して質問を終了させていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、8番 梶 繁美君。

○8番（梶 繁美君） 8番、梶 繁美でございます。小山町議会会派、新生会より、一つ御提言を申し上げたいと思います。町長の考え方を御答弁いただければと思っております。

質問項目は、庁舎建設基金条例の制定についてでございます。

この小山町役場の本庁舎は、昭和57年に竣工し、もう既に築34年が経過しようとしております。現在、建物各所に亀裂も見られたり、老朽化もある状況になっていると思います。

昨年4月に発生した熊本地震では、宇土市の庁舎が倒壊寸前となったことは皆様の記憶には新しくあるだろうと思います。また、同じ県内の人吉市及びその周辺の市町村でも、役場機能が停止し、移転せざるを得なくなった事例も発生しています。

役場の本庁舎には、災害発生時にも多忙な業務を継続することが求められます。そのため、役場本庁舎自体の防災力の強化・向上や、継続的に住民サービスを維持し、利便性を確保するためにも、いずれは本庁舎の建て替え等は必ず必要であります。庁舎建て替えの計画を見据えて、今後に備えておく必要があると思うところがございます。

しかしながら、建て替えには莫大な資金が必要です。将来の庁舎建設に備えて、庁舎建設基金条例を制定し、必要な資金を積み立て、将来的な財政負担の軽減を図るべきと私は考えるところであります。

そこで、以下について町長のお考えをお伺いします。

まず、第1点目として、現状でございます。現庁舎の状況についてお尋ねします。私、役場に來るたびに思うことですが、職員が仕事をしているその周辺に書類などがあふれています。まさに天井へ届けという状態でございます。耕して天に届くという言葉がありますけれども、役場の各事務員の後ろには天井まで届くような書類が積み重ねてあります。これが地震が起きたら大変だろうな、あれが崩れてきたら職員の身にも危険が生じるんじゃないかなと心配になるほどです。

今、町は大きな事業に取り組んでおり、書類が膨大になることは理解できます。書類や資料等の保管場所は十分に確保されているのでしょうか。また、課によっては、職員の配置数に対して面積が狭いのではないかと感じる課もあります。仕事のしやすい職場の環境を提供することも、町長、大事なことだろうと私は思います。

また、庁舎の安全面として、本庁舎の耐震診断を実施しているか。多分、昭和56年の基準値には合っていると思いますが、阪神淡路大震災で大きく建築基準が変わりました。横揺れが中心であった建築基準が、縦揺れを入れるということで、2割、3割と強度のものでなければならない。

必ず構造計算書は載せろとか、いろんな制約が加わりました。そうした意味で、庁舎の安全面として、この耐震診断を実施されたかどうか。実施しているならば、その結果はどうであったかお尋ねしたいと思います。

熊本地震では、庁舎が被災して機能停止になった市町もありましたと先ほど申しましたけれども、小山町においても、南海トラフ地震や相模トラフ地震などの影響から、いつ地震に見舞われるか分かりません。悲しいかな、日本は地震が全く多い国、地殻変動の多い国であります。毎日、テレビや何かの速報の中で、北は北海道、南は沖縄までもどこかで、地震が発生しましたというテロップが流れます。本当にこれを見ると悲しいような気持ちになるし、日本列島というのは大変だな、地震が起きやすいなというふうに思います。特に、直下型の巨大地震が発生したら、どんな強固な建物も倒壊するかもしれません。現在の状況を把握しておくことは必要だと思います。

次に、2点目として、新庁舎の建設基金条例の制定についてであります。現在の庁舎は、もう34年経過しております。今は使えますが、いずれ経年劣化や老朽化し、使えなくなるときが来ます。そのために基金を設置し、将来の庁舎更新に備えて資金を貯めておく必要があるんじゃないかと思います。今日、明日というわけではございませんけれども、将来に備えておく必要はあるんじゃないかと思います。

町長、小山町は大きな事業に着手し、投資的経費が増加する中、財政的には非常に厳しい状況であることは十分に理解していますが、それでも将来のために基金を設置し、積立を始める必要があります。町長、今がチャンスです。なぜならば、先ほど議決しました平成28年度予算、最終予算で、ふるさと納税は16億円というお金になりました。それを財政的なテクニックによりうまく使うことが、それこそ「今でしょう」です。そういうことで、この寄附金の一部をうまく、先ほど申しましたけれども、財政的な措置のテクニックを使って基金に積み立てることを検討してはいかがでしょうか。積立の方法については、町の予算の都合や財政の要求もあるでしょうが、いずれにせよ、まずは基金条例を制定し、少しでも良いから基金を貯めることから始めませんか。町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員にお答えをいたします。

はじめに、現庁舎の状況についてのうち、書類や資料等の保管場所についてであります。

町が保管する文書につきましては、文書取扱規定に基づき、文書の種類に応じた期間保存し、保存期間の満了した文書につきましては破棄をするなど、適切に管理をしております。しかし、役場の事務事業が年々増えている状況であることや、現在、町が大きな事業に取り組んでいることもあり、現状においても、各事務室には、机の周りには書類があふれ、ロッカーの上にもカラーボックスにより書類を積み上げる状況となっております。

そのような状況を受け、役場内で職場環境の適正化を図るため、各課の課長補佐等により、さわやか会議という会議を組織し、その中で書類の整理整頓の徹底を周知しておりますが、現実問題として、書類の保管場所にも余裕が無くなっているのが現状であります。

そこで、庁舎内の書庫だけでは足りず、町所有の建物を書庫として使用するなど、工夫をしている状況であります。

次に、耐震診断についてであります。

本庁舎は昭和57年に竣工していることから、建築基準法の新耐震基準に適合した建物と認識しております。しかしながら、熊本地震等の被災状況では、新基準に適合した建物も被害を受けていることや、本庁舎は高度の耐震性能が求められていることから、今後、耐震診断等にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、庁舎建設基金の設置についてであります。

議員御指摘のとおり、本庁舎は建設後34年を経過しており、新基準に適合している建物とはいえ、老朽化していることは否めません。いずれ新庁舎建設工事または現庁舎の耐震補強工事もしくは大規模修繕などが必要となります。

そこで、新庁舎建設等に向けて資金の積立を開始すべき時期に来ていると考えますので、条例を整理し、基金を設置した上で、予算の状況の推移を見ながら基金積立の開始について検討したいと思っております。

梶議員御提案のふるさと寄附からの積立につきましては、ふるさと寄附の性格を考えると、庁舎建設基金への積立が直接的に住民サービスに直結する事業ではないことから、難しいのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○8番（梶 繁美君） なし。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、今回通告により2項目の一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、1項目目の質問に入ります。

母子健康手帳の電子化についてであります。

母子健康手帳、通称母子手帳と言っておりますが、この手帳は、妊娠が分かったときに町に届けますと、母子保健法に基づき交付されます。調べましたら、1942年に始まった妊産婦手帳が原形で、乳幼児死亡率の低減に役立つとされてきた模様であります。

私が今回提起させていただきましたのは、町民の方より、予防接種の回数が多くて分からなくなったり、集団検診のお知らせなども忘れがちになるという声がありました。

小山町の母子健康手帳も冊子様式で、内容も、妊娠、出産、乳児、幼児や予防接種など、細かい配慮による内容になっていることは否定はいたしません。

私は、町民の声を反映させるため、現在の紙の母子健康手帳でなく、IT化の現在、スマートフォンも普及されていますので、電子化もできるのではないかと思います。そこで調べてみましたら、千葉県柏市では、最近ですが、平成28年度から本格導入して、電子母子健康手帳の無料サービスが始まったようであります。スマートフォンで手帳を開くことができ、子どもの身長や体重を保存することも可能で、母親学級や集団健診のお知らせなどが自動で届き、子どもの生年月日を登録すれば、予防接種の時期が表示され、しかもお風呂の入れ方や離乳食の動画も見られるようであります。

電子化になれば、携帯やスマートフォンはほぼ持ち歩いていますし、緊急時にも役立ちますし、さらに、災害時にも記録が失われる心配がなく、自治体からの子育て情報が届くなど、非常に利さがあるようです。

私ども議員が行政視察しました富山市や茨城県可児市なども始めた模様であります。

民間の会社においても電子化に向けたシステム開発が活発化しているようであります。

背景には、SNSの普及があるようで、柏市は、フェイスブックやツイッターなどの利用者IDとパスワードを使うオープンアカウントと呼ばれる手法を採用し、個人情報のみずから管理するリスクを負わないで希望者に情報を届けられるようになったようです。

IT化の現在、小山町も速やかに母子健康手帳の電子化を進めてほしいと思います。

そこで質問ですが、今後、小山町の母子健康手帳の電子化への取り組みをどのようにしていくか、また、どのような見解を持っているのか、町長の考えをお伺いします。

次に、2項目目の市街化区域内土地の評価と線引きの見直しについてであります。

まず、市街化区域とは、市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道などの整備を行い、住宅や店舗・工場など計画的な市街化を図る地域と私は認識しております。

ちなみに、市街化調整区域は、市街化を抑制し、優れた自然環境を守る区域として開発や建築が制限されている区域であります。

このような線引きが、小山町では昭和51年10月に決定され、今に至っております。

小山町では、市街化区域は535ヘクタールと聞いております。

小山町において、市街化区域は適正で計画的な開発や道路、公園または住宅政策など、ある程

度整備されておりますが、市街化区域内に住宅が建っていないなど、若干物足りない部分が見られます。その中で、私は、現在、市街化区域内に土地を持つ人達から不満を聞いております。

市街化区域内に崖地や竹林、雑木地、お茶畑などがあり、道路も入らないところでは、土地を売りたいくても売れないのに市街化区域なんてとんでもないなどの声もあります。

都市計画税の説明会においても、多くの方が、市街化区域と調整区域との不公平感や、土地評価の不公平感などや線引きの見直しをすべきという意見が多くありました。

このような意見もある市街化区域の評価に対し、確かに課税の公平の観点から、樹林地や農地等の地域では、土地によるばらつきの負担水準を均衡化するため、税率の調整をされています。しかし、課税の評価について、市街化区域は一律に評価されていると思っている町民が多くいるのも確かであります。

私は、町民の不公平感が生まれている観点から、町民に理解していただく説明も必要と思います。社会経済情勢や人口形態が変化している昨今、リバーガーデンタウン小山宅地造成事業推進区域も内陸フロンティア推進区域に指定されました。三来拠点事業により市街化調整区域内の開発も行われております。

以上のことから、私は、市街化区域内の土地の評価の説明や線引きの見直し、特に市街化区域の見直しも必要ではないかと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上2項目、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、母子健康手帳の電子化についてであります。

本町では、現在、母子保健法に基づく母子健康手帳は、妊娠の届け出をされた方に対して健康増進課で交付をいたしております。

手帳交付時には、併せて保健師から妊婦健診などの受診票交付や保健情報の提供をさせていただいております。

また、出産後は、助産師と保健師が家庭訪問を行い、予防接種の予診票を手渡ししながら、体重測定や子育て相談、乳幼児健診や予防接種についての説明を行っております。

さらに、乳幼児健診や予防接種の対象者には、受診日や受診方法、持ち物などを記載した個別通知を郵送しており、町の乳幼児健診受診率及び予防接種率ともに90%以上になっております。

議員御承知のとおり、千葉県柏市では、総務省地域ICT街づくり推進事業として、電子母子健康手帳アプリケーションのモデル化事業でシステムを開発し、平成28年度からは市単独事業で運営しております。

これは、従来の母子健康手帳を補充するサービスとして、パソコンやスマートフォン等を通じて閲覧できる妊娠・出産・子育ての情報と、保護者が入力できる予防接種や子どもの成長の記録ページをソフトウェアであるアプリとして提供するものであります。

子育て分野のIT化につきましては、国がマイナンバーカードを利用して、インターネットのウェブサイトにはアクセスしサービスや情報を得る仕組み、いわゆるマイナポータルで提供されるサービスの一つとして、子育てワンストップサービスを始める予定であります。

全国一斉の取り組みとして整備が進む子育てワンストップサービスは、母子保健・保育・児童手当・ひとり親支援等、子育て関連の申請等につきましても、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括した手続きができるものであります。

母子保健においては、これまでの紙による手続きや案内通知に加え、妊娠の届け出がオンラインでできるようになるほか、お知らせ機能を持ち、市町村から乳幼児健診の日程や次回の予防接種日のお知らせを子育てワンストップサービス利用者に届けることが平成29年7月からできるようになります。

したがって、今後、町では、国のマイナポータルの取り組みを注視しながら、母子保健分野のIT化を進めてまいります。

次に、市街化区域内土地の評価と線引きの見直しについてのうち、線引きの見直しについてであります。

いわゆる線引きとは、都市計画法で区域区分と規定されているものですが、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分する制度で、町内の区域区分に関しては静岡県が定めることになっております。

小山町の市街化区域は現在536.5ヘクタールであり、住宅地域など用途地域を併せて指定しております。

静岡県では、都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる区域マスタープランを定めていますが、この区域マスタープランに区域区分の有無の必要性や方針が定められることとなります。

区域区分の決定に当たっては、静岡県で実施する都市計画基礎調査の集計・解析結果をもとに、各都市の特性、市街化の動向等を配慮して行われます。

小山町は御殿場市との1市1町で1つの広域都市計画区域を形成をいたしておりますが、御殿場小山広域都市計画における区域区分の決定は、両市町の全体的なバランスや配置も考慮されることとなります。

このような背景から、市街化区域の縮小・拡大は広域的な調整が必要となり、都市計画の変更決定は、国土交通省など国の同意を得た後、静岡県が行うこととなります。

また、変更決定に当たっては、関係する住民の方々など、個々の意向を確認することが求められます。

一方で、都市計画基礎調査の結果では、町内の市街化区域内には、まだ指定された用途として利用されていない土地が相当数存在することから、市街化区域内での新たな宅地化が必要であるとされております。

町としては、市街化区域内での宅地化の推進等、都市整備基盤を進めつつ、都市的活用が難しいと思われる土地の市街化区域から市街化調整区域への編入、反対に、市街化調整区域において開発が進み、既成市街地となった区域の市街化区域への編入について、静岡県、御殿場市などの関係機関と協議・調整しながら、区域区分の見直しを検討してまいりたいと考えております。

その他の質問に関しましては、税務課長から答弁申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 市街化区域内の土地の評価と線引きの見直しについてのうち、市街化区域内の土地の評価についてお答えいたします。

固定資産税の土地の評価は、地方税法第388条第1項の規定により総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、小山町評価事務等取扱要領を作成し、評価をしております。

市街化区域内の宅地の評価方法は、平成6年度から不動産鑑定士による鑑定評価を導入しており、現在、小山町内では全119エリアに分類し、各エリアの代表的な地番、宅地を鑑定評価し、各路線にその鑑定評価に基づいた路線価を設定しております。さらには、町の評価事務等取扱要領に基づき、各宅地の状況に応じた補正を行い、評価額を決定しております。その主な補正には、間口狭小補正、奥行長大補正、不整形補正など基本的なものから、崖地補正、土砂法補正、無道路地補正、都市計画道路補正など、状況に応じた補正を行っております。

なお、市街化調整区域内の宅地についても同様の方法で評価をしております。

また、市街化区域内農地については、宅地の評価方法と同様に路線価評価となりますが、宅地の評価額から造成費相当額を差し引いたものを農地の評価額としております。

その他の地目の山林、原野については、市街化調整区域の評価額の算定方法と同様であり、小字ごとに等級を定め、評価額としております。

なお、宅地の評価方法ですが、平成9年度からは、地価の下落に対応するため、3年に一度の評価替え年度に加え、下落が見込まれる年度については時点修正を行い、評価額の見直しを実施してきております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問させていただきます。

まず、1項目目の母子健康手帳の電子化でございますが、ただいま母子健康手帳の電子化につきましては前向きな回答をいただきましたが、今後、進めていくことの中で1点ほど質問をいたします。

ただいまの回答で、保健分野でのIT化を進めていきますと言われました。千葉県柏市でも、1年間試験導入してきて、良い検証結果のようでありますので、小山町でも、試験的でも良いので、早急に取り組んでいただきたく、もう一度考えをお聞きしたいと思います。

2項目目の市街化区域内土地の評価と線引きの見直しについてであります。線引きの見直し

については前向きな意見をいただきましたのですが、今後、他市町でもやっているようですので、小山町でも都市計画審議会に対して区域区分、いわゆる線引き制度の評価検証と町の特性を反映した新しい都市計画のあり方について諮問したらどうでしょうか。このような考えがあるか、再質問します。

また、市街化区域内の土地の評価については、ただいまの答弁で分かりましたのですが、分かりやすく説明したものを町民に啓発・広報してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2項目の再質問をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にありますように、町では、本年7月から、国が運用を開始するマイナポータルで提供されるサービスの一つとして、子育てワンストップサービスを活用した母子保健のオンラインでのサービスの導入をするべく準備を進めております。

近隣では、山梨県忍野村において、マイナンバーの公的個人認証機能を利用した電子母子手帳サービス及び母子健康情報ポータルを構築し、安心かつ利便性の高い母子保健・子育て環境を実現する実証実験に取り組むと伺っております。

一方、本町の特徴としまして、母子及び乳幼児期における全国規模の転出入が多いこともあり、できるだけ標準的な仕組みが望ましいと考えております。

マイナポータルの状況、実証実験の取り組みを参考にしながら、子育てワンストップサービスに付加価値をつけ、町独自の町民が必要とするサービスを盛り込んだ母子健康手帳をはじめ、ICTを活用したサービスの実施に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 鈴木議員の再質問のうち、線引き制度の評価検証と新しい都市計画のあり方についての御質問にお答えいたします。

このような動きがあるということは承知はしておりますが、非常に大きなテーマであると考えておりますので、今後の検討課題としたいというふうに考えております。

それから、都市計画審議会への諮問についてであります。町長の諮問に対して審議する場であると理解しております。先ほど申しましたように、大きなテーマであると考えておりますので、十分な議論を経た後、また住民からの意見反映等ができた後、町としての方針を定めた上で諮ることができるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 3点目の固定資産の啓発・広報についてでございますけれども、こちらにつきましては、今後、広報紙等を通じまして広報できればと考えてございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） ないです。以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 放課後子ども教室について、8点ほど質問いたします。

昨今のマスコミ報道等によりますと、各地で子どもの学力向上に向けた施策が実施されていると伺っております。県内でも、各市町の教育委員会を中心に公営塾が開かれ、子ども達の学習習慣を身につけさせたり、学力そのものの向上を目指したりする取り組みが目立ちます。

例えば、静岡県教育委員会が、家庭の教育力低下を背景に、小中学校生の支援を目的に静岡型寺子屋を検討中であり、また、静岡大学教育学部では、磐田市立豊岡東小学校に70人の園児、小学生を対象にした土曜英語教室を午前8時半から3時間進めているようであります。また、吉田町教育委員会では、土曜学習会を発展させた公設学習塾を進めているようであります。内容は、町独自のテストの結果から一人一人の課題を分析し、適切な教材により、小学生は算数、中学生は数学と英語を毎月1回、夏休みは3回、希望者を募り、200人程度が取り組んでいるということです。また、川根本町では、川根高校の魅力向上のため、高校生に向けた公設民営学習塾を進めております。

また、さらに、家庭の経済的な困窮が子ども達に学習習慣さえもつけさせない状況を打ち破るべく、困窮世帯の子ども達を対象にしたボランティアによる同様な塾が各地で生まれていると伺っております。小山町でも、社会福祉協議会がこのような取り組みをされていると伺っております。

昨年末の小山町総合教育会議によりますと、来年度から成美小学校区に放課後子ども教室を設置すること、須走小学校区、北郷小学校区に続いて町内で3番目とのことですが、子どもの放課後の居場所づくり、学習習慣づくりとして大変意義のある事業と考えます。

そこで、以下について伺いたいと存じます。

1番、この教室の設置にはどのような狙いがありますか。

2番、この教室に参加する対象はどういう子ども達で、何人ぐらいを収容できますか。

3番、指導に当たる方はどのような方々でしょうか。

4番、この教室の指導内容、指導事項はどんなことでしょうか。

5番、既に須走小学校、北郷小学校には設置されていると伺いますが、こちらではどのような子どもが、人数も含め、どのような内容の指導を受けていますか。時間数、指導者、狙いも併せて伺います。

6番、明倫小学校区、足柄小学校区にはまだこのような事業はありませんが、今後の方針を伺います。

7番目、子ども達の中には、家庭の経済状況などから、家庭での学習の雰囲気醸成されず、

意欲すらわかず、学習習慣さえもつかない者がいると言われておりますが、小山町にはこのような子ども達はどの程度いるのか把握されておりますか。そして、その子らへの対策をどのように進めておられるのか伺います。

最後に8番目、全国各地の中学校の中には、3年生の受験間際になっても、中には小学校での算数の力が十分でなく、特別指導せざるを得ない子どももあると伺うこともありますが、小山町ではこのような子ども達への対策はありますか。以前は、県の事業として、放課後週1回、数学と英語の特別指導が行われたことがありました。このようなことを進めるお考えがありますか。伺います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えします。

放課後子ども教室についてのうち、はじめに、どのような狙いかについてであります。

放課後子ども教室の狙いは3点あります。1つ目は、放課後に子ども達にとって安全・安心な体験・学びができる居場所づくりです。

2つ目は、地域・保護者・学校が一带となって地域の子どもの地域で育むことです。

3つ目は、算数や国語の問題解決の方法を学び、英会話等に慣れ親しむとともに、学力向上、中1ギャップ解消を目指すの以上の3点です。

なお、国の施策にも、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、放課後子ども教室推進事業が補助事業として創設されています。

次に、対象の子どもはどんな子か、何人ぐらいかについてであります。

来年度開設する成美小学校の放課後子ども教室につきましては、英会話は6年生15人程度、国語と算数の学習につきましては、5、6年生を15人程度、対象としています。なお、対象児童ですが、特に決まりはなく、希望者の中で、安全管理上、終了時に必ず迎えに来れることを条件としております。

次に、指導にはどんな方が当たるかについてであります。

英会話につきましては、小山町と契約を結んでいるALTの講師が担当し、日本人の支援員をつける予定です。また、学習につきましては、退職した教員が担当する予定です。

次に、指導内容、指導事項はについてであります。

英会話の指導内容につきましては、学年に合ったカリキュラムをALTの講師が計画し、指導していきます。また、学習においては、子ども達個々の苦手なところや得意なところをしっかりと確認した上で指導し、家庭学習にも進んで取り組んでいくよう指導していく予定です。

次に、須走、北郷地区の教室はどんな子ども達が何人ぐらい、指導の内容はについてであります。

平成28年度の須走地区、北郷地区の放課後子ども教室の人数は次のとおりです。

須走地区の英会話教室は、3、4年生が週1回、29人、5、6年生が週1回で13人、将棋教室は3年生から6年生が週1回で17人、学習教室は4年生から6年生が週1回で3人となっています。

北郷教室の英会話教室は、3、4年生が週1回で20人、5、6年生が週1回で21人になります。

指導内容につきましては、英会話教室はALT作成の年間計画に沿って指導し、英会話の楽しさが味わえるような狙いで構成しています。学習教室につきましては、学習に取り組む意欲、集中力が伸びるような狙いで、個々に合わせた内容で指導を構成しています。また、将棋教室につきましては、将棋を楽しむことにより集中する力を育むことを狙いとし、各自の技能に合わせて指導しているところです。

次に明倫、足柄地区の今後の方針はについてであります。

明倫小学校と足柄小学校の放課後子ども教室につきましては、どちらも開設するには施設整備が必要となります。そのため、順次整備が終了したところで開設していきたいと考えております。

次に、生活困難家庭の子どもの現状と対策はについてであります。

生活困難家庭の定義が不明なところがあるため、就学援助を行っている要保護・準要保護の受給者数を申し上げますと、現在受給されている方は、小学校が53人、中学校が33人で、計86人、54世帯になります。

生活困難家庭改善の手立てとしましては、生活支援制度の啓発とともに、生活困難により教育力が低下してしまっている一部の家庭につきましては、定期的にケース会議を開いたり、児童相談所等の関係機関と連絡を密にし、連携、協力体制を構築し、支援、指導しています。

次に、中学校卒業間際になっても小学校の学力が不十分な子どものいる場合があると伺いますが、小山町の対策はありますかについてであります。

今年度策定しました教育振興基本計画にも記載しておりますが、小学校のうちから家庭学習の定着を目指し、取り組んでおります。小さいころから前向きに学習する習慣を身につける子ども達を育成していくことを小山の教育の目標としています。

また、各学校、各学年において、学力が確実に定着するよう、教員は懸命に取り組んでいますので、教育委員会としても、子どもの確実な学力定着に向け、学校や教員への支援、指導を行っています。

町独自の取り組みとしましては、小学校5年生、中学校2年生におきまして、民間企業による学力診断を実施しており、面談時に活用したり、指導に活かしたり、各個人ごとのデータ活用により、きめ細やかな指導に活かし、学力定着に活用しています。

授業の中でも、チームティーチング、少人数指導等を活用し、個々の子どもの見取りや個別指導を充実させていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 再質問をお願いいたします。

放課後子ども教室では、今までの実績から、英語が人気のようにあります。新学習指導要領、今後、学習指導要領が変わるわけではありますが、ここでは、小学校3、4年生で外国語に親しむ時間、それから5、6年生には英語が教科として指導されるということとなります。この放課後子ども教室で英語の学習をしている子とそうでない子の格差が今後心配されてきますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

それからもう1点、足柄、明倫地区で施設整備後、開設との回答がありましたが、どのような施設になるか。また、いつごろにそれを考えておられるのか。その見通しをお聞かせください。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えします。

3、4年生の外国語活動、それから5、6年生では教科になっていくということで、その格差があるのではないかとということですが、今現在もかなり、英語塾に行ったりとか、いろんな形で子ども達は学んでおります。その格差を上手に、全体の子ども達がお互いに練習し合うとか、そんな過程を考えながら、その格差を更に良さとしてつなげていくような授業形態を考えていきたいと思っております。

2点目ですが、足柄、明倫地区の放課後子ども教室についてですが、どんな整備をという言いますが、まず、この整備につきましては、学校内と隔離できるという、外から鍵がかかるという状況を作っておくということが必要になりますので、そんな整備を考えていますが、現在、まだ足柄は全く教室がございませんので、そんな場所がございませんので、今、苦慮しているところです。明倫小学校につきましても、やはり教室等がありませんので、今、考えているのは、どこか空きの昇降口とか何かを何とか整備してできないかと、今、考えているところであります、平成29年度または平成30年度になるかなというふうには考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。どうもありがとうございました。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、高齢者の運転免許証返納の推進をとドローン（小型無人機）の行政への活用の2つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、高齢者の運転免許証返納の推進をの質問です。

昨年10月に横浜市内で87歳男性の運転するトラックが小学生の列に突っ込み、1人が亡くなり、7人が重軽傷を負う事故が起きました。さらに12月には、福岡市内の病院にタクシーがブレーキ痕なしで突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負う大事故が起きました。

このように、昨年から今年にかけて、高齢者ドライバーの高速道路逆走事件やブレーキとアクセルを踏み間違えて急発進する事故が多発しています。今までも70歳以上のドライバーには、無事故でも3年ごとの免許更新と高齢者講習が義務づけられていました。

ところが、今月の3月12日から、新たに改正道路交通法が施行されます。この改正道路交通法では、75歳以上で認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、臨時認知機能検査を受けなくてはならず、認知機能の低下があると判断されれば、新設された臨時高齢者講習を受けなくてはなりません。さらに、この検査で認知症のおそれがあると判定されれば、医師の診断が義務づけられ、認知症と医師が判断すれば免許証取り消しになります。

このように法改正がなされ、リスクの高い高齢運転者の対策の推進が図られますが、この法改正だけで高齢者の交通事故がゼロになるとは思えません。

多発する高齢者の交通事故を受け、自治体が独自に高齢者の運転免許証返納に対して特典などを設け、返納の推進を図る取り組みが全国で増えています。しかし、運転免許証を返納すれば、その方の行動は一挙に狭まるのが考えられますし、生活の活力自体も弱まります。だからこそ、自治体ができることを支援していこうという動きなのだろうと思います。

そこで、高齢者の運転免許証返納の推進に向けた本町の考え方を伺います。

まずは、町長に伺います。

近隣の他の自治体と比較しても、人口の高齢化率が高い本町では、高齢者の運転過失による事故を事前に防止し、運転免許証返納を推進する必要があるのではないかと考えますが、その点について町長の考えをお聞きます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

高齢者の交通事故は年々増加しており、国においては、3月12日に施行される改正道路交通法により、75歳以上の高齢運転者に対して認知機能検査を強化することを予定をいたしております。

静岡県警においても、国の動向に合わせ、専用ダイヤルを設け、各種問い合わせに対応することや、運転免許自主返納を促進させるため、従来、平日のみであった運転免許返納、運転経歴証明書交付手続きを、指定した日曜日に各運転免許センターで実施することとしております。

町におきましても、高齢者の交通事故防止は切に願うところであり、その基本対策として、高齢者が運転者の立場のときと歩行者の立場のとき、それぞれの立場で交通安全を理解することが重要と考えております。

高齢運転者の交通事故を減らすには、運転免許証を返納し、自動車の運転を卒業することはもちろん効果的な方法であります。しかし、本町の多くの町民の生活状況を考慮したとき、運転免

許証を返納すると日々の生活に支障を来す方が多いことも事実であります。

そこで、日々の生活に欠かせない自動車の運転を高齢運転者の方々が一日でも長く安全に続けていただけるよう、来年度、高齢者安全運転講習の実施を計画しております。

これは、高齢運転者が普段乗っている自動車にインストラクターが同乗し、日常的に通行している走り慣れた道路での注意すべきポイントや、交差点での注意点などについてアドバイスを行う内容を予定しております。初の試みであり、その効果に大きく期待しているところであります。

また、併せて、近隣市町で実施している、高齢等を理由に運転免許証を自主返納する方への助成制度等の導入についても検討していきたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まずは1点目ですが、昨年から今年にかけて、町内にお住まいの高齢者の方による交通事故は実際起きているのか。起きているとすると、それはどんな事故だったのか。本来なら警察の所管する内容だとは思いますが、もし町で把握しておられるようなら教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 平成28年中に御殿場警察署管内では775件の交通事故が発生し、町内では102件発生しました。そのうち、65歳以上の高齢者の関係する交通事故は32件で、そのうち、高齢運転者の事故は22件発生し、死亡者が2人、負傷者が29人でありました。死亡者2人のうち、お1人は、夕暮れどきに高齢運転者が自動車を運転中に、道路を横断中の高齢者に衝突し、歩行者が死亡したもの、もうお1人は、見通しの良い国道で普通乗用車と大型バスが正面衝突し、乗用車を運転していた高齢者が死亡したものです。

高齢運転者の事故22件を事故類型別に見ますと、車両相互事故が16件、人対車両事故が3件、車両単独事故が3件であり、車両相互事故16件の内訳を見ますと、正面衝突が4件、追突が6件、出会い頭等が2件、左折時が1件、右折直進時が2件、その他1件となっており、交差点内での事故が多く発生しております。

○4番（高畑博行君） 分かりました。次の質問です。

町内にお住まいの70歳または75歳以上の方で、運転免許証を取得しておられる人数をもし把握しておられたら教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 平成28年12月31日現在、町内の運転免許証を保有している方の人数は1万3,364人で、そのうち70歳以上の方は1,825人おり、その内訳は、男性が1,163人、女性662人です。75歳以上の方は1,038人で、その内訳は、男性704人、女性334人です。

○4番（高畑博行君） それでは、3点目の質問です。

御殿場署管内で平成28年度中に運転免許証を返納した人は、65歳以上のドライバーが前年比で

約1.4倍に増加したそうです。御殿場警察署交通課のまとめによると、平成28年度中に運転免許証を返納した高齢者は266人で、前年の188人より78人増加したといます。しかも、特に全国的に高齢者の事故が多発した9月から12月に集中したそうです。

御殿場警察署管内での増加は1.4倍に増えているのに対して、小山町内在住の65歳以上の高齢ドライバーの返納者数は増えているのかどうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 平成27年中の小山町内の免許返納者は25人で、うち65歳以上の返納者は24人です。平成28年中の返納者は58人で、うち65歳以上の返納者は56人ですので、32人増加しており、約2.3倍に増加しております。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

約2.3倍ですと、御殿場署管内全体の1.4倍より小山町内の返納者の方が比率が高いわけです。返納に対する特別な特典を設けているわけではない本町でも、これだけの伸びがあるのは、昨年来の高齢者による事故の多発が影響しているものと判断していいのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 高齢者の免許返納率が御殿場署管内の1.4倍をはるかに上回る2.3倍ということですが、個別に分析をしてはおりません。ただ、個別に高齢者ごとに、その方の家庭の事情また健康状態、それから高齢化によって目の機能であるとか運動機能の低下等がございますので、それらの状況が関係しているものと考えられますが、あくまでも分析した結果ではございませんので、御了解いただきたいと思えます。

○4番（高畑博行君） それでは、4点目の質問です。

本町においては、高齢者の運転免許証返納者に対して、まずはコミュニティバスや地域実証実験通行バスの利用券などの助成を実施してやったらいいのではないかと考えます。助成する発行枚数や期間は検討していただければいいと思います。車がないと町内の移動すらままならない小山町では、わずかな助成でも、該当する方にとっては大変助かるはずで、そのような助成制度が小山町でもできたということになれば、免許証の返納を決断しようとして一歩踏み出す方が増加すると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） バスの助成について、本町では、平成27年度から、運転免許証の返納にかかわらず、70歳以上の全ての方を対象に、地域実証実験運行バスを含むコミュニティバス全線及び富士急行路線バス全線が乗り降り自由となる富士急行のシルバー定期券購入費の約30%を助成しております。シルバー定期券発行において、富士急行では、60歳以上の運転免許証を返納された方も適用となっておりますが、その点について、本町で助成するかどうか検討していきたいと考えております。

○4番（高畑博行君） 運転免許証返納者については、70歳前でもシルバー定期券の購入30%助成をやったらいいと思います。富士急行でも60歳以上の返納者が適用ということですので、なおさらそう思います。

ただ、今の課長答弁で、助成するかどうか検討していきたいという答弁でしたので、期待を込めて検討いただきたいというふうに思います。

それでは、引き続き5点目の質問に移ります。

一足飛びに、一般のタクシーや富士急バスの料金補助までは難しいかもしれませんが、免許証返納者は毎年物すごい人数には上らないはずなので、財政的な圧迫はそう心配するほど高額にはならないのではないのでしょうか。そう考えると、そこまで検討してみたらいかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 富士急行のバスの料金補助につきましては、先ほどの質問で回答したとおりであります。

タクシー料金の補助につきましては、現在、町内に営業所がないことなどから、タクシー事業者の誘導策等と併せて研究していきたいと考えております。

以上です。

○4番（高畑博行君） 次に、6点目の質問です。

高齢者の車の運転は、単なる移動手段だけでなく、自分を生き生きさせる大事なものであるはずです。

実は、こんな例があります。70歳代後半の高齢者で、免許証返納後、一気に活動的でなくなってしまい、ひきこもりがちになってしまったというのです。ですから、車が運転できるということは、その人の自立の象徴であるということです。

そこで、運転免許証返納者がひきこもりにならないために、あしがら温泉や健康福祉会館内のリラクゼーションスタジオなどの利用券補助なども連動してできないか伺いをいたします。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 町内施設の利用券との連動についてですが、町では、高齢者の健康増進を図ることを目的に、敬老の日に合わせ、70歳以上の方に2市1町共通無料入浴券等を配付しております。高齢者で運転免許証を返納された方におきましても、生き生きとした生活を続けていただくために、無料券を活用し、あしがら温泉やリラクゼーションスタジオ等に足を運んで御利用いただきたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

高齢者が全員温泉好きというわけでもありません。そこで、気楽に身体を動かしたり、コミュニケーションをとり、引きこもらない方法を、運転免許証返納と連動させて考えてやることも福祉の立場から可能なことだと思います。健康福祉会館内で行われる取り組みへの利用券、優待券などの検討はできないものか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 町では、運転免許証返納者に特化した事業ではありませんが、高齢者の健康維持のための事業を、ふれあい茶論であるとか、居場所づくりであるとか、あと、公民館での体操教室であるとか、そういうものをいろいろ展開しております。こちらも併せて御利用いただければと思います。

また、先ほど申しあげました2市1町の無料入浴券、こちらの方はリラクゼーションスタジオでも利用可能な券となっておりますので、それも併せて御利用いただければと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） いずれにしても、これだけ話題になっており、社会的にも問題化している高齢者による交通事故を少しでも防止し、運転免許証の返納促進を図るために、自治体の対応が不可欠になってきています。ですから、どんな形であっても、自治体がそれら的高齢者に支援の姿勢を示すことは重要だと思いますし、もしそのような支援策を構築すれば注目されるはずで、また、高齢者に優しい町のアピールにもつながります。ぜひ前向きに検討していただきたいということをつけ加え、1問目の質問を終わりにします。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、行政の様々な場面でドローン（小型無人機）の活用ができないかという質問です。

最近、テレビ、新聞、雑誌などで、様々な場面でドローン（小型無人機）を使った行政や民間の取り組みを見聞きします。例えば、その代表的な利用が、危機管理や町の魅力発信の映像などです。急傾斜地の様子や高い建造物や橋の下の傷み具合、ダムのコクリート面の亀裂など、ドローンを使って検査している例を目にしました。また、そのまちのアピール映像に、ドローンを飛ばした俯瞰的な映像を活用する例もありました。さらに、有害鳥獣の動きの監視等にも利用しているというニュースも目にしました。我々議会が視察に行った山梨県の例では、川の上流でなかなか人が簡単に上れない切り立った崖の修復に、ドローンの映像による解析を利用しているという説明を受けました。

国土交通省は、この4月から、ドローンの操縦者の技術力底上げのために、要件を満たした民間の操縦講習にお墨つきを与える制度を導入するようです。受講者には、人口密集地などでの飛行に関する国の許可の審査を一部省略し、増加する申請手続きの迅速化にもつなげるという話です。国がこのような動きに出るほど、ドローンの広がりがあるということです。

人がすぐ立ち入ることができない場所での空撮や構造物の維持管理に必要な情報、金太郎春まつり、夏まつりなどでのアピール映像への利用など、様々な活用の広がりの可能性があるだけに、ドローンの行政への活用について質問をしたいと思います。

まず、町長にお聞きします。各課横断的にドローンの活用は可能に思えますし、その有効性も期待できるだけに、ドローンの活用を担うセクションを設置して、行政での様々な課の取り組み

が可能かどうか研究・調査してみたらどうかと考えるわけですが、町長のお考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

ドローンの活用は、防災対策をはじめとして様々な分野で有効であると考えております。

現在、本町においては、ドローンを所有し操縦することができる職員の協力により、本年度は富士山金太郎まつりや金時山の初日の出、三来拠点事業の現場の様子などを上空から撮影いたしました。その画像及び動画は、説明用資料に活用したり、町のホームページやフェイスブックに掲載し、情報発信しております。

担当セクションについてであります。今後は横断的な組織を作り、活用に向けて協議していくとともに、機材の導入や操縦できる職員の育成などに取り組んでいきたいと考えております。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

最初の質問ですが、まずは危機管理面での活用は大きな効力を発揮できると思いますが、富士山噴火、地震、土砂災害、大雪などでの活用の可能性をどうお考えになっておられるでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○防災課長（杉山則行君） 切迫性が高いと考えられている東海地震などの大規模地震による建物の倒壊や、ゲリラ豪雨と呼ばれる大雨等により土砂災害が発生し、被害が広範囲に及ぶ状況になったとき、ドローンを活用することは、被害の全容を迅速に把握することができるほか、人が近づけない場所での状況把握もでき、有効であると認識しております。また、孤立地域が発生した場合の状況確認など、様々な情報収集活動に活用できるツールであると考えております。

県内では、焼津市が初めて防災のためにドローンを導入し、大規模災害時の情報収集に活用できる体制を整えていると伺っております。

そのようなことから、危機管理面でのドローンの導入につきましては、運用体制などを今後検討してまいりたいと考えております。

○4番（高畑博行君） 次に、祭りやスポーツイベントの空撮や、富士山や金時山などの観光資源の空撮の活用も可能であり、その映像を使ったアピールも観光推進の一助になると思います。小山町のホームページでの掲載もできるでしょうし、様々な場面で小山町を紹介する画像にも広く活用できるはずです。その観点での取り組みはどうでしょうか。お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 現在、ドローンで撮影した映像を活用し、観光振興の一つの手段として幾つかの取り組みを始めているところであります。昨年行われた第52回富士山金太郎夏まつりでは、昼の部、どんぶらこの川下りレースの模様や、多くの来場者でにぎわいを見せる夜の部の状況などを空撮しました。この映像は、本年の夏祭りPR用映像として活用する予定であります。

また、元旦に行われた金時山DE初日の出イベントでは、金時山の山頂において空撮を実施し

ました。この映像は町のホームページやフェイスブックに掲載し、広く情報発信を行っているところでもあります。

さらに、本町も構成員となっている富士・箱根国道138号沿線観光広域連携協議会では、現在、ドローンでの空撮を取り入れた各市町村のPR映像を作成しているところでもあります。

今後も各種イベントや観光資源の空撮を行い、その映像を各所で活用するとともに、町ホームページやフェイスブック等のSNSを使用し、町の魅力を広く発信し、誘客を図っていききたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 次に、建物や橋などの維持管理目的のための調査にも活用できると思います。土木や建設課所管の業務への活用の可能性も大いにあると思いますが、それらについてはどうでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 現在、土木事業におきましても、ドローンの普及に伴い、各分野で利活用に向けての調査・研究が進められております。

一部、研究事例を紹介しますと、巡視点検分野では橋梁やトンネルの高所点検を、測量調査分野では地形測量や建設現場管理などの研究があります。

また、建設事業におけるドローンの活用状況としては、国土交通省が公表した公共測量マニュアルなどを参考に、ドローンを使用した測量による3次元データの活用や、自動制御建設機械による施工管理が行われております。

町の建設部門におけるドローンの活用については、実証実験の結果や国の方針を踏まえ、有効な利用方法を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 自治体によっては、これらのドローンを使った取り組みをNPO法人などに外部委託して行っているケースもあるようです。しかし、本町のようなコンパクトな自治体の場合、町でドローンを所有し、各課横断的に必要なときに応じて活用し、自治体業務全般に役立つ方法もいいのではないかと思います。特に、各課の若手職員にその操作方法の習得に努力していただき、必要なときにその部署で利用するのもアイデアなのかなと考えます。

いずれにせよ、ドローンの利用価値の幅は今後大きく期待できるだけに、検討していったらどうかと考えるわけです。本町の積極的導入に期待して、私の2件目の質問を終了といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、東名高速道路足柄サービスエリアと新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアのスマートインター間の連結道路整備についてでございます。

平成30年度東名高速道路足柄サービスエリアのスマートインター設置に向けた工事も現在進捗

しております。また、平成32年度には、新東名高道路開通に合わせ、大御神地区に（仮称）小山パーキングエリアのスマートインターの設置も予定されております。

この足柄サービスエリア周辺では、株式会社アクアイグニスによる観光複合施設建設の計画もあり、また、新東名小山パーキングエリア付近では、富士スピードウェイモビリティ・ビレッジの構想や湯船原工業団地造成も進められております。

また、緊急時の東名高速道路と新東名高速道路の相互利用も今後必要となってきます。

このような中で、このスマートインター間を結ぶ道路により交通の利便性を高めていくことは、小山町の発展や緊急時の対応に大きく寄与していきます。

足柄サービスエリアは、金時山を越えるともう神奈川県であり、小山パーキングエリアは山を越えると山梨県であり、将来、その交通の要所ともなり得ます。

そこで、連結道路整備について、2点、当局の考えを伺います。

まず1点目は、どのようなルートを連結道路と考えておられるのか。

2点目といたしまして、連結道路の整備計画と整備期間について伺います。

次に、2件目は小中学校の給食へのお茶飲用についてであります。

静岡県内の子ども達に静岡茶を通じた食育を促す小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例が昨年12月27日に施行され、市町の小中学校に対し、給食の時間等に静岡茶を飲む機会の努力義務が課せられました。また、静岡県教育委員会により小中学校への茶葉を提供し、学校などで茶を飲む習慣を県内全域に普及することを県教育委員会も考えております。

この小山町でも、当局の努力により、学校給食での米飯給食の回数は多くなってきておりますが、子ども達の摂取カロリーや給食費の関係もあり、給食時に牛乳が出されております。

この静岡県はお茶の主要生産地でもあり、この北駿の地でも富士山頂での富士山熟成茶のブランド化も進められております。

地産地消の観点からも、教育的効果として、日常的に飲むことでお茶を身近に感じ、郷土愛が高まる、お茶作りの大変さを学び、生産者への感謝も抱くと指摘している方もあり、私も米飯給食にはお茶が合うのではないかと考えております。

そこで、当局に以下2点を伺います。

1点目、学校給食にお茶の飲用を行う考えがあるのかどうか。

2点目といたしまして、そのお茶飲用するための課題は何か。

以上、回答よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えいたします。

はじめに、東名高速道路足柄サービスエリアスマートインターと新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアスマートインター間の連結道路整備に関する2つの御質問について、相互に関連する部分がありますので、一括してお答えをいたします。

小山町都市計画マスタープランの全体構想には、東名足柄サービスエリアから新東名（仮称）小山パーキングエリアを結ぶルートを主要幹線道路として位置づけをいたしております。

具体的には、東名足柄サービスエリアから足柄サービスエリア周辺地区の開発道路を経由した後、県道御殿場大井線と交差し、東名竹之下橋から原向方面につながるルートとなっております。

このうち、東名竹之下橋から町道原向中日向線に接続する区間については新設のルートになりますが、小山町国土強靱化地域計画におけるプログラム推進計画にも位置づけられており、有事の際には防災・減災の面においても重要な路線になると考えております。

また、この区間については、静岡県に対し、県道バイパスとして計画を推進していただけるよう要望しているところであります。

しかしながら、この区間を整備するには相当の費用がかかると想定されることなどから、整備計画の具体化にはしばらく時間がかかるものと考えております。

一方、現在、都市計画道路大胡田用沢線の整備を平成32年度の完成を目途に進めており、この路線が（仮称）小山パーキングエリアへとアクセスすることから、当面の間はこちらのルートが連結道路の軸となり、併せて北郷地区の活性化に資することになると考えております。

町道大胡田用沢線から足柄サービスエリアまでの間については、県道沼津小山線から大胡田方面へ向かって、広域農道として整備した町道3883号線、県道足柄停車場富士公園線を利用することで、足柄サービスエリアまでのルートが確保されるものと考えております。

このうち、町道3883号線におきましては、静岡県が基幹農道整備事業として、平成31年度以降となりますが、舗装補修工と橋梁耐震化整備を実施する計画であります。

その他の質問に関しましては、教育長から答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小中学校の給食へのお茶飲用についてのうち、はじめに、学校給食にお茶の飲用を行う考えはあるかについてであります。

現在、小中学校では、冬の時期は風邪等の予防をするために、夏には脱水症状予防のため、児童・生徒が各自水筒を持参して、お茶等であぐい、飲用を行っています。また、北郷中学校では、平成26年度、平成27年度に静岡県学校茶文化推進事業補助金を活用し、学校茶文化推進モデル校として、お茶インストラクターからお茶の入れ方を学習し、茶文化を定着、伝承していこうと、校内での行事や町のイベントに参加して保護者や来賓者にお茶を振る舞い、給食時にはお茶当番が入れたお茶を毎日1クラスが交代で飲んでいきます。

今後は、県が制定した小中学校の児童・生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例の趣旨を踏まえ、本年4月に設置される県民会議の議論を尊重しながら、県教育委員会の方針にのっとり、静岡茶の愛飲を促進してまいります。

具体的には、お茶を身近なものとするため、現在、水筒を持参している児童・生徒に学校でお茶の補給を行うなど、給食時飲用の実施に向け検討していきたいと考えております。

次に、お茶を飲用するための課題は何かについてであります。

お茶を飲用するに当たり、茶葉の購入費用、お茶を提供する機材等の購入費用、茶器・茶葉の衛生管理の方法、児童・生徒へのお茶の提供方法等を課題として考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） それでは、小中学校の給食へのお茶飲用について再質問いたします。

現在、パック牛乳は、市販品を子ども達に出し、飲用後はパックを廃棄すれば良いのですが、お茶の飲用となりますと、茶器や飲用方法によっては湯飲み茶碗等も必要になると思います。

お茶を飲用する場合、給食時等の負担増になりますので、自分達でできることは自分達で行うという教育の観点も踏まえ、後片づけ等を子ども達に協力してもらうことの考えがあるか伺います。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 再質問にお答えします。

給食で食べた後の牛乳パック、食器は児童・生徒が片づけを行っております。洗浄に関しては、衛生管理上、子ども達が協力できる施設となっております。後片づけについては、子ども達のできる範囲で協力してもらうことを考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○12番（池谷 弘君） ございません。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） 私は今回、東富士演習場に係る諸問題と補助事業について質問いたします。

はじめに、概要について触れますが、東富士演習場は、小山町、御殿場市、裾野市の2市1町に位置し、その面積は8,800ヘクタール余で、2市1町の区域面積の約2割に及んでおります。また、演習場は民公有地の割合が高く60.8%、国有地が39.2%となっております。

東富士演習場の管理形態は、演習地区は陸上自衛隊東部方面隊第1師団の管轄下に置かれ、防衛大臣直属機関である陸上自衛隊富士学校が管理しております。

しかしながら、演習地区は、日米安保条約第6条と日米地位協定の第2条第4項（b）の規定に基づき、米軍が必要により一時使用できる区域となっております。また、東富士演習場は、明

治45年1月、日本陸軍と地元の関係町村との間で富士裾野演習場使用協定が結ばれましたが、当時、軍民共用の時代でもあり、地元民の立ち入りは自由に行われ、採草や採木、萱刈などが盛んに行われていたと聞いております。

その後、昭和20年8月の終戦、戦後のGHQによる接收、昭和27年のサンフランシスコ講和条約の発効により、治外法権の演習場となってしまいました。

その後、昭和32年6月、日本本土から米軍地上軍の撤退が決まり、昭和33年には自衛隊の立ち入り禁止訴訟、そして昭和34年6月17日、国と地元権利者との間で東富士4原則を条件に和解が成立しました。それ以降は東富士演習場使用協定として国と5年ごと締結され、現在、第11次使用協定が平成32年3月まで結ばれているところでございます。

このように、小山町においても、官が結ぶ行政協定、また地権者との権利協定が国と結ばれ、これにより町内の道路整備や学校、重要施設の建設などが進められてきたことは周知のとおりでございます。今、小山町は、内陸のフロンティアを拓く取組を中心に、現新東名高速道路のスマートインター開通等を目指し、多くの事業に着手していますが、小山町にとって演習場関係がいかに重要な事業であるか再認識されるべきと私は考えております。

そこで、一問一答方式で順次質問させていただきます。

はじめに、東富士演習場の使用協定についてお伺いいたします。

現在の演習場使用協定は、大原則でございます東富士4原則を柱に国と協定を結んでおりますが、ちなみに、現在の4原則とは、1つ、米軍東富士演習場の全面返還、2つ目が、演習場地域の民有諸権利の保全、3点目が、演習場関係住民の安定を進める、4番目が、演習場使用協定体制の維持強化をすとなっております。しかしながら、最近の国際情勢の観点から、日米同盟はより強固なものになっており、これらのことから、東富士演習場はその重要性がますます高まってきていると思われまます。このことから、もしもの事故や予期せぬ事項、例えば、小山中学校へのヘリからの落下問題であるとか、昨年、御殿場市で発生しました米兵による飲酒窃盗事件などの諸問題が生じたときには、日本側が全てのイニシアチブをとれるよう、日米地位協定の見直しを第一に掲げてはどうかと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 遠藤議員にお答えをいたします。

東富士演習場の概要について、議員おっしゃるとおり深い歴史があり、自衛隊の演習場使用と地元民の民生安定との両立を図っていくため、同演習場を使用することに関しては、国と権利者、関係市町の小山町、御殿場市、裾野市において東富士演習場使用協定を結び、様々な事項について取り決めをしているところであります。本町において、東富士演習場に関係する事務事業は非常に重要であることと認識をいたしております。

さて、日米地位協定の見直しについてであります。日米地位協定は、日米安全保障条約に基づき、米軍の地位を国内でどのような扱いにするか両国で取り決めをしているものであります。

万が一、米軍による事件及び事故が発生した場合、この日米地域協定及び日米合同委員会の合意事項に基づき、国及び米軍の対応が行われます。

昨年12月に沖縄県名護市沖で起きた米軍のMV-22オスプレイの不時着水事故等に対し、2市1町、農民再建連盟及び静岡県の名で国側に申し入れを行いました。主な内容は、事故の安全対策について、演習場使用協定運用委員会において詳細な説明をすることと、オスプレイの市街地上空や低空飛行を避けることと併せて、米軍が地域内で事件・事故が発生した場合は、住民の生命及び財産の保全を最優先する措置を速やかに講ずるよう申し入れをしたものであります。

地元住民の安心のために、国及び米国には適切に対応していただけるよう、引き続き農民再建連盟、御殿場市及び裾野市とともに連携して対応していきたいと考えております。

以上であります。

○1番（遠藤 豪君） それでは、引き続き各項目についてお伺いをさせていただきます。

まずはじめに、東富士演習場への航空機の飛来ルートについてお聞きいたします。

演習場の使用協定により、ジェット戦闘機などは演習場への出入り箇所が決められておりますが、その他の航空機やヘリは対象にはなっておらないのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） その他の航空機やヘリは対象にしているかについてでございますけれども、こちらについては対象とはなっておらず、東富士演習場への出入り箇所につきましては決まっておられません。

○1番（遠藤 豪君） また、日米合同委員会の合意事項で、150メートル以下での飛行禁止と、学校や病院などの上空を極力避けるとうたわれておりますが、実際守られておるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 150メートル以下での飛行禁止と、学校などの上空を極力避けることについては、演習場使用協定の中で、特に病院、学校など静穏を要する施設の上空での飛行は極力避けることとしております。

しかしながら、議員御承知のとおり、平成27年7月に米軍のヘリコプターから小山中学校のテニスコートに銃弾の空砲が落下した事案が発生し、町長は米軍及び国に対して遺憾の意を示し、学校などの市街地上空における航空機の飛行を避けるよう、2市、農民再建連盟とともに強く要請したところであります。その後も、東富士演習場運用委員会など、機会あるごとに国側へ同様の要請をしているところであります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） 今、話題になっておりますMV-22型オスプレイですか、これについて、東富士演習場にも何度か飛来しておるようではございますけれども、この点、安全性についてどのように考えておりますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

オスプレイにおきましても、学校などの市街地上空の飛行を避けるよう、先ほども申し上げましたが、2市、農民再建連盟とともに機会あるごとに国側へ同様の要請をしているところでありますし、今後も続けていきたいと思っているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

次に、防音工事についてお伺いいたします。

これまで実施されてきた防音工事は、東富士の場合、航空機騒音でなく、SACO関連による砲撃音に対する工事として行われてきたと思っておりますが、工事はこれで終了でしょうか。また、工事施工済みの地域とそうでないところが、例えば道路一本隔てた場所で違うというのも問題があるのではというふうに考えますので、この際、私は、関係2市1町の全域をエリアにできないか国に要望していく考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 防音工事が終了しているか、また、全域を対象エリアとすることについてであります。この演習場周辺住宅防音工事の助成制度は、平成11年12月21日を基準日として、翌年の平成12年度から現在まで続いている国の制度であります。本町での対象区域かつ対象住宅は須走全区域でありまして、今年度まで994件の助成を実施し、24件が未実施と伺っております。

本制度における基準の見直し及び対象区域の拡大につきましては、今までも2市1町及び農民再建連盟において要望しているところであり、引き続き国側へ要望し続けてまいります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） 再質問ではございませんが、ぜひ防音工事の拡大の方をお願いさせていただきたいと思っております。

次に移ります。次に、隣接します北富士演習場の関係で一つお伺いいたします。

最近、富士山の右側、いわゆる籠坂トンネル方面から、前には余り気にはならなかったんですけども、最近、天候が良いときに爆撃音が聞かれるようになってまいりました。

そこで、恐らく北富士演習場の着弾地からの砲撃音ではないかと思うんですけども、当町までの距離はどのくらいかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 北富士演習場の着弾地は東富士五湖道路の籠坂トンネルの西側にありまして、直線距離で須走支所までが約5.5キロメートル、北郷支所までが約12キロメートル、役場本庁までが約15キロメートル、足柄支所までが約15.5キロメートルとなっております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 5.5キロメートルと申しますと、例えば東富士の畑岡から富士学校までよりもむしろ距離的には近いのかなという気はいたしております。

そこで、砲撃音について、小山町としてこれまで検討したことはございますでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

北富士演習場での射撃訓練日数について申し上げますと、昨年度では89日間ありました。今まで北富士演習場の砲撃音等による苦情等は特にありませんでしたので、対応の必要性については感じておりませんでした。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 再々質問させていただきます。

今後、もし北富士演習場での砲撃音が増えるような場合は、町として対応する考えはございますでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

訓練日数や訓練内容等にも注視しながら、砲撃音についても注意してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（遠藤 豪君） 次に、補助事業についてお伺いをいたします。

まずはじめに、土地改良事業の防衛補助についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、富士裾野東部土地改良事業の主な面整備は小山町でこれまでに何か所実施されておりますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 小山町管内における富士裾野東部土地改良区の面整備につきましては、昭和36年に一色正倉の開田事業が開始されて以降、平成15年度までに、用沢、一色、上古城の3地区にて16の事業が実施されております。このうち、平成に入ってから実施された面整備は、下一色地区や用沢大塚地区、用沢原地区など5事業であり、5事業の整備面積合計は約28ヘクタールとなっております。

以上であります。

○1番（遠藤 豪君） 次に移ります。

今後の実施予定はございますでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 近年、町内において富士裾野東部土地改良区が実施している事業は、

水利施設の補修や更新、農道整備が主であり、面整備事業の計画については現在ございません。

○1番（遠藤 豪君） 現在、小山町で実施しております中山間事業と比べ、町の負担額はどのくらい違うものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 現在実施している中山間事業と比べ、町の負担額はどうかという御質問ですが、現在、足柄金時地区、北郷南西部地区において実施している、農林水産省所管、県営中山間地域総合整備事業の負担割合については、国55%、県30%、地元15%とされており、小山町県営土地改良事業分担金等徴収条例により、町、受益者ともに7.5%と定められております。

また、防衛省所管、東富士演習場周辺農業施設設置助成事業の負担割合につきましては、国3分の2、地元3分の1とされており、町と受益者との取り決めにより、町23.3%、受益者10%となっております。

このことから、県営中山間総合整備事業の方が町、受益者ともに有利に事業実施が可能となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 再質問させていただきます。

土地改良等の面整備は、権利者の合意が最も大切かと思えます。この合意の時期を逸してはならなくて、特に、計画をしてから実施、換地処分等が終わるまでに恐らく10年ぐらい要するんじゃないかと思うんですけども、そういうことでスパンが非常に長いものですから、町の負担額に若干の差はあるとは思いますが、演習場権利者の区域であります北郷地区の用沢坂本平地区や一色の島戸地区については、現在、手が上がってくると思うんですけども、防衛補助の土地改良事業で施工したらどうかと思っておりますが、どんなふうを考えておりますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

先ほどお答えしたとおり、町、受益者ともに費用負担の面で、中山間地域総合整備事業の方が有利と考えております。しかし、演習場権利者の区域であることも考慮しまして、町内他地区の要望調査の状況や地元の意見等も整理しながら今後の面整備を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

次に移ります。次に、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の第8条民生安定助成事業と第9条の交付金事業についてお伺いいたします。

小山町でも非常にこちらの補助金等をいただいているわけですが、過去10年間

の事業実施の主なものはどんなものを対象にしたのか、お伺いさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 過去の第8条民生安定助成事業は、平成18年度から平成21年度までの豊門公園整備事業、平成19年度から平成21年度までの須走多目的広場及び町道富士学校線を整備した演習場周辺整備統合事業、平成21年度から平成23年度までの棚頭第2配水池設置工事、平成24年度から平成26年度までの総合文化会館等改修工事、平成27年度の健康福祉会館施設改修工事や、おおむね隔年で実施しております消防団ポンプ自動車購入事業が主なものであります。

次に、第9条調整交付金事業は、平成18年度の成美、明倫、北郷各小学校体育館の耐震補強等の工事や、平成18年度から平成20年度までの町道3176号線道路改良舗装工事、平成18年度から平成22年度までの町道原向中日向線道路改良舗装工事、平成19年度から平成21年度までの町道一色中日向線舗装補修工事、平成21年度から平成23年度までのあしがら温泉の露天風呂建設及び休憩室増築工事が主なものであります。

○1番（遠藤 豪君） もう1点お伺いいたします。

今後見込まれる大規模な事業についてと、その見込み額はどのくらいかお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 今後の第8条民生安定助成事業は、平成29年度から平成35年度までの防災行政無線デジタル化整備事業、事業見込み額は6億9,000万円、そのうち補助見込み額が5億2,000万円と、平成29年度から平成32年度までの須走地区の配水池築造工事、事業見込み額は4億3,000万円、うち補助見込み額2億5,000万円、平成29年度の金時公園整備事業、事業見込み額2億2,000万円、うち補助見込み額1億3,000万円、平成30年度以降の足柄駅舎コミュニティ供用施設整備事業、事業見込み額は3億7,000万円、うち補助見込み額5,500万円が主なものであります。

次に、第9条調整交付金事業については、平成23年度から、保育所や幼稚園の運営に関する事業や予防接種、がん検診等の事業に充当することができる東富士演習場関連特定事業基金に例年2億円前後の第9条交付金を積み立てて、該当年度の事業の経費に充てております。その他、平成29年度当初予算では、町道下小林1号線道路改良舗装工事に事業見込み額5,000万円、うち交付金見込み額4,500万円が主なものであります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。

最後になりますけれども、防衛補助とは若干違いますが、演習場関連ということで質問させていただきます。

町では多分、総務課の所管になると思いますが、国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。これは米軍や自衛隊が使用しております固定資産についてかかるべきものと思うんですけれども、これについて、町で課税している固定資産税の評価に比べて、私は若干低いと感じて

おるわけですがけれども、どうなのか。

もう1点、国から課税標準的なものが示されているのか。また、対象物件とそうでないものは何か、お伺いをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 国からの交付金に関する御質問ですが、国からの交付金は2つあります。1つは国有提供施設等所在市町村助成交付金です。これは、米軍や自衛隊が使用する演習場や弾薬庫などの用に供する固定資産の所在する市町村に対して交付されるものです。2つ目は国有資産等所在市町村交付金です。これは、国が演習場外に所有する宿舎やその土地に対して交付されるものです。

総務課からは、1つ目の国有提供施設等所在市町村助成交付金についてお答えをいたします。

この交付金ですが、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産及び自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫等の用に供する固定資産が所在する市町村に対し、財政補給金的なものとして交付をされております。

交付額は、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、国有財産法第32条の台帳に登録されている土地、建物、工作物の価格の合算額や市町村の財政状況等により、総務大臣の配分となっていることから、町で評価をしておりませんので、課税標準といったものはございません。

また、交付金の対象となる資産は限定されております。小山町においては、演習場と富士駐屯地内の弾薬庫に係る土地と建物だけが対象となっております。富士駐屯地内には、自衛隊が使用する施設が多数存在すると考えられるところですが、弾薬庫に係る土地と建物だけが対象であり、その割合は、富士駐屯地内の総資産の4.6%程度になっております。

総務課からは以上であります。

○1番（遠藤 豪君） 今と同じ内容で、国有資産等所在市町村交付金ですか、これは税務課の所管になると思いますけれども、この2点について回答をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 国有資産等所在市町村交付金についてお答えいたします。

この交付金は、国や地方公共団体の所有する固定資産について、一般の課税対象となっている固定資産と同様の状態で使用収益されている物件が対象となり、小山町においては、演習場外の宿舎及びその土地に対して交付金が交付されております。

交付金算定標準額は、国有資産等所在市町村交付金法第3条第2項の規定により、固定資産の価格とするとされております。土地については、例年、この規定に基づき、防衛省南関東防衛局長から仮の固定資産税評価額の設定について依頼があります。回答として、南関東防衛局から示された土地の近傍単価について回答をしており、町の回答に基づき算定された評価額により交付決定されております。

また、土地、家屋、工作物、償却資産については、建物の構造別単価や償却資産の取得金額に

より算定された評価額により交付決定がされております。

なお、交付金算定標準額は固定資産の価格とされていることから、同等と考えております。

次に、対象となる物件とそうでないものがございますが、交付対象とならないものについては、同法第2条第2項第2号の規定による国家公務員宿舎法第12条の無料宿舎の用に供する固定資産であり、通常の勤務時間外において非常勤務を要する者が居住する宿舎で、無料で貸与されている宿舎及びその土地は対象外となり、小山町においても対象外となる物件がございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） ございません。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は、不育症治療費の助成について質問させていただきます。

この質問については、平成25年3月定例会において、不育症対策として、住民への周知や相談体制の確立、また経済的支援について町の見解を伺いました。

不育症とは、妊娠が困難な不妊症とは異なり、妊娠はしますが、流産や死産を繰り返す症状で、厚生労働省は、2回連続した流産、死産、もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって子どもが得られない場合を不育症と定義づけております。妊娠した女性の4割が流産の経験があり、流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症していると推計されています。本町においても、こうした悩みを抱えている方や、今後、不育症の患者になる方もいるかもしれません。

不育症の原因については様々で、両親の染色体異常や母胎の子宮形態の異常、胎盤の血液が固まりやすく胎児に栄養が行き届かないことなどが挙げられていますが、多くは原因不明とされています。しかし、適正な検査や治療を行えば、80%以上の方が出産可能となることも分かっています。つまり、不育症を知り、適切に治療すれば、多くの命を守ることができるということです。

治療法は、血液をさらさらにする自己注射薬へパリン注射やアスピリンの投薬などが有効とされています。へパリン注射については5年前から保険が適用されたところですが、不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、治療には多額の費用がかかることや、流産、死産したことによって、「自分のせいで赤ちゃんを死なせてしまった」と悔やみ、自分を責めるなど、精神的に苦しむ女性は少なくありません。

そのような中、2つの朗報が飛び込んできました。1つは、県が2017年度予算案に不育症治療費を補助する市町へ一部助成する方針を固めたことです。2月現在、不育症治療の女性は、政令市を除き、県内11市町が実施しています。近隣市町では、裾野市、長泉町、清水町などです。

2つ目は、この不育症についての第一人者が町内の富士小山病院院長の牧野恒久先生だということです。私も先日、牧野先生とお会いし、不育症について様々意見交換をさせていただきました。先生は、今年の1月から、県主催の不育症で悩む人の支援と社会的理解促進に向け、当事者

や支援者らが交流する「不育症・こころとからだのセミナーカフェ」で講演しています。沼津市や浜松市、明日3月4日は2回目となる静岡市でのセミナーに出席するとのこと。

牧野先生は、不育症を乗り越えれば、この世に授かるかもしれない赤ちゃんの数は2通りあると言います。1つは、既婚夫婦の総数から割り出した数字が6万6,000人、もう1つは、自然流産の総数から割り出した数字が年間5万3,000人、これは小さな数字ではないとおっしゃいました。我が国の1年間の総出生数の約5%ないし6%は不育症治療により出生するといいます。まさに晩婚晩産時代の少子化対策の盲点である不育症について熱く語っていただきました。

さて、不育症は子宮の中に宿った小さな命がたびたび失われてしまう病気です。母体は体も心も大変傷ついています。私達は、何気ない会話の中で、「お子さんはまだなの？ 作らないの？」、「御夫婦2人で自由でいいね」など無神経な言葉を発しています。これは、一般的に不育症という病気が認知されていないことの表れです。

以上を踏まえ、大切な命を守るために再度質問させていただきます。

平成25年3月、一般質問の町長答弁は、不育症治療費の助成については、県、国の対応を注視し、検討していくとのことでした。

町長、不妊症治療費の助成があるならば、不育症治療費の助成もあるべきです。町も、経済的な負担の軽減を図り、治療を受けやすくする助成制度の整備をすべきと考えますが、見解をお伺します。

質問は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

現在、不育症につきましては、厚生労働省による推計によりますと、毎年約3万人が発症するといわれております。

町でも数件の相談事例があり、この問い合わせ等に対応するため、町のホームページに厚生労働省の不育症の情報サイトへのリンクを設け、最新の情報を提供できるようにしております。

議員御承知のとおり、静岡県では、平成29年度から不育症の治療費に対する一部助成を行うことと伺っております。これは、不育症治療費助成を行う市町に対し、県が助成金を交付するもので、対象は健康保険適用外の治療費で、負担割合は、県が2割、市町が5割、本人が3割となるとのことであります。また、妻の年齢が43歳未満で、夫婦の合算所得が730万円未満、助成の対象となる治療費の上限額は35万円となるとのことであります。

不育症の治療に対する助成は、既に実施しております不妊症治療助成や出産祝い金の支給と併せて、子どもを産み育てようとする夫婦の夢を支援するとともに、経済的負担の軽減を図り、町の少子化対策を進める重要な取り組みであると考えます。

このことから、町としましては、県の助成制度の制定を受け、不育症治療費助成の制度の整備を速やかに進めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

2点について伺います。

1点目は、不育症治療費助成の整備を速やかに進めるとの町長答弁をいただきました。具体的にはいつごろの予定なのかを伺います。

2点目は、不育症の周知、社会的認知度の向上ですが、この周知と相談体制を望みますが、今後どのように取り組むのかをお聞かせください。

以上、2点の再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 6月の定例会で対応できればいたします。

それと、周知や相談につきましては、富士小山病院の牧野院長と相談させていただいて取り組んでいきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 池谷洋子議員の御質問にお答えいたします。

治療費助成制度の整備だけでなく、不育症の周知、社会的認知度を上げることは大変重要なことであり、その普及啓発にも取り組んでまいります。病気の性質上、なかなかほかの人に相談できずに精神的に孤立してしまったり、適切な治療に結びつく情報を得られないで苦しむ人は少なくないのではないかと思います。

議員御承知のとおり、町には不育症の専門医であります富士小山病院院長の牧野恒久先生がおられ、県内外を問わず、精力的に不育症に悩み苦しむ人達の支援を行っていらっしゃいます。ぜひとも町におきましても町内外の方に呼びかけて講演会の実施や、可能であれば個別の相談会などの開催の実現に向けてお願いをしております。

また、日頃の業務におきましても、保健師による相談や不育症についての情報提供、医療機関の案内など、窓口での相談体制を充実させ、安心して妊娠、出産できる環境作りに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再々質問ではありませんが、今、課長の言われた、牧野先生の不育症に対しての町内外の方々への講演会、また相談会、これは必ず実現していただきたいと思えます。そして、不育症に苦しみ悩む方達の支援をしっかりと推進していただきたいと思えます。

以上で、質問を終了いたします。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 今回は、内陸フロンティアの進捗状況、特に湯船原に限定して聞いてまい

ります。

もう1点目は、グローバルな人材育成のための医科大学、また医科大学の誘致について、この2点について聞いてまいります。

まず、第1点目です。先ほど、朝の質問において、渡辺議員が質問されたのと、当局でもってお答えされたのと少し重複しますが、できるだけ気をつけて質問させていただきます。

まず、この事業、今、町民として危惧することは、これだけの大規模な開発行為、造成事業を行っていますが、天候等の異変によって、どれだけその対応がなされているのか、そういう点でございませう。

そもそもこの事業は、人口減少に歯どめをかける、さらには、かつてのにぎわいを取り戻すべく、まち・ひと・しごとのかけ声の下、この事業が行われております。

しかしながら、一歩下がって見つめると、考えるべきことがたくさんあるように私は思います。確かに、人口増加を図ることは重要な施策だと思いますが、定着人口の増加、それは大変に不可欠なものです。しかし、交流人口の増加も考えるべきであり、これらによってにぎわいも取り戻すことができます。さらには、これの振興策によれば、もう少しお金も安く済むと思っております。どれだけの議論の葛藤があったのかお聞かせ願いたいものです。

それらを踏まえて、第1問の質問に入ります。

第1問目は、湯船原地区の内陸のフロンティアを拓く取組の進捗状況についてですが、これはさきに渡辺議員が朝方質問されたときに、るる当局が説明されておりますので、割愛させていただきます。

2番目は、同地区内における進出予定または引き合いの状況についてでございます。これについて、先ほどの説明よりももう少し詳しくお願いしたいと思います。再質問もさせていただきます。

3番目に、事業について、特別会計にて予算化されています。しかし、現在に至るまで総事業費の問題については明かされていません。どのくらいこれからかかるのか。それをお尋ねいたします。

4番目に、企業誘致による雇用数と人口増についてのシミュレーションでございます。どのようになされているのか。先ほども、これも渡辺議員のときにお答えしておりましたが、もう少し具体的な数字でお願いいたします。

この問題の最後の5番目について質問します。この事業による将来の町の姿はどのようになるのかをお尋ねします。

これが第1点目です。

第2点目は、グローバルな人材育成のための医科大学の誘致、または大学院の誘致についてでございます。

県が内陸フロンティアを拓く企業等の誘致に、内陸部における町おこしの一環として取り上げ

始めたのは、東北大震災の後、平成23年以降のことです。

ところで、皆さんも御存じのとおり、平成21年に県知事選挙がありました。そのときの川勝知事の公約に、県東部に医科大学誘致というのがありました。町長はこのことを御存じのことと思います。私は、このことを私自身のマニフェストの一つに取り上げております。

さて、まちづくりとは何でしょうか。それは、人が住むということではないでしょうか。言うなれば、住む人を増やすことです。今、やっている事業もそのとおりです。簡単な一語ですが、それには、安心して暮らせるという保証がなくてはなりません。当然、福祉の充実は不可欠なものであります。

しかし、それだけでは理想のまちづくりとは言えません。いかに魅力的な、ほかの市町が憧れるような町のコンセプトがなければ、そうしたまちづくりはできません。

今、町は、職と住を重点政策に掲げて頑張っています。これに医を加え、医・職・住こそまちづくりの基本だ考え、更に、これによって都市化まで図れるんじゃないかと私は思っています。医とは医療、福祉、職とは仕事でございます。そして住居、この3点セットがなくては成り立ちません。

確かに、住むところについては、町がこの充実を図っています。しかし、これらほどこの市町でも競争して行っております。これにもう一つ、人づくりを加えれば、他の市町と差別化が図られるのではないのでしょうか。

町の魅力というものの一つに、若者があふれるまちづくりというのが挙げられると思います。

少々話を変えますが、私は先頃、県の健康福祉部管理局政策監の方とお会いしまして、知事の公約はまだ有効であるか、そういうことを確かめてまいりました。その回答には、国の方針もあり、大きな壁に当たっていることは事実であるが、平成25年に医科大学誘致という施策を掲げ、毎年特区申請をしているとのことでした。また、平成26年より、県は世界一の健康寿命県を掲げ、政策の一つとしているそうでございます。この施策は、ワースト3の我が町においては大いに取り上げるべきことではないのでしょうか。

また、バーチャルメディカルカレッジ政策として、医科大学生には月に20万円、6年間で1,440万円の奨学金の貸与があるそうでございます。これを受けた方々が、今、県に戻ってきて、121人が戻って医療に携わっているそうでございます。卒業後、この奨学金については、9年間、県内に医者として勤務すれば、これは免除されるということでございますが、しかしながら、世界一の長寿県を目指すには、医師の数が大変に少な過ぎるとのことでした。

ちなみに、人口10万人当たりの全国の医師の平均数は223人であるのに対し、静岡県は193人あります。これは全国で40番目とのことであり、一人一人の医師が抱える患者数が多いことを示す数字でございます。

話をもとに戻します。

医科大学には多くの若者達が集まります。これには医科大学病院も作られます。これが通常で

ございます。医師、看護師の方々も勤務します。当然、人口増につながります。そればかりではありません。私達町民が、もしかしたら先進医療の恩恵を受けるのも夢ではなくなります。仕事の面においては、高度な医療器具等の開発もあります。新しい産業が生まれます。

そこで当局に質問します。

県の提唱するグローバルな人材育成のための医科系大学あるいは大学院誘致について、御所見をお伺いします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員にお答えをいたします。

はじめに、内陸のフロンティアを拓く取組のうち、湯船原地区において引き合いのあった企業は何社あるのかについてであります。

はじめに、小山湯船原工業団地につきましては、事業主体の静岡県企業局と協力して企業誘致を行っているところであります。本団地には、契約締結までには至っておりませんが、協議を重ねている法人が数社ございます。

次に、新産業集積エリアであります。こちらは、具体的な区画の決定後、事業協力者と企業誘致に取り組んでまいります。

次に、アグリーインダストリーエリアであります。こちらは、2つの大規模農業法人と協議を重ねております。

いずれのエリアにつきましても、来年度には良い知らせが届けられるものと確信しながら、今後も全力で企業誘致に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、湯船原地区の総事業費の見込みはどのくらいかについてであります。

湯船原地区は複合型の開発であり、事業主体もそれぞれ異なっているため、正確な事業費は計上できかねますが、概算で約300億円と見込んでおります。このうち、本町の一般財源充当分は約13億円と考えております。

次に、企業誘致による雇用者数と人口増の見込みについてであります。こちらにつきましても、先ほど渡辺議員の御質問にお答えさせていただいたとおりでございます。

次に、湯船原地区の開発によって将来の町の姿をどのように描いているのかについてであります。

繰り返しになりますが、三来拠点事業の最大の目的は、優良企業を誘致し、雇用の場を創出するとともに、定住・移住政策と観光政策で、定住人口と交流人口を増やすことにより、本町を金太郎のような元気な町にしていくこととあります。湯船原地区は、まさにその先駆けとなる地区と考えております。

次に、医科系大学・大学院の設置について、町は県と協働して取り組む考えはあるのかについてであります。

静岡県では、平成25年9月に、医師不足の解消、医師育成という単なる量的確保だけでなく、高い志を持ったグローバルな人材育成を目指すほか、静岡県の医療機器生産額全国1位の実績を踏まえ、医療機器や医療品開発の機能を持たせ、産学連携を進めるため、医科系大学・大学院の設置を国に提案いたしました。

具体的に大きく3つのプロジェクトから成り、1つ目は、地域医療や国際貢献を担う高度で専門的な医師を育成すること、2つ目は、研究者・指導者を国内外から招聘し、新しい治療法、医療機器等の研究・開発を行うこと、3つ目は、臨床研究及び教育を行うため、附属病院を新設し、高度で専門的な医療の提供を行うことであります。

先ほど申し上げたとおり、平成25年9月に県は国家戦略特区の一次募集に申請しましたが、文部科学省において医科系大学の新設を認めない方針としていることなどから、未採択となりました。翌年平成26年8月には、同様な趣旨で二次募集に申請しましたが未採択、そのまた翌年、平成27年12月に同内容で三次募集に申請しましたが、未採択となっております。

今後、この施策について、静岡県の方針や進め方などを注視していくとともに、その他、ファルマバレー構想に掲げている施策において本町で関われるものが出てきた場合には、その都度検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問します。

先ほど私は話の途中の中でもって、開発に対する雨量とか天変地異についての危惧を申し入れておりますが、これは今、どのような対応がなされているのか。お答えできる範囲でお答えください。小山町においては、2010年9月8日に大規模な災害がありました。そのときの雨量が時間当たり120ミリ、10時間600ミリと計算されております。それについて質問します。

それから、大規模農業法人と協議があるとありましたが、最近は見える農業というか、動く農業が余り見られません。牛や馬、そういう立体的なものがそこに加わるのかどうか。そうしたことも観光の一つにもなるし、また、教育の一つになると思います。そういうことも考えておられるのかを2点目に質問します。

それから3点目、一般財源から13億円充当すると回答がありました。どのようなものなのかお答えください。それから、現在までに幾ら使って、これから幾ら使うのか。それらもお答えください。

雇用者数についてお伺いします。雇用者数については2,305人、転入者を2,084人とシミュレーションしてあります。その根拠についても、どのようなものか。

それから、まちづくりについての最後の5番目の質問になりますが、町がどのような形になるのかということをお伺いしております。せめて簡潔なキャッチコピーなどがあつたらば、考えている範囲でもってお知らせ願えれば幸いです。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 災害の御心配、全く分かります。また、来週ですか、議員の先生方は現場を見るということで、調整池も今、作っておりますので、どういう規模か、見ればお分かりになるかと思えます。ここにつきましては、前からも申し上げているとおり、町の土地利用にかけるわけでございますので、この基準もございまして、町の、また県の基準もあるということで、この基準に準じて今、工事を施工しているということで、心配ないと、そのように考えております。

次に、2番目は大規模農園のことです。これにつきましては、午前中の渡辺議員にも御説明したとおり、ここは一大園芸施設の団地にするということで、議員お考えのような家畜を置くようなことは考えておりません。

それから、3番目の13億円の町の負担、ちょっと私、細かいことは分かりませんので、この後、担当課長から御報告をさせていただきます。

4つ目につきましては、これは人口ビジョンでお出ししてありますので、しっかりお読みください。

それから、5つ目のキャッチコピー、まだ考えておりません。これから御指導いただければ考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 菌田議員の再質問にお答えいたします。

3番目の一般財源の内訳でございますけれども、これはあくまでも想定の中で申し上げたものでございまして、したがいまして、今、どのくらい計上してあって、どのくらい執行しているかということにつきましても、今現在すぐにぱっと答えられるものではございません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） ありません。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月14日火曜日 午前10時開議

議案第15号から議案38号までの24議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時10分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

平成29年第2回小山町議会3月定例会会議録

平成29年3月14日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君
7番 渡辺 悦郎君 8番 梶 繁美君
9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君
12番 池谷 弘君 13番 米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
教 育 部 長	田代 順泰君	危 機 管 理 監	岩田 芳和君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	防 災 課 長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	大庭 和広君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上下水道課長	後藤 喜昭君	こども育成課長	小野 正彦君
生涯学習課長	山本 智春君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 6番 阿部 司君 7番 渡辺 悦郎君

閉 会 午後 1時32分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第17号の撤回について
- 日程第 2 議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定について
- 日程第 3 議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定について
- 日程第 4 議案第17号 小山町都市計画税条例の制定について
- 日程第 5 議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第 7 議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要について
- 日程第11 議案第24号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第25号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算
- 日程第15 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第17 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第20 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第22 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第23 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第24 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第25 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算
- 日程第26 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明
- 追加日程第 2 報告第 2 号 第 4 次小山町総合計画後期基本計画の変更について
- 追加日程第 3 同意第 1 号 小山町副町長の選任について

- 追加日程第4 同意第2号 小山町固定資産評価員の選任について
- 追加日程第5 議案第40号 財産を支払手段として使用することについて
- 追加日程第6 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第7 議案第42号 工事請負契約（変更）の締結について
- 追加日程第8 議案第43号 工事請負契約（変更）の締結について
- 追加日程第9 議案第44号 小山町保育所条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第10 議案第45号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第5号）
- 追加日程第11 発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決事項の指定について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

阿部 司君の発言の場所は、議席での発言を許可することを報告します。

ここで、小山町議会傍聴規則第8条の規程により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので、御報告いたします。

表決につきましては、体調を考慮し、阿部 司君、梶 繁美君においては、挙手による表決を許可することを報告します。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。住民福祉部長は、本日の会議を欠席しておりますので、御報告いたします。

日程第1 議案第17号の撤回について

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第17号の撤回についてを議題とします。

町長から本案の撤回についての理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） ただいま議題となりました議案第17号について、撤回の理由を説明いたします。

平成29年2月21日に提出いたしました議案第17号 小山町都市計画税条例の制定については、都市計画税を設けることについて、町民の皆様に説明を続けてまいりましたが、まだまだ説明が不足していたと感じているところであり、更に町の将来像につきまして、更なる丁寧な説明が必要と判断をしたところであります。

したがって、議案第17号を撤回することといたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） お諮りします。ただいま議題となっている議案第17号の撤回についてを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号の撤回については許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 日程第2 議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定について
日程第3 議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定について
日程第4 議案第17号 小山町都市計画税条例の制定について
日程第5 議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第6 議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第7 議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第9 議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例について
日程第10 議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要について
日程第11 議案第24号 町道路線の廃止について
日程第12 議案第25号 町道路線の変更について
日程第13 議案第26号 町道路線の認定について

○議長（米山千晴君） 日程第2 議案第15号から日程第13 議案第26号までの11議案を一括議題とします。

なお、議案第17号については、議案の撤回が許可されましたので、議案第17号の委員会における審議の経過並びに結果報告と委員長の報告における質疑、討論、採決については省略いたします。

それでは、2月21日、総務建設委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、2月21日、総務建設委員会に付託された12議案について、審議の経過と結果を御報告します。

3月7日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長及び課長補佐等、議会から委員6名が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定についてを報告します。

委員から、この発電所の建設は、県の補助金7,000万円を得て1億9,900万円の事業債を発行して町が行うと理解してよろしいか。との質疑に。

基本的にはそのとおりです。との答弁がありました。

委員から、この電気は、湯船原工業団地内の工場や東京電力にFIT（固定価格買取制度）で

売電するとの計画でよろしいか。もし、FITを計画しているのであれば、買い取り価格は幾らを見込んでいるのか。との質疑に。

電力先に関しては、全量を電力会社に売電する計画です。買い取り価格は2,000キロワット未満での1キロワットアワー当たり40円を想定しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第16号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、スモールオフィス棟に入る貸事務所は、映像制作に関係するものだけに貸す予定か。との質疑に。

映像制作に関わるものや、その他の業務に関わるものにおいても貸し付けを想定しています。との答弁がありました。

委員から、このファクトリーが一大映像制作拠点となり、人の出入りが頻繁になるためには、どのようなアピールをするのか。との質疑に。

ホームページのほかに映像制作に関わる業者や関係者等にもアピールをしており、NHKのニュースでも取り上げられました。引き続き、報道関係者等に広くアピールして、スタジオタウン小山構築事業を更に進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、バスストップが有料になることで、あしがら温泉の駐車場を無断で使うという心配がある。それに対して、どのような対応をしていくのか。との質疑に。

基本的には利用者のモラルと考えております。その中でも、絶えず無断駐車をする人を見張るわけにはいきません。啓発するものは表示をしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、現在の利用者は御殿場からの通勤者が多い気がする。実態調査はしているか。との質疑に。

昨年度、利用者の形態調査を実施し、通勤者などの定期的な利用は約20台分と分かりました。との答弁がありました。

委員から、駐車場の管理を指定管理者にするメリットは。との質疑に。

料金を徴収するシステムや機械等を町が投資するよりは、指定管理の方がリスクを避けられます。メンテナンス等も全て指定管理者が行うので、軽減が図られます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について、議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例について、議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要について、議案第24号 町道路線の廃止について、議案第25号 町道路線の変更について、議案第26号 町道路線の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第17号 小山町都市計画税条例の制定については、本委員会で審査いたしましたが、先ほど撤回が許可されましたので、報告は省略させていただきます。

以上で、総務建設委員会に付託された11議案の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

○議長（米山千晴君） 以上で、総務建設委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第15号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第16号 小山町木質バイオマス発電事業特別

会計条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

循環型エネルギーの構築や林業活性化の観点からいえば、木質バイオマス発電それ自体は決して悪くないと私も考えています。

しかし、今まで手渡された資料では、バイオマス発電の原料がチップだったものがペレットに変更になった詳細な理由を議会に対して丁寧に説明してこなかった点は疑念を抱かせました。

また、委員会での当局答弁では、発電所完成後の運営についてもSPC（特別目的会社）を考えている。それは町も入った形で企業体を形成し、出資者を募り、原料の提供者や発電事業者も入った混合体で組織するという話でした。この点についても条例制定後に具体的な詰めがなされるのかはしませんが、極めて大事な問題だけに条例案の提示前に事業スキームの詳しい説明をすべきだったと考えます。

これらの一連の議会とのやりとりから考えて、詳細な事業計画が不透明なまま条例案の上程に至っているのが納得できない部分が多くあります。

以上の理由をもって、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 小山町都市計画税条例の制定については、議案の撤回が認められましたので省略いたします。

日程第5 議案第18号 小山フィルムファクトリーの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第21号 小山町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号 小山町営土地改良事業計画の概要についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号 町道路線の廃止についてを議題とします。
総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第25号 町道路線の変更についてを議題とします。
総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第26号 町道路線の認定についてを議題とします。
総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算

日程第15 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第16 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第17 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第19 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算

日程第20 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算

日程第21 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第22 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第23 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第24 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第25 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算

○議長(米山千晴君) 次に、日程第14 議案第27号から日程第25 議案第38号までの平成29年度予算に係る議案12件を一括議題といたします。

それでは、2月28日、各常任委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長(遠藤 豪君) 2月28日、総務建設委員会に付託されました平成29年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算8件の審査を行いました。

はじめに、議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、入湯税について宿泊を伴わないものが昨年度より17%減少となった理由と利用者を増やす対応は。との質疑に。

首都圏からの観光目的地に向かうルートが変わってきており、国道138号を上がって山梨方面へ抜けていた観光客が、中央道を経由して目的地へ行っていることが少なからず影響していると

考えます。また、温泉施設は、町にとっても有効な観光資源であるので、観光振興のため誘客に努めていく考えです。との答弁がありました。

委員から、足柄ふれあい農村使用料について、現在の区画数と使用率はどの程度か。また、小山町へ新規で入居した人へのPRはどのように考えているのか。との質疑に。

現在、区画数は55区画、3月現在使用中の区画は37区画、使用率は67%です。新規入居された方への広報は、おやまで暮らそう課との連携や案内用のチラシなどの作成を検討します。また、農協と連携して、野菜の作付講習会の開催など、新たなイベント等のPRを行っていく予定です。との答弁がありました。

委員から、ミニポートピア富士おやま環境整備費協力金は、売上の1%で24億円の売上を予想しているが、売上が増えた理由と行政として売上増に協力できることはあるのか。との質疑に。

1日当たりの来場者数は昨年と変わらないが、今年度になってから客1人当たりの発売金額が増加しており、今年度並みと見込み増額しました。運営事業者がイベントの企画・開催や広報活動に努力し誘客を図っているため、町としては売上増に協力できることは特に考えていません。との答弁がありました。

委員から、南藤曲団地建設事業について、木造2階建ての町営住宅であるが、地域活性を踏まえて町営住宅の入居条件を広げて、多くの人に入居してもらうことは可能か。との質疑に。

新設の町営住宅についても、小山町営住宅条例の入居者の資格要件に基づいて募集することになるが、新設の団地ですので、工夫を凝らして若い子育て世帯の方が応募しやすい広報をしていきます。新設の団地にふさわしい入居者を募集していきたいと考えております。との答弁がありました。

委員から、現在、本町の正職員、臨時職員について、一般職及び幼保職員別での数は。また、臨時職員の待遇改善についての考えは。との質疑に。

平成29年1月1日現在、正規職員の数は210名です。そのうち、幼稚園、保育園、こども園に勤めている保育士、幼稚園教諭は52名です。臨時職員は、平成28年10月1日現在で、全体で184名です。そのうち、幼保、こども園関係での臨時職員数は63名です。臨時職員は、昨年、最低賃金の引き上げをしています。現在、総務課内で検討中ですが、今まで臨時職員で整理してきたが、国の法改正に合わせて、一般職の非常勤職員という位置づけをこれから考えていきます。待遇の改善はもちろんです。給与の面というより休暇の面で育児休業や介護休業など、正規職員と同様に働きやすい環境を整備することを現在検討しています。との答弁がありました。

委員から、駿河小山駅周辺地区調査費の内容は。駅前再開発は平成34年度からの事業実施計画になっているが、この5年間の間で再開発構想を煮詰めていくということになるのか。との質疑に。

平成29年度の基本計画では、遊休地を活用したにぎわいづくりの基本計画、基本構想を策定したいと考えます。基本計画策定後、早い段階で整備・着手に移ります。内陸フロンティアの構想

の中で5年間の枠が決められているので、なるべく早く基本の枠組みをつくって構想に移すということも一つの命題です。との答弁がありました。

委員から、金時公園整備費の内容は。また、金時公園は、災害時には裏山が崩れたこともあるが、その対応は。との質疑に。

新たな観光名所としての金時公園の再生を行いたいとの考えに基づき、多世代交流施設、スライダーなどの遊具、駐車場等を整備します。また、ハザードマップでは危険区域に指定されているので、多世代交流施設は危険区域から外れた箇所に建築する計画です。排水計画についても、背後にある区域を含め、検証しながら設計を進めています。場内には調整池を整備し、下流側への影響を最小限にとどめたいと考えています。過去に崩れた箇所については、県の治山工事を実施しています。との答弁がありました。

委員から、平成28年度末の財政調整基金の積立総額は。また、今後の目標額はどのくらいを考えているか。との質疑に。

平成28年度の財政調整基金の残高は5億9,700万円ほどを予定しています。現在の目標額は、標準財政規模の10%程度で、5億2,000万円から5億3,000万円が目標となりますが、今後の財政状況によっては一時的に下回ることもあると考えます。との答弁がありました。

その他に、道の駅地域振興センター利用料、合併浄化槽設置奨励事業補助金、山村道路網整備事業負担金、フジゾーンコランヒルクライム交付金、道路維持補修事業、急傾斜地崩壊防止事業、地域公共交通活性化事業費、勤労者住宅建設資金貸付預託金、豊門公園修景事業費、新東名高速道路通過市町村助成金、地方創生推進交付金、ふるさと寄附金について、質疑・答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算を報告します。

委員から、不動産売払収入は南藤曲住宅との説明があつたが、売却残の分譲地はないか。また、売却するための施策は。との質疑に。

売れ残っている分譲地は、南藤曲の1区画です。この土地の売却に全力で取り組んでまいります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成29年度新産業集積エリア造成事業特別会計予算を報告します。

委員から、水文調査の内容は。調査の結果によっては、調整池の面積変更等に反映されるのか。

との質疑に。

今回の水文調査は、地表水に関する広範な情報を得ることと、新産業集積エリア造成事業で同事業区域内で揚水施設（井戸）を掘った場合の地下水に関する広範な情報を得ることによる開発可能な揚水量を把握することを目的としています。具体的には、資料、地表、ボーリング、物理、水質、体質の調査を行います。今回の水文調査は、調整池の容量に影響する調査ではありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を報告します。

委員から、バイオマス発電所の設置場所はどこか。発電能力以外に熱利用の計画内容は。発電に必要なペレット量はどのくらいか。また、町外からのペレット供給は不必要と考えているか。との質疑に。

バイオマス発電所の設置場所は、小山町内陸フロンティア推進区域湯船原地区林業エリアに設置します。発電と併せて湯船原地区アグリーンドアストリーエリアに整備する施設園芸団地へ熱供給を行うことから、アグリーンドアストリーエリアに近い場所を設置場所としています。熱利用の計画は、発電所で生まれる熱発生量を熱交換器から熱伝導管によって施設園芸団地へ熱供給する計画です。熱需要先のメリットは、重油ボイラーを利用した場合と比較すると、重油価格変動に左右されない熱供給を受けることに加え、再生可能エネルギーを活用した農作物の付加価値を得ることができるメリットがあります。発電に必要なペレット量は年間825トンと試算しています。町外からのペレット供給については、現段階では不要と考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成29年度予算 8 件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、町道下小林 1 号線道路改良舗装工事の現地視察を実施したことを併せて御報告いたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、2月28日、文教厚生委員会に付託された5議案について、審議の経過と結果を御報告いたします。

3月8日、午前10時から会議室において、当局から、町長、副町長、教育長、関係部課長、専

門監及び課長補佐等、議会から委員6名の出席と委員外議員として議長の立ち会いのもと、審査を行いました。

はじめに、議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算を報告いたします。

委員から、パークゴルフ使用料と学校体育施設使用料について、どの程度の利用者を見込んでいるのか。また、平成28年度の利用者数の実績は。との質疑に。

パークゴルフ利用者は8,000人程度と見込んでいます。平成28年度の実績ですが、平成29年2月末までの総利用者数は7,277人で、昨年同時期と比較すると約100人増加しています。また、学校体育施設使用料では、約3万7,000人を見込んでいます。平成28年度の実績は、平成28年12月末までの使用回数1,466件、利用人数は2万9,241人で、料金の総額は80万4,000円です。との答弁がありました。

委員から、高齢者バス定期負担金は、何人程度の申請を想定しているか。との質疑に。

定期券購入者の見込みは、平成29年2月末現在では113人で、年度末には150人になると想定しています。これに伸び率30%を乗じて195人を想定しています。との答弁がありました。

委員から、定期予防接種の対象者は何人を見込んでいるのか。また、現在までの摂取状況は。との質疑に。

接種対象者数は、1万1,120人です。予算額は、子どもの定期予防接種は100%の接種率、高齢者のインフルエンザ予防接種等は60%の接種率を見込み算定しています。現在までの接種状況ですが、1月末現在、結核予防の乳児のBCG予防接種は149人が接種し接種率は95.5%、ジフテリア・破傷風混合接種は143人で97.9%、高齢者インフルエンザは3,037人で、接種率は57.5%です。との答弁がありました。

委員から、富士紡績資料保存整理はどのような整理を委託するのか。との質疑に。

昨年、フジボウ愛媛小山工場から森村橋や豊門会館、豊門公園に関する図面が約200点発見されました。当時の貴重な資料として、町に寄附をしていただきましたので、内容や保存状態を見ながら整理し、修繕や複製などを行い、町の歴史資料として保全・活用できるように考えています。との答弁がありました。

委員から、多様な保育推進事業費補助金の詳細は。との質疑に。

多様な保育推進事業費補助金は、県内の民間保育所と幼保連携型認定こども園において1歳児及び2歳児並びに認可外保育施設において3歳未満児を保育する事業に対する補助金です。補助率は実質経費の2分の1で、基準額については1歳児は月額2万1,000円、2歳児は月額8,000円となっています。との答弁がありました。

委員から、自主防災資機材整備交付金の詳細は。との質疑に。

自主防災機材整備交付金は、町内に40ある自主防災会へLED投光器を2台ずつ配付するための交付金です。との答弁がありました。

委員から、(仮称)中央子育て支援センターの規模は。との質疑に。

(仮称)中央子育て支援センターの規模は約260平米を予定しています。センターの中には相談室、子どもが遊べる場所のほか、利用者がお茶を飲めるようなスペースを考えています。との答弁がありました。

委員から、(仮称)中央子育て支援センターは、町内の幼稚園、保育園とどのように連携をとり運営していくのか。との質疑に。

幼稚園のわくわくランドや保育園のぺんぎんランドは従来どおり実施してまいります。イベント行事などの情報を共有し、利用者にとって訪れやすく、また、相談もしやすい運営をしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、子ども医療費助成の想定件数は。との質疑に。

入院、通院を合わせて3万5,000件を見込んでいます。内訳は、未就学児の入院は93件、就学時の入院は27件、合計120件です。未就学児の通院は1万7,650件、就学時の通院は1万7,230件で、合計3万4,880件となります。この見込み件数は、ほぼ平成27年度の実績に相当するものですが、インフルエンザの流行状況等によっては変動します。との答弁がありました。

委員から、外国人英語指導員派遣は、何学年に何時間を対象としているのか。また、新学習指導要領への対応は。との質疑に。

各小学校とも1年生から6年生全学年に派遣しています。時間は1・2年生は10時間程度、3・4年生は15時間程度、5・6年生は35時間程度となります。新学習指導要領の対応ですが、教員の英語力向上については、ALT派遣会社に委託しながら研修を計画中です。また、今後の小学校の英語教育については、次年度に提示される英語教育の年間指導計画を参考に立案していきます。との答弁がありました。

保育所保育料は、今年度から第2子が半額、第3子以降は無料に改正されている。どの程度の減収となるのか。との質疑に。

保育園保育料の影響額は、年間で2,300万円余りとなっています。との答弁がありました。

その他に、自主文化事業費寄附金、2市1町共通無料入浴券負担金、放課後児童通所支援事業費、保育園の臨時職員賃金、不妊治療費、耐震性貯水槽設置工事、校務システム借上料、電話健康相談業務委託、受託児童保育負担金、特定高齢者住宅改修交付金、児童発達支援事業費、健康福祉会館管理運営費、高齢者バス定期負担金、緊急用浄水装置購入費、認定こども園菜の花運営費補助金などについて質疑・答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算を報告いたします。

委員から、後期高齢者支援金の性格及び内容は。との質疑に。

後期高齢者支援金は、現役世代からの支援金部分で高齢化の進展に伴い、増え続ける高齢者の医療費を社会全体で支え合うものです。小山町の場合、1人当たり負担額5万9,441円に被保険者

見込み数4,395人を乗じ、前々年度の精算額等の補正を加えて試算しています。との答弁がありました。

委員から、特定健診の受診状況は、過去に比べて向上しているのか。との質疑に。

特定健診の受診率は、平成27年度は47.5%で、法定報告受診率は49.7%でした。現在の速報値では47.2%で、昨年度より0.3%下がっていますが、これから受診者数に事業主健診や人間ドック等を受診された方等を加えて、最終的な法定受診率を算出します。結果は、昨年度とほぼ同等になると想定しています。との答弁がありました。

委員から、受診率の向上にどのような広報をしているのか。との質疑に。

特定健診が始まる時にキャンペーンを実施、健康増進課と一緒にがん検診の受診勧奨をしています。その他、広報誌、無線放送、追加健診の前には未受診者の方に個別の通知をして、個別の電話勧奨等も実施しています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算を報告いたします。

委員から、現在の奨学資金貸付者数は。との質疑に。

平成28年度は貸付者数は13人です。内訳として、大学生が12人、高校生が1人、平成29年度の貸付予定者数は13人で、大学生等が10人、新規大学生3人の予定となっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算を報告いたします。

委員から、65歳から年金から引き落としになるが、引き落としになるまで何か月程度かかるのか。との質疑に。

概ね半年以上かかりますが、年金保険者から町へ情報が遅れて届く場合もありますので、特別徴収が遅れてしまうケースもあります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された平成29年度予算5件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、湯船城跡地と菜の花こども園現地視察を実施したことについても併せて御報告いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、ここで11時10分まで、10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第14 議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

国内経済は一定程度回復基調にあるとはいうものの、まだまだ地方の中小零細企業まで景気回復の実感が持てないのが現実です。さらに、一般庶民の目線言えば、年金の目減りや物価上昇で、実質賃金は下がっており、重くのしかかる税負担は大きく、景気回復感を感じられないというのが実態です。

そんな中での平成29年度小山町の予算編成であるわけですが、一般会計は106億円で、前年度比10億2,000万円、10.6%の増で、過去最大の予算になりました。歳入の根幹である町税収入は37億4,000万円で、前年より1,400万円の減となりました。一方、国や県の支出金は22億3,100万円に膨らみ、比率にして18.7%の増です。さらに、町債は9億2,600万円に上り、これも前年度比24.8%の大幅な伸びを示しています。

こういう本年度の予算案ですが、幾つかの疑問点があります。

まず第1に挙げたい点は、町債と町の財政状況に関してです。平成29年度当初の町債残高見込額は、前年度より約1億4,400万円増の83億9,736万円に膨らみました。これは2月1日現在の町の人口1万9,134人で計算すると、町民1人当たりの借金は約43万8,841円です。この数字一つで分かるように、借金増の予算編成となった点を指摘しなければなりません。

その点を踏まえて考えると、小山町総合計画後期基本計画で示されている健全な財政運営の確立では、平成31年に将来負担比率を36.3%以下までにするという目標を立てています。さらに、財政調整基金残高も平成31年には5億2,000万円まで増やすという計画です。

しかし、平成27年度会計の決算に基づく健全化判断比率・財政状況を示す4指標を見ると、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率は92.7ポイントで、県下自治体

の最下位でした。また、その自治体の借金依存度を示す実質公債費率も9.7ポイントで、県下で下から6番目でした。本年度予算の町債や国・県支出金頼みの現状を見る限りでは、これらの指標の改善は期待できません。

自主財源比率の上でも59.7%となり、1.2%減少しました。それだけ依存財源に頼る予算立てだということです。性質別歳出を見ても、投資的経費は前年度比61.4%増の28億800万円の大幅増です。

小さな町の大きな取り組みと言っても限度があります。思い切った財政出動もいいでしょうが、もっと身の丈に合った事業設計と財政計画を立てるべきではないでしょうか。

2点目に、バランスを欠いた予算の印象を受ける点です。支出全体を見ると、三来拠点事業もあり、土木費の大幅な伸びに驚きます。土木費の予算総額は26億9,500万円で、昨年より60.7%の大幅な増です。それに反し、民生費は土木費を下回る20億500万円で、昨年からわずか3.8%の伸びに抑えられました。本会議での予算質疑に対して、民生・教育分野でも様々な事業に取り組んでいくという回答をされておられましたが、今述べられた金額の大小の比較を見れば一目瞭然で、そのアンバランスさを強く印象づけた予算であることは間違いありません。

3点目ですが、平成28年度約16億円あったふるさと納税ですが、不確定要素も多いことを考慮し、昨年同様の10億円としました。ところが、このふるさと納税は総務省をはじめ、有識者の間で様々な問題点が指摘されています。ふるさと納税で潤う自治体があれば、逆に入る税金が大幅に目減りしてしまう自治体がある点、ふるさと納税獲得合戦が過熱し過ぎている点、金券や家電製品など、好ましくない返礼品が金券ショップや市場で取り引きされている点などが以前から指摘されています。

本町の返礼品のベストテンは全て町内にある大手企業の商品贈答券と家電です。もし総務省が厳しい規制をかけてきたら大きな打撃を受けるのは明らかです。その点では、不安材料が多いことは事実です。ですから、本町のふるさと納税は好調だと手放しで喜んでいるのは危険です。ふるさと納税の抜本の見直しが国レベルでなされても、即対応できる柔軟性を準備しておく必要があります。

最後に、100年の計とうたい、町内8地区の内陸のフロンティアを拓く取組の正念場に入っている本町ですが、わさび平の優良田園住宅建設などに代表されるように、関係住民に十分意を尽くした説明がなされていないために、住民との合意形成ができないまま事業が進められるケースが多く見られる傾向にあります。その点では、本年度進められるそれぞれの事業で、同じ轍は踏まないことを強く要望し、住民との丁寧なやりとりを期待したいと考えます。

同時に、今取り組まれている大型開発とにかく目が行きがちですが、今暮らしている町民の現実と向き合い、行政としてはどのようにして住みやすい小山町にしていけるのかという点に、一層金も心も配っていただきたい点をつけ加えて、私の平成29年度小山町一般会計予算についての反対討論とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、議案第27号 平成29年度小山町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

まずはじめに、当初予算は106億円で、前年度当初予算95億8,000万円に比べますと10億2,000万円、10.6%の増額であり、4つの総合計画の基本目標に沿い、積極的な施策が予算に盛り込まれております。

また、ふるさと納税が町の起爆剤となり、平成29年度も10億円計上してあり、町の活性化の一助となっていることは間違いありません。

主な事業として、三来拠点事業、すなわち内陸のフロンティアを拓く取組であります。この大きな事業を予算面などで危惧する声もありますが、このインフラ整備は町の将来にとって必要不可欠であります。小山町内各地区の予算の配慮もされております。

湯船原地区では、太陽光発電事業や木質バイオマス発電事業、工業団地造成事業が進んでおり、小山地区においては、駿河小山駅周辺のにぎわいの創出を具体化する基本計画策定や豊門公園修景事業や中島地区にある金時公園整備であります。明倫地区においては、菅沼地区の区画整理調査が進められており、足柄地区においても、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジのアクセス道路整備や（仮称）足柄駅交流センターの基本設計予算も計上し、建設に取り組んでおります。その他、都市計画道路大胡田用沢線の物件補償、用地買収などのメニューにも取り組み、このような積極的な基本目標に向けた予算と、私は評価するものであります。

次に、定住移住促進事業費も1億円余も予算措置されるなど、小山町に住んでいただく定住や移住、雇用に伴う施策も人口増に向けて今年度も進められております。

次に、子育て支援事業において、子育て世代の情報交換の場の提供となる（仮称）中央子育てセンター建築も、メニューに入っております。

また、結婚に至る出会いの場の創出、妊娠、子育ての切れ目のない支援に取り組む姿勢が見てとれます。

さらに、児童生徒の環境整備としてのトイレの洋式化に取り組まれたことは、私は評価いたします。

次に、防災面では、自主防災組織の支援充実や災害時の体制強化へ組立式避難所用トイレ等の防災機材の整備も引き続き行われています。

次に、福祉面では、社会福祉活動の推進と移動支援や日中一時支援などの地域生活支援などの推進を図り、福祉の充実にも力を注ぐ努力も見えられます。健康福祉会館も平成29年度より指定管理者の導入となり、より良い健康づくりの拠点となるであろうと思われれます。

また、昨年に引き続き、町民全体の健康づくりとして、予防接種や感染症の予防対策、生活習慣病予防事業を幅広く推進し、保健予防活動の充実にも努めているのも見受けられます。町長は、町民との協働により町内各地区の将来像を描いた計画の推進を図る旨も言われておりますので、

町民に将来像を示す姿勢をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、平成29年度一般会計予算は、今後の小山町の将来を見据えて考えられた予算であると思われまます。この本予算に基づき、事業が速やかに施行されていきますことを熱望し、私の賛成討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、議案第27号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第28号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第30号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第31号 平成29年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第32号 平成29年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第33号 平成29年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第34号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第35号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第36号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番(高畑博行君) ただいま提出されました議案第37号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計について、反対の立場から討論いたします。

木質バイオマス発電事業の主な反対理由は、議案第16号の条例制定案で述べましたので省略します。

この特別会計は、その条例案に基づくものですので、反対の立場をとらせていただきます。

以上、私の反対討論といたします。

○議長(米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第38号 平成29年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第26 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、5月31日に東京都で開催されます全国町村議会議長会議長副議長研修会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定に

より、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員派遣については、これを行うことに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定した議員の派遣について変更を要するときには、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員の派遣について変更を要するときは、議長一任で変更することに決定しました。

それでは、ここで15分間休憩いたします。

議員の皆様方は直ちに会議室において議員懇談会を開催いたしますので、御参集賜ればと思います。よろしく願いいたします。

午前11時40分 休憩

午前11時53分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。室伏副町長及びおやまで暮らそう課長は公務のため午後の会議を欠席しております。高畑議員については、午後の会議を欠席しておりますので御報告いたします。

お諮りします。ただいま町長から、報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更について、同意第1号 小山町副町長の選任について、同意第2号 小山町固定資産評価員の選任について、議案第40号 財産を支払手段として使用することについて、議案第41号 工事請負契約の締結について、議案第42号 工事請負契約(変更)の締結について、議案第43号 工事請負契約(変更)の締結について、議案第44号 小山町保育所条例の一部を改正する条例について、議案第45号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第5号)の9件と、また、議会から発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決事項の指定についての1件、合計10件の追加議案が提出されました。

発議については、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第2号及び同意第1号、同意第2号、議案第40号から議案第45号の9議案並びに議会提出の発議第1号の1件の10件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願いいたします。

追加日程第 1

町長提案説明

○議長（米山千晴君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第 2 号及び同意第 1 号、同意第 2 号、議案第 40 号から議案第 45 号の 9 議案について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 今回、追加提案いたしましたのは、報告 1 件、人事案件 2 件、財産を支払手段として使用することについて 1 件、工事請負契約の締結及び変更 3 件、条例の一部改正 1 件、平成 28 年度特別会計補正予算 1 件の合計 9 件であります。

はじめに、報告第 2 号 第 4 次小山町総合計画後期基本計画の変更についてであります。

本件は、第 4 次小山町総合計画後期基本計画における主要事業及び目標・指標を変更いたしましたので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、報告するものであります。

次に、同意第 1 号 小山町副町長の選任についてであります。

本案は、副町長であります田代 章さんの任期満了に伴い、新たに副町長の選任をたく、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 2 号 小山町固定資産評価員の選任についてであります。

本案は、現在固定資産評価員であり、副町長であります田代 章さんの任期満了に伴い、新たに固定資産評価員の選任をたく、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 40 号 財産を支払手段として使用することについてであります。

本案は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業の事業用地として取得した財産を小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事の支払手段として使用するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 41 号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 42 号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成 28 年度社会資本整備総合交付金事業 町道 2316 号線下り線その 1 道路改良舗装工事請負契約の変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 43 号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成 28 年度社会資本整備総合交付金事業 町道 2415 号線道路改良舗装工事請負契約の変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号 小山町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、待機児童解消のため、きたごうこども園の定員を増やすため、小山町保育所条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第45号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

本案は、小山町新産業集積エリア造成事業における造成工事の工事期間を平成30年度までとするため、債務負担行為の設定をするものであります。

以上、報告第2号、同意第1号、同意第2号及び議案第40号から議案第45号までの提案説明を終わります。

なお、この後、人事案件については私から説明し、その他の報告、議案につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 町長の提案説明が終わりました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更についてであります。

総合計画は、本町におけるまちづくりの指針であり、第4次小山町総合計画後期基本計画の計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間としております。毎年度、計画に掲げた施策について行政評価を実施するとともに、行政評価及び予算編成と連動する主要事業の向こう3年間の実施計画を定めております。行政評価を通じ、計画の見直し、改善等を実施した結果、第4次小山町総合計画後期基本計画において、主要事業及び目標（指標）の一部を変更いたしましたので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第2項の規定により報告をするものであります。

変更の内容は大きく2つの区分に整理をされます。

1つ目は、執行機関内部の運営に関する変更であります。施策番号1－8 便利で快適な道路網

の整備、以下5つの施策における主要事業の修正であります。

2つ目は、指標または目標値等の数値の変更であります。施策番号2-3高齢者福祉の推進、以下8つの施策における目標の修正であります。これらの修正内容につきましては、詳しくは報告第2号参考資料（新旧対照表）を御参照ください。

なお、今後も行政評価、実施計画の更新など、総合計画のPDCAサイクルを実行してまいります。

なお、この変更の施行日は平成29年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

追加日程第3 同意第1号 小山町副町長の選任について

○議長（米山千晴君） 追加日程第3 同意第1号 小山町副町長の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町副町長の選任についてであります。

はじめに、総括担当副町長であります田代 章さんにおかれましては、本年度末の3月31日をもって地方自治法第163条に規定する4年の任期を迎えられます。

田代副町長には、平成25年4月から4年間にわたり厳しい財政状況の中、町政全般の統括担当として堅実かつ誠実に町政発展のために御尽力をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、4月から新たな副町長に、三島市加茂川町14番地の1にお住まいの高橋利幸氏の選任を御提案いたします。

高橋氏は現在、静岡県健康福祉部医療健康局地域医療課の課長代理を務めておりますが、本年3月31日をもって割愛退職されます。高橋氏は平成元年に静岡県に奉職され、企画部企画調整局調整室少子化対策担当主幹、企画広報部企画調整局調整課少子化担当少子化対策班長、健康福祉部子ども未来局子ども未来課少子化対策班長、平成26年4月からは現所属であります健康福祉部医療健康局地域医療課長代理として勤務をされております。

現在、小山町は人口ビジョンに掲げた目標人口を達成するため、厳しい財政状況の中ではありますが、内陸フロンティアを拓く取組における未来拠点事業などの大型プロジェクトを積極的に推進することにより、企業誘致及び定住促進を図るための各種事業を推進しております。また、来年度の予算の重点配分施策として、安心安全なまちづくりのため、災害に強いまちづくり施策、健康寿命を延ばすため、町民主体の健康づくりと地域医療の推進施策、子育てに優しい町を目指し、子ども子育て支援の充実に対する施策を実施いたします。これらは来年度に限らず、今後の町政を推進する上で普遍的な施策でもあります。

高橋氏は平成26年度から健康福祉部医療健康局地域医療課において地域医療の推進を担当され、また、それ以前には少子化担当を務められるなど、小山町が重点的に取り組む施策に対して深い知識と経験をお持ちの方であります。また、企画部門も長く経験されており、人格も高潔で豊富な人脈を有しております。まさに希望と活力にあふれる金太郎のような元気なまちづくりを進める上で、副町長として最もふさわしい人材であると確信しております。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第4 同意第2号 小山町固定資産評価員の選任について

○議長（米山千晴君） 追加日程第4 同意第2号 小山町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第2号 小山町固定資産評価員の選任についてであります。

小山町固定資産評価員は、地方税法の規定により市町村に配置することとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

本町では、これまで固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として、副町長を選任しておりました。そこで、先ほど副町長に選任の同意をいただきました高橋利幸氏を固定資産評価員として選任したく、提案をいたします。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第5 議案第40号 財産の支払手段として使用することについて

○議長(米山千晴君) 追加日程第5 議案第40号 財産の支払手段として使用することについてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第40号 財産を支払手段として使用することについてであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、湯船原地区新産業集積エリア造成工事の支払手段として小山町所有の土地を用いる、いわゆる代物弁済を行うために、議会の議決を求めるものであります。

支払手段の対象となる財産は、新産業集積エリアの区域320筆、面積36万9,155.81平方メートルのうちの16万4,539平方メートルに相当する土地であります。

この面積の根拠でございますが、平成27年10月に大和ハウス工業株式会社東京本店と締結した基本協定に基づき、造成工事の経費を算出し、その金額26億2,440万円と用地買収費や委託事業費などを含む総事業費との比較から算定をしたものであります。

したがって、代物弁済の債務の金額は同じく26億2,440万円、相手方、いわゆる債権者は大和ハウス工業株式会社東京本店となります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第6 議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第41号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事の請負契約の締結のため、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、ただいま議案第40号で説明をいたしました基本協定に基づき、大和ハウス工業株式会社との随意契約であり、請負契約額は26億2,440万円で、代物弁済による支払としております。

工事内容でございますが、新産業集積エリア約37ヘクタールの造成であり、南北に延長約718メートル、東西に延長約518メートルの幅員12メートルの区域内道路を設けます。

土工の規模でございますが、掘削工約48万立方メートル、盛土工約45万立方メートルに上り、その他調整池を設ける防災施設工など、必要な工事を行うものであります。

なお、工事の完成期日は平成31年3月29日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第42号 工事請負契約（変更）の締結について

○議長（米山千晴君） 追加日程第7 議案第42号 工事請負契約（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第42号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成28年11月臨時会において議決をいただき、臼幸産業株式会社と工事請負契約を締結し施工しております平成28年度社会資本整備総合交付金事業 町道2316号線（下り線その1）道路改良舗装工事の設計の一部変更による工事請負契約変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、照明設備基礎工を3基追加して施工するとともに、改良土盛土工を2,000立方メートル追加して施工するものであります。

変更による増額分は475万2,000円で、総額8,618万4,000円となり、うち消費税相当額は638万4,000円であります。

なお、工事の完成期日は平成29年6月30日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議案第43号 工事請負契約（変更）の締結について

○議長（米山千晴君） 追加日程第8 議案第43号 工事請負契約（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第43号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成29年2月臨時会において議決をいただき、臼幸産業株式会社と工事請負契約を締

結し、施工している平成28年度社会資本整備総合交付金事業 町道2415号線道路改良舗装工事の設計の一部変更による工事請負契約変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、改良土盛土工を2,900立方メートル追加して施工をするものであります。

変更による増額分は637万2,000円で、総額6,771万6,000円となり、うち消費税相当額は501万6,000円であります。

なお、工事の完成予定期日は平成29年6月30日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第9 議案第44号 小山町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 追加日程第9 議案第44号 小山町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第44号 小山町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成29年度の幼児の入園について、1歳児の入園希望者が多くなり、町内のいずれの保育園でも受け入れることができない幼児、いわゆる待機児童が発生する見込みとなったため、保育室を増築することなく対応できる園であるきたごうこども園について定員を増員し、入園可能な園をつくろうとするものであります。

本条例につきましては、きたごうこども園の構成施設であるきたごう保育園の定員を120人から135人に改正するものです。

なお、本条例は平成29年4月1日からの施行となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第10 議案第45号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（米山千晴君） 追加日程第10 議案第45号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第45号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、新産業集積エリアの造成工事契約により、平成29年度以降に債務を負うことになることから、債務負担行為を設けるものであります。債務負担行為の期間は、造成工事の工期が平成31年3月でありますので、平成29年度から平成30年度までとし、限度額は造成工事に要する金額としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第11 発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決事項の指定について

○議長（米山千晴君） 追加日程第11 発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決事項の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました発議第1号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決事項の指定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決事項の指定について、同法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づく議決事項のうち、和解及び法律上の町の義務に属する損害賠償を町長の専決事項として指定するものであります。

現在、町長の専決事項の指定については、昭和47年9月定例会において、議員提案によって議決されており、町長の専決処分できる事項を、1件30万円以内の町の義務に属する損害賠償の額を定めることと、交通事故により自動車損害共済契約等に定める共済責任額の最高限度額内において、法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めることが内容となっております。

損害賠償事務、とりわけ交通事故においては、昨年12月定例会でも2件の報告があったように、公用車が関連する事故が増えているのが現状です。

職員の交通事故防止については、これまでどおり細心の注意を払っていただく、このことについては当然のことではあります。万が一交通事故等が発生してしまった場合、加害者・被害者ともに精神的、金銭的な負担を強いられることとなります。特に被害者に対する損害賠償については、その手続きをできるだけ速やかに、かつ簡素化を図って対応することが望ましいと考えます。それには、事故を起こした当事者間での示談や和解等の速やかな解決が必要不可欠であります。

このような点から、現在の町長の専決事項を見直し、交通事故に係る損害賠償の額の決定については、自動車損害賠償保障法等の規定に基づき支払われる保険金額に免責金額を加えた額までを町長において専決することができるよう指定するものであります。

また、昭和40年代当時と現在の物価水準を鑑みると、物価が上がっていることから、2号で定める交通事故以外による損害賠償の額についても、1件30万円から50万円まで引き上げて指定するものであります。

以上、提案理由の説明をいたしました。

提出者 鈴木 豊

賛成者 遠藤 豪、阿部 司、渡辺悦郎、梶 繁美、池谷 弘

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

鈴木 豊君提出の発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

それでは、3月末日をもちまして退任されます田代副町長がおられますので、退任に当たり御挨拶をいただきたいと思います。副町長 田代 章君。

○副町長（田代 章君） この3月をもちまして、任期満了に伴い退任いたしますけれども、この4年間、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。

副町長に就任いたしました4年前は、ちょうど内陸のフロンティアを拓く取組がスタートし始めたときで、次世代施設園芸導入加速化支援事業の採択に向けて、関東農政局長へ説明に行ったことや、あるいは足柄サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置に向けて、御殿場市と協議を重ねたことなどが昨日のこのように思い浮かべられます。

今、これらの事業が形として表れてきておりますけれども、今後もこの事業が順調に進んで、小山町の発展につながることを心から願っております。

結びになりますけれども、皆様方の御健勝と小山町の発展に向けての御活躍を心から祈念いたしまして、退任に当たっての挨拶とさせていただきます。4年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（米山千晴君） 田代副町長、御苦労さまでした。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成29年第2回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後1時32分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 阿 部 司

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎